

平成26年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成26年9月11日(木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	9月11日 午前9時00分宣告(第2日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	戸谷裕治
	3番	水野智見	4番	安藤洋一
	5番	山田新太郎	6番	伊藤俊一
	7番	中村英子	8番	黒川勝好
	9番	菊地久	10番	佐藤茂
	11番	奥田信宏	12番	吉田正昭
	13番	高阪康彦	14番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	服部 康彦	政策推進課長	黒川 静一
	総務部	部長	加藤 恒弘	次長兼 総務課長	江上 文啓
		次長兼 安心安全課長	岡村 智彦	税務課長	磯野 弘幸
	民生部	部長	佐藤 一夫	次子長兼 推進課長	鈴木 利彦
		次長兼 住民課長	伊藤 満	健康推進課長	大橋 幸一
		高齢介護課長	橋本 浩之		
	産建設業部	部長	上田 実	次長兼 ちづく 推進課長	志治 正弘
		土木農政課長	伊藤 保彦		
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	山本 章人		
	上下水道部	次長兼 下水道課長	加藤 和己		
	消防本部	消防長	奥村 光司	総務課長 兼予防課長	伊藤 啓二
	教育委員会 教育事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	川合 保
給食センター 所長		伊藤 和孝	生涯学習課長	伊藤 保光	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事会局	局長	松岡 英雄	書記	飯田 和泉

議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)
---------	-----------------------------------

日程第1 一般質問

番 号	質 問 者	質 問 事 項	
1	山 田 新太郎	長寿日本ー グランドゴルフで……………	43
2	黒 川 勝 好	今後の空き家対策……………	53
3	水 野 智 見	①子育て支援について……………	59
		②空き家等の対策について……………	68
4	高 阪 康 彦	①公共用地の活用は……………	76
		②議会基本条例について……………	86
5	中 村 英 子	①子どもの貧困の実態と支援について……………	90
		②財政からみた名古屋市合併の必要性……………	101
6	奥 田 信 宏	災害に備えて……………	110

○議長 吉田正昭君

皆さん、おはようございます。

平成26年第3回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議会広報編集委員長より、広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申し出がありましたので、一般質問をされる議員の皆さんは、昼の休憩中、本会議場にて写真撮影を行いますので、ご協力をお願いいたします。

西尾張シーエーティーヴィ株式会社より、本日及びあすの撮影、放映許可願いの届け出がありましたので、議会傍聴規則第7条第4号の規定により、撮影、放映することを許可いたしました。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、本会議を一旦休憩し、急遽、議会運営委員会の開催をお願いしたいと思います。

議会運営委員長 奥田信宏君、お願いいたします。

○議会運営委員長 奥田信宏君

それでは、ただいまから議会運営委員会を開催しますので、委員の皆さんは会議室へご参集をください。よろしくお願いをいたします。

○議長 吉田正昭君

それでは、本会議を暫時休憩いたします。

(午前 9時01分)

○議長 吉田正昭君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時12分)

○議長 吉田正昭君

ここで、ただいま開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 奥田信宏君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○議会運営委員長 奥田信宏君

それでは、先ほど開催いたしました議会運営委員会の協議結果の報告を申し上げます。

蟹江町立小学校児童への体罰に対する報告について協議をいたしました。この件につきまして、まず、この委員長報告の後、教育長より陳謝及び報告を行うとの申し出がありましたので、行うこととなりました。

次に、一般質問終了後に直ちに議員総会を開催することといたしました。この議員総会にて詳細な報告と質疑をすることといたしました。その議員総会が終了後、議会広報編集委員会、議会運営委員会等を行うということになりました。

以上でございます。報告にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(11番議員降壇)

○議長 吉田正昭君

どうもありがとうございました。

ここで、教育長より行政報告の申し出がありますので、許可いたします。

○教育長 石垣武雄君

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、学校教育に関することでご報告を申し上げます。

このたびは小学校2年生の児童に対して体罰がありましたことを深くおわび申し上げます。学校教育の信頼を損なう行為であり、申しわけありませんでした。

さて、学校は、おとといの火曜日ではありますが、臨時保護者説明会を開催いたしました。その場で担任の謝罪と今までの経緯、そして今後の対応について、学校より説明がありました。今後は、担任は2人体制で臨み、問題を起こした教員は、当分の間、直接子供の前に立って指導しない方向が示されました。教育委員会も学校を指導し、信頼のある明るい学校にしていきたいと考えております。

議員の皆様におかれましては、今までと同様のご支援をいただきますようお願い申し上げます。

以上、ご報告とさせていただきます。

○町長 横江淳一君

議長のお許しをいただきました。

大変貴重なお時間をおかりし、私からも一言おわびを申し上げたいというふうに考えております。

今回の件に対しまして、議員各位に大変ご心痛をおかけをいたしましたことを心よりおわびを申し上げたいと思います。町の最高責任者として、教育委員会、そして教育長ともしっかりと話をさせていただいている中で、このようなことは二度とあってはならないというようなことを考えてございます。

町立小学校、町立中学校、一番大事な多感な時期の教育を我々町が担っているわけでありますので、今後とも町長部局、そして教育委員会部局ともしっかりと橋を渡しながら意見交換をし、しっかりとした教育を前に進めてまいりますよう頑張っていく所存でございますので、何とぞよろしくお願い申し上げ、一言ご挨拶とさせていただきます。

本当に申しわけございませんでした。

○議長 吉田正昭君

これで行政報告を終わります。

なお、この件につきましては、委員長報告のとおり、一般質問終了後、直ちに議員総会を

開催し、教育長より詳細な報告を求めることといたします。その後、議会広報編集委員会、議会運営委員会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 「一般質問」を行います。

一般質問をされる議員の皆さん及び答弁される皆さんに、議長と広報編集委員長からお願いいたします。

一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力ください。

それでは、順次発言を許可いたします。

質問1番 山田新太郎君の「長寿日本一 グランドゴルフで」を許可いたします。

山田新太郎君、質問席へお着きください。

○5番 山田新太郎君

5番の山田新太郎でございます。

議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書に従い質問をさせていただきます。その前に、皆様おはようございます。

私は、「長寿日本一 グランドゴルフで」という題できょうは質問をさせていただきます。その前に、私の私見を申し上げます。

蟹江町は、前の一般質問でもしておるんですが、この10年間人口がふえておりません。名古屋市に隣接する市町村で人口がふえていないのは蟹江町のみです。ですが、蟹江町を飛び越して弥富市は人口がふえております。行政の皆さんは、その前に質問をしたときも言いましたが、これを表だけで知って数だけを知っている。それは行政のやることではありません。これを踏まえた上で、蟹江町行政をどうするかを考えるべきです。そういう意味では、非常に行政が失敗したと、失敗していると言っても過言ではないと思います。

町長が就任以来、ぴかりと光る町、輝く町と述べてこられましたが、光は消えました。もう完全にくすんでおります。その辺は横江町長は肝に銘じて今後の行政を行ってください。そういう意味では、横江町長のこの10年間の行政は失敗であったというべきだと私は思います。これは、あくまでも私見ですので、このテレビを見てみえる町民の皆さんも、私に対してご助言があれば、ぜひご助言をいただきたいと思っております。

それで、今後、蟹江町は何をなすべきか、やっぱりそれを今の現実を踏まえて考えるべきだと思います。蟹江町に引っ越してきた方がみえるんですが、出て行く方が多いということも、蟹江町からの資料で前回の議会でも説明を受けています。だから、蟹江町をいかに魅力のあるまちづくりをするかということは、非常に大切だと思います。

それで、私は前の議会でも述べましたが、まず子育て日本一、これを進めるべきだと思います。そして、もう一つは、きょうのテーマになっておりますように、長寿日本一、強いて

は健康長寿日本一を目指すべきではないかということで、私見でこれを述べさせていただくわけです。前にも話しましたが、子育て日本一、今まで本当に子育てをされている方たちに対して、身をもって真剣に対処できたかという、私は疑問に思っておりました。幸いに蟹江保育所の前にある会社の跡地を購入して、アドバルーンを上げるには非常に適した場所ができているということも、前の議会で私はお話をさせていただいております。

そういう意味ではいろいろな場所、そしてこの前もNPOで表彰された女性の方々、子育て支援に対して非常に頑張っておられる団体があるわけですから、ああいう方たちも含めてやっぱり蟹江町は子育て支援日本一を目指して何をやるべきか、何をやったら若い人たちが蟹江町へ来てくれるか、それでまたとどまってくれるか、これを真剣に考えていただくよう、この場をかりて子育て支援についてはお願いを申し上げます。

次に、本題になりますが、蟹江町で長寿日本一を目指したらどうか、長寿日本一、しかし生きていだけでは、残念ながら立派なまちづくりとは言えません。今、健康長寿という言葉が使われております。つまり、五体満足で自分のことは自分でやれる長寿、そういう人たちをいかに多くつくるか。

私的なことですが、私の父方の祖母は15年間脳溢血で半身が不随でした。当然、人の手をかりなければトイレも行けませんでした。そして、最後の約5年間は完全に寝たきりになってしまいました。それで90歳で亡くなっております。そういう人もみえるわけです。逆に、母方の祖母は99歳で亡くなっておるんですが、その日まで庭の草むしりをずっとして、そして夕食のカレーライスを食べ、僕が今思うには多分喉に詰まったんだと思いますね、カレーが。それで、その場で倒れまして、2時間後に亡くなっております。母方の祖母は、一切人の手をかりることなく亡くなりました。

だから、このテレビを見ておられる蟹江町民の方に申し上げたい。私の父親の祖母のように、15年間体が不自由で、最後の5年間、完全に寝たきりになって死ぬのか、母方の祖母のように死の直前までカレーライスを食べ、たまたまだと思いますが、喉に詰まって亡くなった。つまり、人の手をかりずに99歳まで生きました。そういう道を選ぶのか、どちらを選ぶのですかということは大きな、これからは私たち団塊の世代が高齢化しますので、その方たちがどちらを選ぶか。人任せに、本人に任せるのではなくて、行政はここで、ここです、やっぱり健康に最後を全うしていただくよう、その施策、方法を考えるのが行政の仕事です。ただ統計を見て、ああよく死んだどうのこうの、そうじゃないです。その結果を踏まえて何をやるかが行政の仕事なんです。前の一般質問の中で、私はその辺をご指摘申し上げておるんですが、だからはっきり言えることは、人間誰でも死ぬわけです。ただ、死に至るのに何年人の手をかりて生きるのか、全く手をかりずに死ぬのか、どちらかなんです。

だから、蟹江町のやるべきことは、より長く健康で生きていただいて、人の手をかりることなく最後、誰でも最後は寝込むわけです。その期間をいかに短くするか、これを本人任せ

にするんじゃないくて、それを啓発するためにそういうことを町民の皆さんに認識、行動していただくように動くのが町の仕事です。間違えないでくださいよ。統計を見てどうのこうの、そんなのは町の仕事じゃない。前からやっている。そんな統計を見てどうのこうのだったら、中学生の生徒会にやってもらえば十分できるんです。あなたたち高給取りがそんなことをやる必要はない。それをやった後、どうしたら長生きしていただけるか、しかも健康で生きていただけるか、これを考えるべきだと思います。それで、きょうの質問をさせていただくわけです。

それで、まず、蟹江町の現実を見たいと思います。

まず、1つ、蟹江町の被介護保険者数は現在何人ですか。つまり、介護保険に加入されている人数ですね、それは何人ですか。その中で要介護者、つまり人の手をかりて生きておられるというのは失礼ですけれども、かりておられて生活されている方は何人ですか。その割合は何%ですか、蟹江町についてお答えください。

○高齢介護課長 橋本浩之君

介護保険、被保険者数でございます。平成26年3月31日現在で8,542人、要介護の認定者数につきましては1,253人、割合につきましては14.7%となっております。

以上でございます。

○5番 山田新太郎君

ありがとうございました。

今、ざっと数値を言っていたいたんですが、14.7%、約7人に1人の方が要介護者であるということですね。だから、蟹江町は何をやらなければいかんかといったら、この7人に1人という数字を分母をいかに大きくする、これが100人に1人、200人に1人、そういうことになるように何をしたらいいか方策を考えるのがあなたたちの仕事なんですよ。統計を見て今言われましたが、多分統計を見ただけで今までは終わっていると思います。それを生かして、ぜひ分母が大きくなるようにしてください。

次に、質問をいたしますが、同じように、介護保険特別会計支出、つまり蟹江町が介護保険を要介護者のために幾らお金を払っているんだ、幾らいつているんだということを質問したいと思っています。だから支出は幾らですかと。その全額を要介護保険者1人当たりで割ったら幾らになりますか。

もう一つ、プラスとして、支出額が当然飛び抜けて多い方がおみえになっております。それは人数は少ないですが、要介護特別会計支出で蟹江町で一番支出を受けている方、名前は一切要りません。その方の最高金額を教えてください。

○高齢介護課長 橋本浩之君

介護保険管理特別会計の歳出でございます。25年度におきましては18億9,439万円となっております。

1人当たりの金額でございます。こちらのほうは介護保険特別会計の歳出を要介護認定者数で除した場合でございますけれども、25年度は151万1,883円となっております。

最後でございます。最高額につきましては幾らかというお話でございますが、ごめんなさい、最高額については把握されていないのが現状ですが、要介護5の方が最高額になりますので、その方の目安をつけましてちょっと拾った数字でございますが、520万円前後になっております。

以上でございます。

○5番 山田新太郎君

皆さん聞いていただいておりますように、1人頭百幾らでしたね、まず平均が150万、要介護者に支出されている額が平均して1人当たり150万円、最高額に至っては五百何万という数字が今報告されました。これをいかに減らしていくか。これをいかに減らしていくかがある人たちの仕事なんですよ。それを忘れないようにしてください。

蟹江町のことを幾ら言っても何ですので、とりあえず一般的な話で、次に、現在、長寿日本一はどの県ですか。わかっている範囲で3年ぐらいわかるようなことがあれば教えてください。

○健康推進課長 大橋幸一君

現在、長野県が男女とも日本一になっております。

それで、これは平成7年から、男性のほうですが、長野県が1位。それから12年ですが、長野県が男性は1位、17年も同じく長野県が1位になっております。

女性のほうですが、平成7年、長野県は4位になっております。平成12年、長野県は3位になっております。17年が少し落ちまして5位、平成22年は男女とも日本一になっております。

以上です。

○5番 山田新太郎君

今ご存じのように、長野県、インターネットで見ればわかりますが、過去、この近々の3年間、男女とも日本一なんですね。ところが、何年だか忘れましたが、テレビでやっておったけれども忘れましたが、何年か前までは非常に平均寿命が短い県であったわけです。それが今は、過去3年ですが、男女とも日本一になっておるんですね。

そこで、次にお聞きしますが、長寿日本一になるには長野県には、また、その他の県に特別そのようなことになるためにした施策があると思われまますので、保健所関係ならそういうことをつかんでおられると思いますが、特徴ある対策があると思いますが、気がつく点でいいですから、ここで報告してください。

○健康推進課長 大橋幸一君

平成25年2月に、長野県が健康長寿になったという理由でちょっと挙げておられます。そ

の中では、高齢者の就業率が高い、それと男女とも野菜摂取量が多い、食生活改善推進員・保健補導員等による自主的な健康づくりへの取り組みや活動があった、それと専門職による地域保健医療活動が盛んであった。

次に、活動としましては、次の点がちょっと考えられます。

栄養活動としまして、保健所主催で主婦の栄養講座、栄養士による栄養講座が終わりました後、栄養指導員という方ができました。その方々が地域に出て活動されたということも一つの要因です。

次に、保健活動ですが、保健師・保健補導員による食事の塩分濃度や冬期の室温測定などを行いまして、減塩運動がとり行われたということです。昭和30年から40年に関して長野県は脳卒中の数が多いうことで、減塩運動がとり行われました。

次に、禁煙活動としまして、これも長野県だけだと思います。禁煙友愛会という組織があります。そちらで禁煙活動のほうをとり行ってみえるということです。

医療活動としましては、巡回医療、地域医療に関して、地域ごとに住民に寄り添った活発な医療活動がとり行われたということが挙げられます。

その中でも保健補導員、これは長野県が全課一致でやっております。保健補導員の活動が特に目立っております。保健補導員の活動によりまして、地域住民の中に入りまして保健衛生意識の向上を啓発・啓蒙されたのが健康長寿につながったというふうに思っております。

以上でございます。

○5番 山田新太郎君

ありがとうございます。

今、非常にわかったんですが、インターネットを見ていただいて、皆さんお気づきになると思います。私もテレビで見たんですが、一番全国にアピールしたのは、先ほど言われたように、長野県というのはやっぱり漬物をたくさん食べておられるんですね。みそ汁を、やはり寒いところだからだと思いますが、それまではたくさん飲んでおられたんですね。今、課長のほうから報告があったように、その辺を非常に注視されて保健所の組織をフルに活用して、皆さんご存じのように長野県で一番突出した言葉は、みそ汁1杯運動ですね。皆さん多分3食ごと、家庭に恵まれている方はみそ汁を飲んでおられる方が多いと思いますが、減塩活動の一番日本全国に聞こえやすい言葉で聞こえたのは、みそ汁1杯運動。1日みそ汁を1杯にしましょうと。それを県庁でわあわあ言っておったんじゃないんですね。それを今報告があったように、末端まで行政が指揮をしていた。失礼な話ですが、健康活動の一番下というのはちょっと申しわけないですが、使わせていただくんですが、組織の末端の保健師さんが各町々を回って老人の方たちを集めてその場で、積極的に減塩運動をしましょうよ、典型的な例がみそ汁1杯運動、そうしてくださいということを、保健師さんがずっと回ってやられておられるんですね。それに付随して当然ですが、専門知識があられますので、今報告があ

ったように、禁煙、たばこを減らしましょうよということもやっておられるんですね。当然もっとたくさんやっておられるんですが、一番大切なことは、ここで知らなければいかんのは、末端という言葉は非常に失礼ですけれども、保健所の一番下の方たちが各地区を回ったということなんです。各地区を回って、多分老人会が中心になったと思うんですよ。そういう活動をしたという事実を、行政側であるあなたたちは知るべきなんですよ。それをやるべきなんですよ。

だから課長にお伺いしますが、今非常にたくさんのことを言われましたので、その中で現蟹江町がやれるような、手近に取り組めるような運動があられたら、一つでも結構ですから言っていただくとありがたいと思います。お願いします。

○健康推進課長 大橋幸一君

保健師の地域への活動が盛んであったと、長野の報告をさせていただきました。この中で保健指導員の制度のことも少し触れさせていただきました。これは、各町内会ごとの組織という形になります。保健師の補助的な役割という形になります。

今後、もしこれが効果的・有効的であれば、こちらのほうを少し考えて検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○5番 山田新太郎君

町長にお願いしますが、今、課長のほうから報告がありましたので、予算のこともありますので、これを全てやれと言いませんが、やっぱり町長、権限のある方がこのような運動を進めていただきたいと思っておりますので、ぜひ今課長から報告があったことを聞いていただいて、手短にやれることからやっていただくようお願いいたします。

それで、ちょっと余分な話をさせていただきますが、今、私はテレビで見ましたので、長野県の長寿日本一、それらもたまたまテレビを見ていたら、その典型的な村として川上村という村が紹介されました。インターネットで見ると、川上村というのは八ヶ岳の東側に位置して、甲府市の北側になるんですね。だから、位置的には多分長野県と山梨県の境あたりにある。つまり、東京には非常に近いと僕は勝手に思うんですが、そこで場所は長野県南佐久郡川上村、位置的には千曲川の上流部に当たるというふうに紹介がされております。

現在は長野県川上村、レタス栽培日本一でございます。農家数は607軒、売上高は約155億円、農家1軒当たりの平均年収2,500万円余です。この村のことが紹介されました。今、村長さんは4期目だそうですけれども、その方が言い出して、それまでは非常に貧乏な農村だったそうです。その方が、東京という立地、関東の都市に近いということに目をつけられて、レタスに対して力を入れられたんですね。それが今こうなっておるわけです。

そこで、1軒の年収が約2,500万円余ありますので、当然ですが、農家の後継者はサラリーマンになるんじゃないかと川上村にとどまってレタス栽培の農家を継いでおるんですね。そ

れで、今注目されているのは、川上村は出生率がまず全国トップクラス、健康な村ですので、当然医療費も全国トップクラスの低さ、つまり医療費が非常に少ない健康な村の典型になっておるんです。だから、それをテレビで映しておったもんですから、私は非常に興味を持って見たわけですが、川上村は非常に長寿日本一の典型的な村だということで、テレビでやっておったんですね。

だから、僕なりにいろいろ考えてみますと、先ほど課長のほうからも報告があったんですが、レタス栽培をやることによって、適度な運動が高齢者になってもできるんですね。先ほど課長が言われましたが、高齢者就農率というのか、要するに高齢者が働いてみえる率が非常に高い。長野県も高齢者の方に、暇になるんじゃない、なるべく働いてくださいということを、先ほど課長から報告があったように、運動をしているんですね。裏返すと、皆さんご存じのように、長野県というのはレタスもそうですが、リンゴ、梨、ブドウ、つまり農家が多いんですね。だから、言葉は悪いですけども、サラリーマンであれば60歳、65歳で定年を迎えて会社を退職しますと、次にやろうとしても難しいわけですね。ところが、自分のところがそういうことで野菜栽培とか果樹農家であれば、年をとったといえども何かやれるわけです。

だから、テレビに映っていた方も、朝みんなで家族で出かけて、御飯を畑で食って、うちへ帰ってくると。先ほど言いましたように、跡取りが跡をとっているものですから、下手したら4世代で御飯を食っておるわけです。10人ぐらいで食べているわけですよ。だから、非常に会話のある食事がなされているわけですね。話の途中で酒も飲んでおるわ、わしは眠たいんで途中で寝てしまうわと。その人にインタビューしているんです。何がこんなに長寿を支えていると思いますかと言ったら、わしや知らんと。ただ、朝私は畑に行って、今言ったようなことをやっておって、みんなとわいわいがやがやわあわあ言っておることに、ちょっと口を挟んでわあわあやっておると。それで眠たくなるので寝とる。わしはそれだけやっておるだけだということを言われるんです。だから、まず適度な運動は絶対要るわけですよ。

次に、課長からの報告があったように、バランスのある食事をされているんですね。野菜もあり果物もある、当然、肉や魚があるわけですね。だからそういうバランスのある食事をされている。くどいようですが、3世代、下手したら4世代で楽しく食事をされているんですね。これが大きな原因じゃないかなと私は思っております。

それで、そういう川上村の現状を見たときに、この蟹江町で何がやれるか、これがあなたたちの仕事なんですよ、いいですか。蟹江町で、そうしたら川上村までいかないけれども、何をやったらそれに近づけるかということを考えるのがあなたたちの仕事ですよ、いいですか。

だから私が思うには、ちょっと汗が出るような運動をしていただくには何があるかなと思ったんです。だから私は気軽に一人でも運動ができるように、やっぱり散歩だなど。だけれども、蟹江町は残念ながら安心して高齢者が歩けるような道というのは非常に少ないんです

ね。この前もちょっと議員総会で蟹江川の踏切を閉める、あけるという話があったんです。

この前、東京に住んでいる友達が来まして、その男が僕に言うんですね、蟹江町はいいところがあるなど。何だと言ったら、蟹江川を龍照院から舟入までずっと歩くと、あんないい景色のある町は少ないよということ言うんですね。

僕も同じ考えで、この前も戸谷議員も同じようなことを言われたんですが、そういう意味では蟹江川の踏切をどうのこうのということはいませんが、そういう非常に景色のいい、町の人が来てほっとするところがある、そういうようなところを利用して、典型的に安全で高齢者の方が歩けるような散歩道を整備していただくようにここでお願いしたい。距離的には1キロか2キロでいいんですよ。健康な方が歩くのは物足りないでしょうが、高齢者とその地区地区で1キロから2キロ、典型的な安全に歩けるような道を整備していただいたらいいと思いますが、この点は蟹江町はどうですか、お答えください。

○産業建設部長 上田 実君

それでは、私のほうから答弁させていただきます。

健康、長生きの基本は、私も歩くことだというふうに考えております。

各地域に散歩道の整備をというご質問をいただきました。

蟹江町の散歩道は、蟹江新田前波に文学散歩道、学戸地域には緑地公園を利用したところや日光川ウォーターパークなど、桜並木や河川際の道路を整備したところを皆さんがウォーキングやジョギングなどで利用されるところが多くあります。その代表的なものが、蟹江町観光協会で紹介をしております観光ウォーキングマップで、6種類ほどのコースを紹介しております。これらは蟹江町全体でコースが紹介されておりますが、各地域となりますと、もう少し狭い地域になります。各地域には、グラウンドや都市公園並びに地域公園が整備されております。これらを活用してウォーキング等をされることも一つの方法だと考えております。

ことしにつきましては、蟹江町の本町8丁目地内の八重桜と水路の空間を利用する計画があります。この場所も散歩のできる、会話の弾む憩いの場所として整備をしてまいりますので、ご利用していただきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○5番 山田新太郎君

ありがとうございました。

そのような場所があるなら、今後、保健関係の方が町長の肝いりで、ひよっとしたらそういう健康の指導をされると思いますので、その折に典型的な場所を高齢者の方たちにお示し願うようにお願いします。

それでは、時間がなくなりましたので、グラウンドゴルフについてのほうを、だからちょっと汗が出るような運動というのは、今言ったような散歩があるわけです。グラウンドゴルフというのがありまして、要するに簡単なスティックを持って、木の球をゴルフのようにホール

に入れる競技なんですけど、私も余り運動にならんとおもうて、何回も誘われておったんですけど、今やっております。真冬に約1時間やるんですけど、20分もたつと汗ばんでくるんです。だから、非常に距離は短いんですけど、汗ばんでくるのは事実です。1時間やると気だるくなるんですね。つまりいい疲れが出てきます。これこそ、やっぱり高齢者の方もやれるスポーツだなと僕は思っておるんですね。

この前もある場所へ行きましたら、本当に腰が45度ほど曲がっているんですね。その方たちが私たちの前の組で回っておられました。腰の曲がった人がスティックをつえがわりで移動して、コンとやるとすごくうまいんですよ。だからそんな人が、そんな人というのは失礼ですけども、そういう方がやれるんです。今、蟹江町には残念ながら専用のグラウンドがないんですよ。ところが今、各市町村は物すごく専用のグラウンドをつくっているんですね。西尾市もそう幸田町もそう、インターネットを見てみれば幾らでもあるんですよ。残念ながら蟹江町は、今はまだ余りグラウンドゴルフそのものが認知されておりませんし、当然ですが、やる場所がない。

だから、私は勝手にここで申し上げるんですけど、今、蟹江高校跡地ですね、幸いにして芝生を張っていただいたわけですよ。グラウンドゴルフは別に特別な施設は一切要りませんので、須西小学校でやる場合はみんなで移動して簡単に設置、置くだけの穴でやっておりますので、それだけ用意していただければ誰でもやれるんです。

だから、僕はここでお願いしたいんですけど、もっとグラウンドゴルフが気楽にやれるように、平日、月曜日から金曜日だけで結構ですので、まず蟹江高校の跡地に須西小学校にあるようなグラウンドゴルフ用品をそこに置いていただいて、設置はやれる方がやればいいので、それを置いていただくようお願いしたい。

もう一つは、須成の人に聞くと、蟹江高校まで行くのには遠過ぎると、もっと近いところはどうかということがありますので、まずは日光川ウォーターパークで、土日は野球などで使われますが、月曜日から金曜日にダイヤの部分、当然グラウンドゴルフをやるには非常に適していますので、あそこならスリーコースぐらいつくれると思いますね。だから同じように、まず蟹江高校跡地、それからウォーターパークでそういうような設備を置いていただきたい。それがうまくいけば、やれるところはいっぱいあるんですよ。

つまり、まだ認知がないものですから、僕はウォーターパークであれば源氏、それから須成の人たちも、ああウォーターパークなら自転車で行けるよと言ってみえますので、一番は本当はウォーターパークですね。2番に蟹江高校ですが、蟹江高校は跡地整備されることもあるので、その2つに、まずグラウンドゴルフがやれるような設備を置いていただきたい。だから、これはそう費用もかかりませんので、グラウンドゴルフ人口をふやすために一遍やってみるといいですわ。非常に高齢者には適した運動です。

だから、まずは汗を流してもらうような環境づくりを町行政はつくるべきだと思いますの

で、よろしく申し上げます。この点はどうですか。

○生涯学習課長 伊藤保光君

ご質問のありましたグラウンドゴルフができる場所及び施設をふやしてください。ウォーターパーク、蟹江高校跡地に常時グラウンドゴルフができるようにしてくださいについてお答えをさせていただきます。

高齢化が進む現代社会におきましては、健康づくりへの関心が高まりつつあります。日光川ウォーターパークでは、グラウンドの外周がちょうど1キロほどの手ごろな距離であることから、朝や夕方と手軽にウォーキング等をされている方も多く見受けられます。蟹江町としましては、いつでも、どこでも、誰とでも、スポーツに参加する機会や場所を提供することが大きな課題だと考えております。

蟹江町体育協会にも、グラウンドゴルフ協会として活動されておきまして、平成26年度の会員が77名の方が加盟をされております。主な活動場所としましては、学戸グラウンドでございますが、こちらでは毎週月曜と金曜の午前中に50人ほどで和やかに活動をされております。こういった風景をお見受けします。ほかの活動場所としましては、火曜日には日光川ウォーターパーク、また、今、議員さんが言われましたように、須西小学校のほうでも行っております。

学戸グラウンドと日光川ウォーターパークにつきましては、多目的グラウンドと位置づけをしておきまして、学戸グラウンドにつきましては、スポーツ少年団等のサッカーも利用していますし、また日光川ウォーターパークでは軟式野球連盟の活動場所となっていることもあり、あいにくグラウンドゴルフ専用として利用していただくにはちょっと難しいと考えます。

ただ、月曜日から金曜日の平日につきましては、時間が学校施設とは違いますので、両施設とも利用されていない空き時間が十分ございます。ぜひグラウンドゴルフ協会のほうにも加盟をしていただきまして、活動をお願いしたいと思います。

蟹江高校跡地につきましては、希望の丘とは別に芝生広場を設けますが、このスペースにつきましては、誰でも自由に、家族・グループが集う憩いの場として活用していきたいと思っておりますので、グラウンドゴルフ専用というわけには思っておりません。

以上です。

○5番 山田新太郎君

町政で一番悪いところはね、やらないことを一生懸命に言うんですよ。違うんだよ。やるにはどうするのかだ。だから、僕は言うておるでしょう。月曜日から金曜日でいいんですよ。と言うておるわけですよ。それを徹底式にまずやりなさいよ、誰も使っておらんのか。土日をやれと何も言うておらんでしょ。だから、やれることを何やるのかがあなたの仕事なんですよ。やらないことをわあわあ言うなら、もうあんたやめや、要らんよ、そんなの。

やれるには何をやるかが町の仕事なんですよ。後ろ向きだったら、何もあんな要らないじゃないか。だから、要望だから月曜日から金曜日、ぜひやれるように、もっと用具をそろえてしてください。お願いを申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 吉田正昭君

以上で、山田新太郎君の質問を終わります。

質問2番 黒川勝好君の「今後の空き家対策」を許可いたします。

黒川勝好君、質問席へお着きください。

○8番 黒川勝好君

8番 黒川でございます。

通告書に従いまして質問をさせていただきます。

まず、きょうは最初に、中日新聞を見たところ、震災きょう3年半、避難者が24万人、復興半ばということが1面に書かれておりました。9月10日現在、死者が1万5,889人、行方不明者が2,601人、避難者は8月14日現在、24万6,000人、そのうち岩手、宮城、福島、3県におきまして、仮設住宅で避難をされている方が約19万人おみえになるということで、まさしくまだ、復興3年半かかりましたけれども、復興半ばということでもあります。いち早くこの復興を期待するものであります。

そんな中で、きょう質問させていただくのが「今後の空き家対策」ということで、防災の面で、この表題をつけさせていただきました。

毎年この時期になりますと、各地で防災訓練と称して実践訓練が行われております。当蟹江町でも、8月31日日曜日には町内一斉に防災訓練が行われました。私の町内でも行われましたが、今回は例年になくたくさんの方の参加がございまして、やはり防災の意識が高いのだなということを思っております。

いつ起きてもおかしくないと言われております南海トラフでの大地震、また、台風等で起こる風水害においては、我々が想定している以上の被害が実際に各地で頻繁に起こっております。きょうも早朝より北海道のほうでは大雨が降ったということで、また少し前には広島でということで、本当に想定外の被害が出ております。このようないわゆる自然災害、こういうものと同時に、台風などでは進路が早目に知ることができるものでありますので、準備はあらかじめ可能かと思われませんが、わかっても今日の最新気象データをもってしても予想がつかない想定外の被害が、ここ数年、特に多くなっていると思います。ましてや地震におきましては、全くと言っていいほど対応ができないのが現状であります。しかし、もしそうであっても事前に災害等を最小限に防ぐ努力は各自治体でもできると思いますし、また、やらなければいけないことだと思っております。

そこで、今回取り上げさせていただいたのが、町内にある空き家の防災の観点からの質問でございます。

2013年10月、総務省の調べでは、総住宅数に占める空き家の割合は13.5%、約820万戸あると言われております。空き家の中でも4つに区別することができます。1つが売却用の住宅、そして賃貸用住宅、2次的住宅、そしてその他でございます。今回問題にしているのは、このその他でありまして、その他というのは、居住者の転勤や入院などの長期不在や、高齢のため転居したり死亡した後、使う人がいなくなった、そのような空き家についての質問でございます。

当然長期間放置をしておけば、まず雑草が生えてきます。ごみ等不法投棄がふえ、衛生上有害となってまいります。また、何者かが無断で侵入したり、放火されたりする防犯上の危険性が高くなります。そして最後には廃墟となり、倒壊のおそれも出てまいります。このような状態で放置されれば、冒頭、防災のことをお話しさせていただきましたが、地震や台風等による空き家自体の損傷も甚大であります。その周辺の方々への2次災害、3次災害ははかり知れないものとなると思います。そんなとき行政としてはどのような対応をされますか。

そこで、今回の一般質問の1問目であります。蟹江町における空き家の定義、そして戸数はどれぐらいあるのか、まずお聞かせを願います。

○総務部次長兼安心安全課長 岡村智彦君

蟹江町における空き家の定義、そして戸数について答弁をいたします。

一口に空き家といいましても、管理された利活用できる空き家、また、管理されておらず崩れる危険がある空き家のようにさまざまな形態の空き家がございますので、通常「空き家等」とは、建築物、またはこれらに付随する工作物であって、居住する、その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいいます。ただし、国または地方公共団体が所有し、または管理するものを除きます。このように考えております。

これは、空き家対策の推進に関する特別措置法案の定義であり、本町も条例化する場合はこれを準用するものと考えております。

戸数についてでございますが、議員のお話にありました総務省が行っている住宅・土地統計調査では、平成20年調査において蟹江町には1,740の空き家が計上されております。これらは、管理がされているかどうか、崩れるような危険があるかどうかについては関係なく、居住世帯のない住宅を空き家と定義した数値でございます。

それとは別に、町消防署では火災予防上の観点から、空き家への侵入防止措置、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去など、火災予防条例に基づき、火災予防条例上の危険な空き家について毎年調査をしており、平成25年度調査では71件の空き家を確認をしております。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

そうですね。先ほども申しましたとおり、13.5%というのは、今、私が4つに区別をさせ

いただいたその全てを含めての数でありまして、その中での今言ったその他というものは、13.5%の中の35.4%が今の空き家の対象になってくるということですので、当然数字的には今言われた71戸ぐらいが今蟹江町にあると思います。

この71戸の空き家をこれまでどのような助言とか指導をされてきたのか、お答え願います。

○総務部次長兼安心安全課長 岡村智彦君

空き家に対して、これまでどのような助言、指導を行ってきたかについてご答弁申し上げます。

現在、町が行っている対策といたしましては、安心安全課にて防災・防犯上で、空き家の持ち主に対して管理を促す相談や、先ほど申し上げましたが、消防署が火災予防上の観点から、火災予防条例に基づき毎年調査をし、空き家の管理について通知文書を送付するなど指導を行っております。平成25年度では13件の指導を行い、約7割の9件の改善がなされました。

改善がされていない空き家は、風景・景観の悪化、防災や防犯の機能の低下、ごみなどの不法投棄の誘発、火災発生の誘発などの問題を引き起こすおそれがあるため、防犯、防災、消防、環境、まちづくりなどさまざまな部署が連携して対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

全部で71件ですけれども、その中の去年が13件ということですか。要は71件ある中で、いろいろひどいお宅もあれば、それほどでもないところもあると思いますけれども、どのような順序で順番をつけて指導なり勧告をされておるわけですか。

○消防本部総務課長兼予防課長 伊藤啓二君

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

71件の空き家でございますが、そのうちの13件につきましては、適正に管理されていない、火災予防上適正に管理されていない。例えば建物の侵入の防止とか、電気・ガスの遮断、周囲の可燃物の除去、こういったものがなされていない、管理されていないものが71件のうちの13件ございました。それに対して消防署のほうから指導通知を申し上げた次第でございます。

○8番 黒川勝好君

そうしますと、13件以外のところには指導するまでにはないけれども、空き家になっているという状況ということで理解でよろしいわけですね。よろしいですね、それで。

13件のことについてちょっとお伺いをいたしますが、ここの中で全て連絡先と申しますか、その所有者は確認をされておるわけですか。

○消防本部総務課長兼予防課長 伊藤啓二君

13件の連絡先につきましては、うちのほうで調査を行いまして全て確認がとれております。

○8番 黒川勝好君

もうちょっと細かく聞きますと、固定資産とかそういう税制面をきちっとお支払いというか、きちっとそういうものもできておるといえることですか。

○消防本部総務課長兼予防課長 伊藤啓二君

所有者のみの確認でございまして、税金の関係につきましてはちょっと私のほうでは確認はとっておりません。

○税務課長 磯野弘幸君

税務課のほうも、一応税金というほうは当然所有者に課税をさせていただいておりますので、ただ、この今の13件のうちの部分ということになりますと、ちょっと連絡をいただいておりますので、確認はとっておりません。

以上です。

○8番 黒川勝好君

空き家がこれからまたどんどん多分ふえてくると思うんですが、なぜ空き家がふえていくと思われませんか。

○総務部次長兼安心安全課長 岡村智彦君

なぜ空き家が年々ふえていくと思われるかというご質問ですが、空き家率の増加というものにつきましては、高齢化により病院や施設への入所者が増加をするという点と、また住宅の供給数が世帯数の増加を上回る状態、また固定資産税対策の問題、都市部への人口流出の問題、空き家を利活用したいが方法がわからない、さまざまな原因が考えられます。

また、狭い道路に隣接している場合は、建築基準法の問題や重機が入ることができないために建てかえができず、空き家になるケースがあると聞いております。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

そうですね。いろいろな問題があるから、そのままにしておく。特に問題として大きいのが今のお話で固定資産税の問題とか取り壊しの費用の問題、そういう問題が出てくると思います。

だからといって、これを放っておくと、本当にまたふえてくるんですね。先ほども言いましたけれども、今いろいろな風水害なんかで想定外の被害がどこでも出ておりますね。古くなっておればなるほど、やはりそういう災害には弱いわけなんですね。例えば瓦が風で飛んで隣の家に行って、隣のガラスが割れたとか、大した風じゃなくてもやはり弱っておるものですから、どうしても2次的関係の被害というのは出てくるわけですね。

そうした場合に行政はどうやって責任がとれるんですか。何か言いわけというとおかしな話ですけども、責任をとるようなそういうあれはあるんですか。

○総務部次長兼安心安全課長 岡村智彦君

今、議員が申された責任をとれる方法とかはあるんですかというご質問ですが、民々のところでございますし、今まで調査によって消防署のほうから指導、そのようなことを行っておりますが、なかなかやはり理由によって取り組んでもらえないという現状がございます。実際に隣の瓦が飛んで、そういう被害に遭ったというケースの場合、台風などが原因の場合だとか、そういうものに関しましては罹災証明ということで保険の適用にもなりますが、ただ、そういう家屋が倒壊するというような古いもので、それが原因ということになると、非常に難しいところがあり、町のほうとしてはそのようなことがないようにという指導というか、そういう通知のほうをしているということしかできないというのが現状でございます。

先般、名古屋市等に関しましては条例等の制定ということがございますので、そういうことも視野に入れて、今後検討はしていかなければいけないというように考えております。

○8番 黒川勝好君

今、空き家を壊すと税制面で負担が大きくなるということですがけれども、明らかに住んでいない空き家ですよ、そういうものに対しても、今、住宅用地特例という形で減免をされると思うんですが、税務課にちょっとお伺いしますが、明らかに住んでいないものに対しても、物が建っておれば条例は適用されるわけですか。

○税務課長 磯野弘幸君

今のことでお答えをいたしますが、当然家屋、建物ということではありますが、こちらのほうは簡単に言えば、基礎と外壁と、それから屋根ですね、こちらを有しているものを建物というふうな観点で見ますので、この建物がある限り、住む住まないというふうではなくて、建物としての見方をいたしますので、当然固定資産税のほうは家屋に対しても課税をさせていただくということになります。

○8番 黒川勝好君

ですから、明らかに住んでいないが、塀と屋根とあれがついていれば全てそういう適用になるということですがけれども、これもやはりおかしな話で、明らかにもう放置状態にしてあるものを減免措置でやっていくということも、私はおかしな話だとは思うんですね。ですから、そういうところもやっぱり行政として変えていく必要があるのではないかと。ここでこんなことを言っておってもあれですがけれども、今回、ですから、私が質問させていただいておるのは、そういう明らかに本当に住む価値のないといいますか、そういうのはまだ結構あると思うんですね、町内の中に。その空き家に対しての蟹江町のとるべき態度なんですよ。前に住んでいる人は本当に不安ですよ。いつ瓦が落ちてきても、近くの道を歩いておったら瓦が落ちてきて、けがをしたら本当に大変なことなんですよ。

だから、その前にやっぱり対処するというのはどうすればいいのかということになれば、やっぱり条例なんですよ。皆さんもご存じだと思いますけれども、各自治体でいろいろな条例が出ております。インターネットなどで調べれば、すぐ出てくるわけですが、きちっとし

た条例を最初につくったのが、この2010年に埼玉の所沢市でつくられた条例が最初だということを書かれております。その中では固定資産税の減免なんかの条例を盛り込んでおるといふ条例であると思います。また、ほかのところでは東京の足立区ですか、2011年、これは解体なんかの費用として100万円を上限として半額の補助をするというふうな条例もつくっております。

今後、そういうことのないように、蟹江町もやはり、ただ言ったわ、だけれども、費用が金銭的なものがないわ、そういう理由で放置しておくということは、周りの人に非常に迷惑でありまして、よそで今いろいろと条例ができておりますけれども、町としては今後どのような、条例をつくられるおつもりがあるのか、つくるとしたらどのような形の条例を盛り込んでいくつもりなのか、お願いいたします。

○総務部次長兼安心安全課長 岡村智彦君

ある自治体では条例を制定したことによって、空き家の数も減ったというように、今、議員がおっしゃられましたように、東京などではそういう補助の助成もしているということですが、蟹江町として条例制定の考えというものを考えていかなければいけませんので、そのような考えはというご質問だと思います。

先ほども申し上げましたが、空き家に関しましてはさまざまな形態がございます。利活用できるものや、老朽化し周辺に危険を及ぼすおそれのあるもの、また、空き家の存在する地区が都市計画、防災計画の中でどのような位置づけになっているかなど、それぞれの形態に適した空き家対策を町は進めていく必要があるかと思っております。

どのような施策が町にとって最もよいのか、空き家対策に関する条例の制定をするのであれば指導を行う条例なのか、また行政代執行を含めた条例にするのか、利活用を進めるのであればどのような施策を行うのがよいかなど、愛知県とか条例を制定している市町村、そういうところと情報交換を行い、検討してそのように進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○8番 黒川勝好君

行政代執行というふうな言葉がありましたけれども、これも盛り込んだところがあるんですね。それで、いざやってしまうことはいいんですけれども、やると今度またその費用負担ですか、まず行政が負担してやるんですけれども、その本人さんにそれぐらいかかりますよと、払えと言っても払いません。そうすると、行政のほうでまたかかってしまう。本当にもうわかっておるんですよ。よそでいろいろな自治体が条例をつくって縛っておるんですけれども、やはりそこにはどうしてもそれだけでは対応のできないところも、しかし条例をやったことによって、ある程度の改善はされるわけですね。だから、やらんよりはやったほうがいいというのが条例のあれだと思います。

蟹江町も、今そういう形でこれからいろいろなところを参考にしながら条例をつくってい

かれるということでもありますので、それは本当にいいんですが、通るか、通らんかはわかりませんが、私個人的に思うんですが、今ちょっと最初に聞いたんですが、相続の関係でもう完全に所有権がわからないような、それはないようなことは言われたんですが、そういう物件があるんでしたら、行政のほうで何とかできるような、そういう条例も一つの案ではないかと。

また、代執行で行政がお金を出す、その払えん分はその土地をもらうとか、いろいろなやり方があるし、ただよそを倣ってつくるだけじゃなくて、蟹江町独自のそういう条例をつくって、そういうどうしようもなくなったといいますか、そういう土地があればそれをきちっとまとめて何かに利用するやり方があるんじゃないか。今、空き家バンクとよく言われるんですけれども、そういう使い方もありますし、蟹江町の場合には余りなじまないやり方かもしれませんけれども、そういうものを上手に生かして、とにかく地域の安心・安全ということを考えれば、放置は間違いなくしておってはいかんのですよ。

できなければできないで、行政として何か手を、一步踏み込まなければこれは解決にはならないので、先ほどの山田新太郎さんの質問でもないですけれども、やはり行政が何かこちらから踏み込んでいかないことには何も進まないわけで、あかんあかんでは事は進まないわけですので、まず一步踏み込んで、今の空き家になっておる13戸のお宅にやっぱり担当の方が伺って、きちっと事情を聞いて、こういうのならこうさせてもらったらどうか、一人一人きちっと聞いてやっていっていただく。それが、また行政の仕事だと思いますので、どうかもうちょっと積極的に空き家の対策として取り組んでいただけると、町民の一人としてありがたいと思っておりますので、それをお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 吉田正昭君

以上で、黒川勝好君の質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。午前10時40分から再開いたします。

(午前10時25分)

○議長 吉田正昭君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

○議長 吉田正昭君

質問3番 水野智見君の1問目「子育て支援について」を許可いたします。

水野智見君、質問席へお着きください。

○3番 水野智見君

3番 新風 水野です。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従い「子育て支援について」質問をさせてい

ただきます。

少子化に歯どめをかけ、子供が健やかに成長できる環境を整えることが、日本社会にとって重要な課題である。そのための施策は幾つでも考えられますが、手を広げてばかりではどれも中途半端になり、狙った効果は得られないというのが現状かと思います。今、優先すべき施策は何なのか、全体としてどの程度の予算を割き得るのか。町には全体を見据えた議論をし、町民の皆さんに丁寧に説明する責任があると思います。

町長は、3月の施政方針の中で、平成25年度において子育てに関するアンケート調査を実施した結果を踏まえて、教育、保育、子育てについて質の高い事業を実施することにより、妊娠、出産から育児までの切れ目のない支援を行うことを通じて、子供たちの健やかな成長を支えていくと表明されました。

子育てに関するアンケート調査の要望の中に、乳児保育の定員をふやし、詰め込みにならないよう、ゆったりとした雰囲気でも過ごせるよう配慮してほしい。また、保育所の預かり時間の延長をしてほしいというものがありました。3歳未満特定保育所の新設、または既存保育所の余裕教室の活用などにより、時間の延長なども含めて検討することはできませんか、お尋ねします。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

それでは、お答えさせていただきます。

今現在、ゼロ歳児から2歳児の乳児の保育所は、確かに入所希望はふえていると思われま。乳児の保育は、保育士1人当たりの乳児数などの職員基準、保育室の居室面積などの設備基準が幼児より厳しく、入所児を増員するにも難しい場合があります。

現状としましては、蟹江南保育所の入所児童数が定員を大きく下回っておりますので、保育士の増員等によって乳児の受け入れができるよう検討していきたいと考えております。

また、27年4月から子ども・子育て新制度が本格的に施行されますので、そのことにより、今ある幼稚園が認定こども園になり、認定こども園の普及、それと地域型保育によりゼロから2歳児の保育をふやすような制度が、27年4月から施行されることとなります。ただ、今申しました認定こども園、それと地域型保育については、現段階では新たな事業展開について相談、問い合わせ等はございませんが、28年度以降、まだ少し不透明な部分がございますにしても、国の公定価格の設定などで事業者が参入しやすい環境が今後整えられると思いますので、乳児の保育については、今後、今よりも厳しくはなく保育ができるというような状態になると考えております。

時間の延長ということでございますが、この件につきましてはケース・バイ・ケースで検討をしていきたいと思いますが、今現在、私立のはばたき保育園を含んだ7つのうちの5つの園で延長保育を行っておりますが、残り2園についても、特に須成保育所については新しく区画整理等を適宜やっておりますので、今後ニーズ調査等を行いながら保育時間のほうを

検討していきたいと考えております。

以上です。

○3番 水野智見君

ありがとうございました。

ここで時間の関係なんですけど、この資料によりますと、須成、舟入以外は平日朝7時半から19時まで、舟入、須成保育所は朝8時から17時まで、土曜日は終わるのは皆同じ17時までなんですけど、そこでちょっと無理な提案かもしれませんが、時間延長の関係で1つ提案させていただくんですが、例えば朝7時から14時までとか、14時から20時ぐらいまでのように二部制のような形をとられるようなことはできないでしょうか。アンケートの中にもありましたが、朝早く預けたい方、また保育士さん等などにもお聞きしたこともあるんですが、朝働く方などは朝早くてもいいんですが、昼2時、3時ごろには帰りたいという方がおみえになる。皆さんそれぞれ多種多様な生活環境がありますので、要望等もいろいろあるかと思えます。

そこで、舟入保育所は、国道1号線から南に100メートルぐらいで近鉄蟹江駅にも近く、歩いて約10分です。しかしながら、平家建てで老朽化が進んでおり、一部雨漏りもしていたそうですが、今はこれは直していただいたみたいですが、そこで一部増改築をして、そこに3歳未満、または保育時間制に対して、例えば先ほど提案させていただいたような形の特定の保育所みたいなものを検討していただくことはできないでしょうか、お願いします。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

舟入保育所についてでございますが、確かに老朽化は進んでおりますが、屋根等も修理をいたしまして、その辺はよろしいかと思えますが、時間の二部制についてでございますが、こちらについては、今8時から5時までの保育時間、須成も一緒でございますが、須成保育所についてはJR蟹江駅前の区画整理が終わりましたので、今後ふえてくる可能性がございますので、そちらのほうについてはアンケート等を取りながら今後の時間を考えていきたいと思えますが、舟入保育所については申しわけございませんが、今のところふえる要素というものがありませんので、今のところそういった時間延長、または二部制については、来年、27年4月から子ども・子育て支援の新制度におきましては支給認定制度というのがございまして、支給認定を町のほうが短時間保育、それとあと標準時間保育というような2種類ではございますが、そちらのほうで支給日を認定をする、時間数は11時間と8時間の2種類の使い分けでございまして、そういった制度もございまして、そちらを活用しながらやっていきたいと考えております。

○3番 水野智見君

ありがとうございました。ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

町長のほうに、この辺のことについて何かご意見があれば伺いたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○町長 横江淳一君

それでは、水野議員のご質問にお答えをしたいと思います。

冒頭、子育て支援についていろいろご質問をいただきました。確かに蟹江町は6つの公立保育所がございますが、それぞれ今定員はほぼ満員の状況であります。事実上、待機児童はないというふうには宣言をさせていただいておりますが、ひょっとすると中には預けたいんだけど、場所的な都合があって預けられない方がいるのかもしれない、そういう状況をしっかり把握しながらこれは昨年度調査をしまいいりました。確かにそういう方がおみえになるというふうには私自身は理解をさせていただき、保育士の増強、そして任期付きの保育士の採用によって、それを賄っていかうというふうには、今年度、来年度考えてございます。

せっかく議員の皆様方から要望をいただきました老朽化の激しい南保育所をキャパシティーが大きい120人から200人の施設にさせていただき、そして児童館、子育て支援センターも併設をさせていただきました、すばらしい施設の中でどうしてゼロ・1・2歳児が入れないんだという質問を、よく私のほうにお電話、ファクス、メール等々いただきます。そのことについても、来年度についてしっかりと対策を講ずるつもりでございます。まずは保育士の充実も含めて考えてございますので、よろしくお願いをしたいというふうには考えております。

また、子ども・子育て支援制度が4月1日にスタートいたしますが、それに先駆けまして我々はアンケートをとらせていただき、なおかつ協議会を立ち上げてございます。それで、その協議会の中身は、私立の幼稚園の先生方、そして町民の代表の皆様方、議員さんに入っただき、来年の4月1日に向けてしっかりとした施策をつくりませんが、議員各位にはご説明をさしあげました子育ての3条例、なかなかわかりにくい条例であります。今、担当者が申しあげましたとおり、認定保育園が始まりますと、厚労省、そして文科省との壁が取っ払われます。これを私立の幼稚園、そして各施設がいかに受けていただけるか。補助金の問題等々あるやに聞いておりますが、我々もできる限りの支援をさせていただきますが、しっかりと幼稚園、保育所相まってやってまいりたいというふうには考えております。

地域型保育所のこともお話しになりましたが、舟入保育所については大変利便性のいい保育所というふうには私は考えております。今後、ゼロ・1・2歳も含めて、あそこにそういう施設をつくったらなという考えはないわけではありませんが、冒頭から申しあげましたとおり、子ども・子育ての支援制度が4月からスタートいたします。民間の参入がいろいろ取り沙汰されております。

そんな中で蟹江町が、先ほど来、議員からもご指摘をいただきましたが、人口がなかなか思うようにふえない状況の中で、区画整理事業が今年度終わります。来年度からは相当のたくさんの方が蟹江町に住まわれるというふうには考えてございますし、実際、人口も微増では

ありますけれども、ふえている状況が今確認をされております。この先、地域の中でしっかりとした活性化施策をとり、合計出生率をすぐに上げることはできないかもわかりませんが、ゼロ・1・2歳を中心としたしっかりとした保育施策をこれからもやってまいりたいというふうに考えておりますので、その一つの施策として、舟入小学校の活用はこれから十分考えられるというふうに今現在では思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上で終わります。

○3番 水野智見君

ありがとうございます。今後も、町長が言われたようにしっかりと取り組んでいただきたいと思いますが、新しい取り組みに向けては、この子育てに関係するアンケート調査等もしっかり検討していただいて、すぐできることはすぐ対応していただいて、時間がかかること、または予算が必要なことは、予算組みのことも長期的なことも含めて検討して、しっかり対処していただくことをお願いいたします。

続きまして、次の質問に移ります。

政府は、待機児童の解消に取り組むため、大きな要因となっている保育士不足を補うため、主婦を新たな担い手とする子育て支援員制度の検討を始めたと言われております。小規模保育や家庭的保育などの人材不足を補うものがあり、平成27年度に創設する方針で制度設計に取り組んでおります。この制度は新しい制度なんですけれども、小規模保育というのはビルや空き店舗の一室を利用するものであり、家庭的保育というものは自宅を使って子供を保育するものです。また、事業所内保育制度というものがあり、企業内に設け従業員が活用されるものですが、これに関しては人数制限があり、子供は19人以下というものがあるそうです。また、認可保育所に関しては子育て支援員制度というのは今回は見送られているということです。

そこで、蟹江町としてこの子育て支援員制度についてどのようにお考えでしょうか。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

それでは、子育て支援員制度についてお答えをいたします。

子ども・子育て支援新制度では、小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、地域子育て拠点等の事業が拡充されることに伴い、育児経験豊かな主婦等を主な対象として、必要な研修を終了した方を子育て支援員として認定をして、これらの分野で活躍をしてもらうことを目的としています。まさに子育て支援のための人材確保とも言えるもので、子育て支援員に認定されますと、小規模保育や事業所内保育の保育従事者、放課後児童クラブの補助員等として従事ができます。認定を受けるためには必要な研修プログラムや具体的な提供方法等がまだ示されておきませんが、子育て支援を進める上で大変重要な人材確保のための養成であると考えております。

今後は、この制度の詳細や研修プログラム等について情報収集や広報に努めていきたいと

考えております。

以上でございます。

○3番 水野智見君

ありがとうございます。

今、次長からもいろいろ説明いただきましたが、まさに保育士への転身支援も検討されていると聞いています。子育て支援員としての経験を、保育士試験を受けるために必要な実務経験に反映するなど、保育士資格を取りやすくするというところも考えられているところです。子育て支援員は保育所で働かず、直接保育士を代替するものではありませんが、将来保育士になれる道筋をつけるものでありますので、しっかり蟹江町のほうも検討していただきたいと思っております。

それでは、次に移ります。

子育て支援対策臨時特例交付金、安心こども基金とも言うそうですが、その事業が実施されています。子育て家庭が孤立することなく安心して子育てができるよう、子育て環境の充実策として、就学前児童、小学生、中学生といった他世代交流の場が今後はより必要となってくると考えられますが、町として現在ある保育所、小学校、中学校、児童館などの活用、または新設することも含め、今後どのように取り組んでいかれるか、施策をお聞きしたいと思っております。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

それでは、安心こども基金の関係について答弁をさせていただきます。

安心こども基金を利用した事業の一つに地域子育て支援事業があります。こちらのほうは、現在、蟹江保育所内の蟹江子育て支援センター及び蟹江児童館内の蟹江南子育て支援センターで、乳幼児とその保護者が相互の交流の場を開設し、子育てに相談、情報の提供、助言等の事業を実施しております。あと健康推進課においては、生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問して、育児の不安や悩みの相談を受けたり、子育てに関する支援や情報提供を行っております。このように、事業の目的の一つである情報提供であるもののほかには、子育て推進課や保育所からの情報、保護者同士の情報などいろいろありますが、子育てに関する情報の支援そのものであると考えております。

あと、2つ目については、日常生活上の突発的な事情で一時的に家庭で保育ができない等に対応するために、今現在、蟹江南保育所で一時保育事業を行っております。

3つ目については、先ほど申しました子育てファミリー・サポート・センター事業でございます。これは、地域における育児の相互援助活動を支援する事業でございます。それぞれ今、ファミリー・サポート・センターにおいては依頼会員が現在155人、援助会員が76人、両方会員の方19人の方が今現在登録をされております。なお、子育て支援センターの年間のおよそ利用人員は1万5,000人程度でございます。一時保育は年間350人の方が利用をされ

ております。

今後も、以上のような子育て支援策を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○3番 水野智見君

ありがとうございました。

今言われた中のファミリー・サポート・センターの件ですけれども、このファミリー・サポート・センターというのは、私が調べましたところ、子育ての応援をしてほしい人と応援をしたい人が会員となり、お互いに助け合いをする会員組織です。活動を行うことで子育ての輪が広がり、安心して子育てができる環境づくりを目的としているということですが、先ほども一部お話しさせていただきましたけれども、アンケートの中にファミリー・サポート・センターでの苦情と申しますか、相談みたいなことが一部書かれているんですけれども、その辺のことについて何か具体的に担当の方としては把握している点はありますか。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

ファミリー・サポート・センターへの苦情でございますが、あくまでも支援する側、依頼する側と両方を面談、マッチングしていただいて、それで決めていただく事業でございますので、今のところ苦情等はうちのほうはつかんではおりません。

以上です。

○3番 水野智見君

わかりました。

アンケートには、簡単ですけれども、二、三人の方が書いてありましたものですから、ちょっと気になってお尋ねをしました。

このファミリー・サポート・センター以外も、先ほど言いましたようにいろいろなご意見等がありますので、予算組みの関係とかいろいろあるかと思っておりますけれども、解決できることは解決していただいたり、またいろいろな相談を聞いていただく場もつくっていただいて進めたいと思います。

最後に、町長は地域子育て支援の充実に努めると題し、他の町村の首長さんたちと行政視察をされに行かれたとお聞きしましたが、蟹江町の今後の地域子育て支援情報の機能の充実及び児童健全育成の充実に向けた事業展開はどのように考えてみえるのか、今までの質問ともあわせてお答えいただきたいと思っております。

○町長 横江淳一君

それでは、水野議員の質問にお答えをしたいと思います。

答弁漏れ等々がございましたら、再度ご質問願えればありがたいと思っております。

今、うちの担当者がるるお答えをさせていただきました。先ほど私が申し上げましたとおり、新制度が来年4月にスタートいたします。しかし、仏つくって魂入れずという状況には

させたくはありません。それぞれの町で子育て支援策は違うというふうに考えております。蟹江町に来てよかった、蟹江町に住んでよかったと思われるような施策をする、これが基本であるというのは言うまでもございません。

そんな中で、今年度特に部課長会、そして夢づくり会議でも頻繁にお話をさせていただいておりますが、子育てに対して一層力を入れる。蟹江町をよりきらっと光るまちにする、そういうことを多々発言をさせていただいております。それには、もう勢いだけがあっても仕方ありませんし、予算的なこともございます。子ども・子育てについてはいろいろな方法があるというのは、水野議員もご理解いただいているというふうに思っておりますし、蟹江版のそういう施策をしっかりと継承すべき、そして従来やってきたことも含めて前へ進めていかなければいけないというのは、私自身が思っているところであります。

特にそういう観点の中で、海部郡町村長、2町1村しかございませんが、大治町、そして蟹江町、飛島村、それぞれ地方自治体の条件は違います。そんな中で共通の点は、やはり子育てをどうするんだということでありまして、1日目には実はちょっと遠かったんであります。北海道札幌、今回大変雨で今大変な被害を受けておる千歳市にお邪魔をさせていただきました。どうしてここへお邪魔をしたかといいますと、実は千歳市というのは北海道の中で一番平均年齢が若い市であります。どうして若いのか。容易にそれは答えが出ました。これは自衛隊の基地のまちでありまして、明らかに核家族の総集団というようなところであります。ある意味、それぞれの家族が結びつきが非常に細くて、それをつなぎたいという中で千歳市が考えたのは、ちとせっこセンターというのをつくりまして、これは当然児童館、それから保育所、子育て支援センター、当然放課後児童クラブだとか学童保育、それからファミリー・サポート・センター、全てを併用した大変広い敷地にございました。これは千歳市だからできるということではあります。実際すぐそばに私立の幼稚園があったわけでありまして、それを併合してつくりました。非常に反響がよくて、特に児童館、それから放課後児童クラブには中学生、高校生までが集う。そして、年代を超えたつながりをしているというふうに思いました。ある意味、また資料を請求いただければ水野議員にもお渡しをいたしますが、全てこれが蟹江町に当てはまるということではありませんが、担当者には蟹江町ができることをしっかりとまず勉強したほうがいいんじゃないかということで、まず一つそこへ行きました。

ことしは、県の町村会で私も提案させていただき、知多半島にあります東浦町に子育て総合センターというのができました。これも地域に公団と、それから住宅地がございまして、その公団の住宅地を市が等価交換で交換をいたしまして、そこに支援センターをつくったわけでありまして、もしもお時間がよろしければ一度行っていただけるとありがたいと思いますが、ここも地域の過疎化を防ぐために東浦が施策として打ち出しました。ご存じのごとく市にはなれませんでした。急激に人口がふえた市町村であるのも事実であります。それを

しっかりと学ぶべく支援センターに行ってまいりましたし、町といたしましても、先ほど来ご答弁させていただいておりますように、これがというような特効剤はございません。

しかし、我々6つの保育所、そして今後参入されるであろう認定こども園、幼保一貫教育も含めて、家庭内保育も細かいことも含めてありますけれども、蟹江町がしっかりと包括的な支援をさせていただくべく、前へ進めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、議員におかれましても、いろいろ資料がございましたら、ご提案いただけるとありがたいというふうに考えております。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

○3番 水野智見君

ありがとうございました。

今、言われたんですけれども、千歳と東浦のそういう施設に見学に行かれたということですが、これは例えば同じような形、形態は多少変わるかもしれませんが、蟹江町で取り組んでみたいとか、町長が個人的に検討をされているようなことがありますか。

○町長 横江淳一君

今回、児童福祉法の改正等々で、学童保育をやっぴりおおむね10歳までというのが小学校6年生までという、議員各位にもいろいろご指摘をいただいております学童保育について充実をさせていきたい、その一つのヒントになればというふうに考えております。

それもハード面、ソフト面も含めて蟹江町ができ得る状況を早くつくる。そして、今現在ある施設を再利用するということも含めて、前へ進めてまいりたいというふうに考えておりますし、先ほど来、冒頭にご挨拶をさせていただきご答弁させていただきました、ゼロ・1・2歳の充実、これはもう不可欠であります。働くお母さんをしっかりとサポートするという、これが2つ目。3つ目は、先ほど言いました延長保育、早朝保育も含めて、できる限りの子育て支援施策をやってまいりたい、この3つを柱に、これから考えていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○3番 水野智見君

ありがとうございます。

舟入ばかりではないんですが、先ほどほかの議員の方も言われたように、蟹江町の人口増は横ばいということです。今、JR蟹江駅のほうが整備は順次進んでいきまして、あちらのほうが人口がふえてくる可能性がふえてくることだと思いますが、先ほど町長が言われたように、できることはすぐ対応していただいて、予算組みが必要なことはしっかり交付金、助成金等も活用していただいて、蟹江町に住んでよかったと言っていたような、今回アンケートがありますが、次のアンケートのときにはそういう意見がたくさん来るように進めさせていただくことをお願い申し上げまして、質問を終わります。

○議長 吉田正昭君

以上で、水野智見君の1問目の質問を終わります。

続いて、2問目「空き家等の対策について」を許可いたします。

○3番 水野智見君

それでは、2問目の「空き家等の対策について」質問をさせていただきます。

先ほど黒川議員のほうからも、空き家についてのことで対策について質問がありましたので、重複する点も答弁等にもあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

日本も高齢化や人口減少を背景に全国で空き家がふえ続け、社会問題となってきました。

総務省が本年7月に発表した2013年の住宅・土地統計調査によると、全国の空き家数は820万戸に上り、住宅総数に占める割合も13.5%です。愛知県においては42万2,000戸、空き家率は12.3%ということです。いずれも過去最高となっているそうです。

空き家は景観上の問題だけでなく、敷地へのごみの不法投棄や不審者の侵入、放火の要因になるほか、災害時に倒壊して避難や消防の妨げになるおそれがあります。こうした危険性をはらむ空き家については速やかに対処する必要があるのですが、あくまでも管理責任は所有者に委ねられるため、対策が思うように進んでいないというのが現状です。

こうした中、近年はこうした問題を解決するために積極的な動きも見られています。国土交通省の調べによると、ことし4月現在で、全国355の自治体が問題のある空き家に対して指導、勧告、命令、行政代執行などを行うための独自の対策条例を施行し、実績を上げているそうです。隣接する名古屋市では、条例はことし4月1日、施行規則は7月1日に、また、半田市ではことし6月1日に条例及び施行規則が施行されています。

蟹江町においては、空き家、空き地について管理放棄状態が一定の管理をされている状態、または倒壊状態での各状況のそれぞれの数はどれだけあるのでしょうか。また、現在どのように今まで対処されてきたのでしょうか、あわせてお尋ねします。

○総務部次長兼安心安全課長 岡村智彦君

空き家数についての各状況の戸数、また空き地についての管理放棄、一応管理の状態がどれだけあって、どのように対応されているかというようなご質問であります。

まず、蟹江町におきましては、空き家数についてですが、5年に一度の住宅・土地統計調査、あくまでこちらのほうは数字でございますが、先ほど議員が申されましたように、愛知県の場合、空き家率12.3%、これは平成25年。平成20年につきましては、空き家は愛知県34万3,600戸、蟹江町は1,740戸、空き家率が10.4%。平成15年、空き家、愛知県は33万3,400戸、蟹江町1,790戸、空き家率12.0%。平成10年につきましては、愛知県29万8,900戸、蟹江町が2,170戸、空き家率は15.0%でございます。こちらのほうは、あくまで統計の数字ということでございます。

また、管理放棄、ある程度管理されている、また倒壊状態、これらの種別について把握は

してございませんが、実態調査につきましては消防署のほうで行っております。

先ほど黒川議員の答弁と重複するところがございますが、また答弁をさせていただきます。

消防署のほうでは、火災予防条例に基づき火災予防上の観点から、空き家への侵入防止措置、また周囲の燃焼のおそれのある物件の除去など、火災予防上の指導が特に必要な家屋について調査し、指導を行っております。調査方法につきましては、現地調査及び町内会長に空き家の有無を確認し、毎年調査を実施しております。

平成25年度の空き家の調査結果は、71件の空き家を確認し、そのうち火災予防上の指導が必要な13件に改善通知を発送。こちらは11月に空き家調査をし、12月に第1回の通知、3月に第2回の通知を出しております。また、そのうち9件、69%が改善をされました。

また、町内の空き地の件数というものにつきましては把握はしておりませんが、消防署では空き地等の枯れ草につきまして、毎年火災予防条例に基づき火災予防上の観点から、調査及び指導を行っております。平成25年度は、火災予防上指導が必要な空き地等の枯れ草につきましては165件あり、改善通知の発送により129件、78%が改善をされました。

以上でございます。

○3番 水野智見君

ありがとうございました。

いろいろ対応していただいているということですが、1回、2回連絡があつて、すぐに対応されるという方もみえるかと思いますが、なかなか思うように対応していただけないという方もあるかと思うんですが、例えば全く無視される方とか、逆にちょっとトラブルとか、そんなようなことは今までなかったでしょうか。

○総務部次長兼安心安全課長 岡村智彦君

まず、消防署のほうの調査とか、そのような指導というものの関係でございますが、安心安全課と消防署のほうでいろいろ対応しております。

まず、平成26年1月と7月に安心安全課で対応した案件がございます。こちらは建物の瓦が道路に落ちてくることがあるという相談でございましたが、現場確認し建物の所有者と話すことができましたので、管理をしていただくよう依頼をいたしました。

また、26年6月につきましては、消防の予防課と安心安全課で、近所に空き家が3件ある、管理がされていないようなので、何とかしてくださいというご相談がありました。そちらのほうの物件を確認をいたしまして、その後所有者に火災予防上の指導文書を送付をしたということでございます。

8月にも消防の予防課と安心安全課で相談を受けておりますが、隣の空き家の塀が倒れかけているので何とかしてくださいという相談がございました。物件を確認して、その後また所有者に火災予防上の指導文書を送付しております。ほとんどが予防課のほうからの火災予

防上の指導文書ということでございますが、所有者がおみえになる家に関しましては、いろいろと話すことができましたので、そのように具体的に管理をしていただくよう依頼をしておりますが、なかなかいろいろな事情がございますので、そういうところも進まないというのが現状でございますので、そういうところに向けても、またこれから検討はしていく所存でございます。

以上です。

○3番 水野智見君

ありがとうございます。

空き家等に関しても、老朽化の仕方にもいろいろありまして、先ほど黒川議員も言われたんですが、空き家の中によってはすぐに利用できるような関係もあったりして、蟹江町にそういうものがどれだけあるかわかりませんが、例えば空き家バンクの制定とかも一つの考え方かなと思います。

また、老朽化の中でも道路に面している家なんかで、もう壁が崩れかかっているところとか、実は舟入でもそういうところがあるんですが、そういったところに関してしっかりした対応等をもう少しきちっとやれるようにするには、先ほど黒川議員も言われましたが、やっぱりせっかく空き家管理等に関する基盤整備事業も含めた条例化等を他町村が進めてみえますので、ぜひ蟹江町も取り組む方向でしていただきたいと思うのですが、もう一つ、空き地に関してですが、空き地のほうも、私、土地改良の関係のこともやっているんですが、その近くのところで3年ほど前に、火の不始末により福田川沿いの堤防が二、三百メートルほどありまして、すぐ近くに家もあったということで、消防車が五、六台来て事なきを得たんですけれども、それが時期的に8月で、見た目は枯れているような状態ではなかったんですけれども、多分下のほうで枯れて、下を火が走ったのかなと思うんですが、町内でもやっぱり空き家になっているところの一部、庭のところが草が生えていたり、畑等も放棄状態になっていたとか、そういったところが住宅地の近くですと大変危険だと思いますので、そういったことも含めた条例の取り組みをお願いしたいと思いますが、この条例について具体的にどういう形で検討されてみえるのかをお聞きします。

○総務部次長兼安心安全課長 岡村智彦君

現在までの取り組みの関係でございますが、火災予防条例に基づく調査とか指導ということで進んでおることでございますが、年々空き家が増加しておりますし、空き地に関しましても、先ほど議員が申しましたように、火災とかいろいろな問題があるということでありますので、本町に合った施策というものを検討しまして、条例化に向けて検討していくということが必要になってくると思います。

先ほど黒川議員のご質問にもありましたように、条例化のほうをできるだけ前向きに進めていくというような答弁をさせていただきましたので、重複をいたしますが、条例化に向け

て検討していきたいという考えでございますので、よろしく願いいたします。

○3番 水野智見君

ありがとうございました。

そこで、例えばこれは条例化に向けて取り組むに当たっては、例えば課ですね、担当課はいろいろあるかと思いますが、火災関係ですと消防署になりますし、よく何かあると安心安全課だということで、課長から何でもいつもぶつけられるという、時々そういう愚痴を聞くこともあるんですが、含めて議案なんかですと、やっぱり基盤整備等も関係することがあるとすると、まちづくりかなということも思うのですが、一応その辺のことはどういうふうに考えてみえるでしょうか。

○総務部次長兼安心安全課長 岡村智彦君

空き家を放置させないということで、先般名古屋市につきましても条例化のほうをされました。名古屋市につきましては、議員立法ということで最初はなったんですが、そういうところで治安など、住民が不安ということで対策チームが策定されました。こちらのほうは名古屋のほうで専門チームを設置するというので、大体3人体制ぐらいでプロジェクトのような格好で行ったということでもあります。

当初のほうで黒川議員のほうでも答弁させていただいたんですが、さまざまな形態がございます。まちづくり関係、また環境の関係、消防の予防の関係とか、いろいろな防災・防犯の対応の関係というものもございますので、一概にこういう方向で決めるということも難しいという点がございます。そういうところに関しまして、関係のある部署で連携をして、そういう専門チーム、またはプロジェクト、またはそういう学識経験者と相談をした上、また県のほうの方、条例をつくられた市町村を参考にして、これから検討に入って条例化のほうに向けて進んでいきたいというような考えでございます。

以上です。

○3番 水野智見君

ありがとうございます。

通告書にはお話ししていなかったんですけども、今、条例の関係することで、ちょっと町長のほうとしてお考えがあればお伺いしたいと思いますけれども、お願いします。

○町長 横江淳一君

それでは、税のことでするので、税務課だというふうに思いますが、私の考え方を申し上げます。

先ほど来、ご答弁をさせていただいている中で、いわゆる固定資産税の減免化等々も含めて、廃屋の建物を壊しますと、当然税金が上がるという、そういうのも壊さない一つの理由に上がっているんだなというのは容易に認識はできます。

ただ、蟹江町にも数件、私が直接お話をして管理をしている方に相談したことも実はござ

います。これも多分議員各位には共通認識の場所だというふうに、あえて場所は申し上げませんが、その中で例えば相続をされる方のいろいろな問題だとか、個人情報がたくさんございますので、我々がある程度入って経過措置を見るという考え方しかないということでございます。

それは特異な例といたしましても、今後このような廃屋をふやさない条件といたしましては、先ほど来から言っておりますように、条例の改正等々、新たな条例が必要だというふうには十分理解をさせていただいております。

総務省、国のほうも税制改革に向けて、今年度末に話し合われるというようなこともございますので、それをしっかり情報をとった上で、名古屋市の条例、そして議員提案になるのか、それとも我々が条例をつくるのかは別といたしまして、また皆さんとお話をして条例策定に向けてやっていくべきだというのは十分考えてございますので、何とぞまたご理解をいただき、ご協力をいただけるとありがたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○3番 水野智見君

ありがとうございます。

この条例は本当に大切なものだと思いますので、早急に取り組んでいただくことを最後にお願いしまして、次の質問に移ります。

先ほどちょっと町長も触れられましたが、家屋を撤去して更地にすると、住宅が建つ土地の固定資産税が軽減される特例措置が受けられなくなるため、所有者があえて家屋を残したままにしていることも、取り壊しがなかなか進まない原因の一つとなっています。この件については、先ほど新聞にも発表されていますが、政府が年末に向け見直す方向で検討されているということです。特例措置の延期などもいろいろ言われていますが、蟹江町としての取り組みはどのように考えられてみえるのか。また、今回、国が見直そうとしている特例措置に関して、どのような情報をつかんでみえるのかも含めてお答えください、お願いします。

○税務課長 磯野弘幸君

ただいまの固定資産税が軽減される特例措置の延期だとか、蟹江町としての取り組みというところでお答えをさせていただきます。

固定資産税のほうは、今現在、家屋のほうが建っている土地ですね、住宅の用に供する特例ということで、200平米までは6分の1、200平米を超える部分については、住宅の床面積の10倍までを3分の1に軽減をさせていただいております。これが当然建物がなくなれば、その部分の3倍から約4倍の税の増ということになるかと思えます。

そこで、先ほどの質問であります国のほうの見直しが検討されているということですが、それに関しては愛知県のほうにちょっと確認をとりましたところ、まだ県のほうには情報がないということで、一部報道機関のほうの部分でご説明をさせていただきますと、空

き家対策関係では、空き家等対策の推進に関する特別措置法、案というふうになると思うんですが、財政上の措置及び税制上の措置等ということで、2015年度、こちらのほうで税制改正が行われるというふうに言われております。それで、内容としては住宅の用に供する状態でなくなっている場合には、先ほど申しました住宅用の土地の特例の適用を外すということの一方で、議員が言われました税の軽減がなされないのは取り壊しが進まない原因だということですが、こちらのほうで撤去を促すために一定期間、こちらは先ほど言いました住宅用地特例の措置を猶予を講ずるという改正が盛り込まれるというようなことになるかと思えます。

まだ最終的な内容が不明ではありますので、このようなことを踏まえて、地方税法の改正がなされるかというふうに思っておりますので、地方税法を遵守しながら、関係機関の部署と協議を図っていききたいと、このように思っております。

以上でございます。

○3番 水野智見君

ありがとうございます。

基本的にはやはり国のほうから見直しがされて、指導がされる形に同じような形でなされると思うんですけども、先ほど黒川議員も一部お話がありましたが、同じ空き家、例えば倒壊状態の家屋の中でも壁部分が崩れかかっているとか、もう屋根が崩れ落ちているとか、例えば柱しか残っていないような、屋根は残っているんですが例えばそうしたものに関しては、現在、そういったものも建物として評価されているのかどうか、ちょっとそこをお聞きしたい、よろしくお願ひします。

○税務課長 磯野弘幸君

突拍子もないご質問だと思うんですが、柱1本ということであれば、先ほども説明させていただいたと思うんですが、家屋の状態ということでありまして、屋根だとか基礎だとか壁、こちらのほうがそろっておって家屋というふうな見方をいたしますので、柱1本というのはちょっとあれなんですけれども、今現在、蟹江町のほうにそういう建物があるかということになりますと、ちょっとその辺は現地調査を個々にやっておりますので、当然その部分に該当しなくなれば課税はしないというふうに考えておりますので、そちらのほうで対処させていただきたいと思ひます。

以上です。

○3番 水野智見君

すみません、柱1本じゃちょっと言い間違えていました。屋根と柱のみが残っているというような状態のことで、ちょっと言い間違えましたが、そうしますと、例えば崩れ落ちているような状態ですと、減免の特例措置は受けられていないということによろしいでしょうか。

○税務課長 磯野弘幸君

今現在は、そのまま課税はさせていただいております。特例をさせていただいております。ただ、建物ですので、当然家屋評価等をさせていただいて見させていただいておりますので、こちらのほうで最終的に本人さんの申請をもとに確認をとりまして、判断をさせていただくというふうに考えております。

○3番 水野智見君

今後、条例化に向けて検討されていかれる中で、そういった状態のものを仕分けして考えていただければいいかなと思うのは、実際、これは舟入なんですけれども、本当にもう壊れていて、子供の通学路に支障を来しかけているようなところとか、柱だけが残っていて見た目は建物として見えないような関係のところもあるんですが、今後そういったところも含めた取り組みをお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

蟹江町内において、旧町内、例えば蟹江町という本町区とか新町、舟入地区、新蟹江地区もあるかと思いますが、例えば舟入小学校周辺なんですけど、住宅地の接道路の幅が約2メートルから3メートルと狭く、日常生活及び災害時にも大変な支障があります。更地にする際、例えばセットバックなどにより、所有者の方から協力してもらえれば、将来周辺の土地所有者等の方の同意、または協力も必要ですが、道路の拡張ができると考えられます。

そこで、蟹江町独自の政策となるのかもしれませんが、セットバックの確約、例えば公正証書などでの覚書なども一つかと思いますが、そういったことができれば、その部分の面積を免税、または減税に事前にはできませんか。残地等の問題などもあり、建築基準法との関係などもあるかと思いますが、可能となれば将来その部分が道路幅が両側で5メートル、ないし6メートルの幅が確保できることになるとと思いますが、このたびの条例作成に向け導入等を検討をいただきたいと思いますが、どうでしょうか、よろしくお願ひします。

○産業建設部長 上田 実君

関連がありますので、初めに建築基準法の中でのセットバックをした用地についてのご説明をしたいと思います。

住宅を建築する場合、接道が4メートル未満の道路しか接していない場合は、道路の中心線から2メートルセットバックしなければならないことになっております。すなわち、道路の中心から2メートル後退した部分は建物が建てられません。このようなことが両側並びに带状全てそうなった場合、全幅員4メートルで道路が形成されるわけでありまして。蟹江町では、このような建築基準法等でセットバックされた用地が、道路に準じた利用形態であれば協議の上、申請により非課税の扱いをする場合がございます。

このたび水野議員からは、この建築基準法によるセットバック以外で更地になった場合、将来道路敷として個人の確約がとれ、セットバックした部分を非課税とする取り組みについてご提案がありました。理解のできるご提案だと思っておりますが、市街地など狭い敷地内で全て

の人が協力していただける保証がないことや、長期間放置することで相続や転売などさまざまな要因が発生することなど、多くの課題がございます。

今後、空き家等対策の推進に関する特別措置法の動向や、他町村の状況など関係部署と協議を図りながら、勉強していきたいと考えております。

以上です。

○3番 水野智見君

ありがとうございます。

先ほど部長からも言われましたように、本来、建築基準法の中ではそういうセットバックが行われなければ許可がおりないというところがあって、現実に許可をされたときにはそういうこともあって、現実にその場のときはなっているんだと思うんですけども、その後に実際、全部とは言いませんけれども、例えばカーポートをつくられたりとか、やっぱり自分のところの土地だからということで塀等をつくられて、現実にはそのセットバックされた部分が全部道路としてなっていない部分等もあると思います。

また、先ほど言いましたように、舟入とか旧町ですと、昔からの状態で今ほどの車社会という認識がないものですから、そんなに道路幅も狭くなくて、私もたまに通ったりなんかするときに、そのときは自分は自転車ですけれども、よくここにこんな大きな車が入ってきているんだなということを見るんですが、せっかく今回条例等もつくられるものですから、先ほど答弁の中にもありましたように、他町村等も含めて、もちろん法律に触れてはいけませんので、その辺のこともしっかり国または県のほうとも協議していただいて、指導していただいて、でき得る方法で検討いただきたいと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○産業建設部長 上田 実君

今回のご提案ですと、建築基準法、要は法律以外のセットバックのことを言ってみえますので、全てのところがそういったセットバックの寸法というんですか、メーターのほうで統一ができればいいんですけども、そうではないというところですので、現在のところは建築基準法にかかわるセットバックについての検討というか、非課税についての充実したところを検討していきたいと思えますし、今後、他の市町村でいろいろな方法をとっておるところは調査してわかっておるわけですが、一つには買収するという方法もございますが、こちらにつきましても、今後の検討課題というふうにさせていただきたいと思えます。

以上です。

○3番 水野智見君

ありがとうございます。

これは、例えば今あるところ、そういう狭いところ全てを対象にやってほしいとかという考えではなくて、そこの中にももちろん先ほど言いましたように、残った土地の問題とか周辺等の土地の問題、また周辺の、これもセットバックの中、東側、西側によってとかいろいろ

るな関係もありますので、全てではなくて、こういう条例ができたときに全体を見直していただく中で、そういうことも踏まえたところで、例えばできるところからでもやっていただけるような取り組みをしていただけるといいかなというふうに思っています。

これは実際、今回ちょっと質問するときに迷いもあったんですが、せつかく空き家等の条例の取り組みをお願いしたいものですから、ちょっとこれをつけ加えさせていただいたんですが、また次回に基盤整備に関することを質問させていただきたいと思いますので、そのときには私ももう少し勉強させていただいて質問したいと思いますので、またそのときによろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長 吉田正昭君

以上で、水野智見君の質問を終わります。

ここで早いですが、暫時休憩といたします。

(午前 11時41分)

○議長 吉田正昭君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 吉田正昭君

質問4番 高阪康彦君の1問目「公共用地の活用は」を許可いたします。

高阪康彦君、質問席へお着きください。

○13番 高阪康彦君

13番 新会派新風の高阪でございます。文字どおり、字のごとく新しい風を起こすために頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長の許可をいただきましたので、私は「公共用地の活用は」という演題で質問をさせていただきます。

公共用地とは、公共施設を用いるために提供される国または地方公共団体の所有する土地という定義がございます。公共施設とは一般的には道路、公園、下水道、学校、図書館などが考えられます。昨年度、平成25年度、町は大型の公共用地を取得いたしました。1つは蟹江高校跡地であり、もう一つは佐藤化学株式会社の跡地でございます。この2つについて、その活用をお聞きしたいと思います。

この質問をしますのは、住民に蟹江高校の跡地は何になるのとよく聞かれるわけでございます。私たち議員は協議会等で町よりいろいろな報告を受けておりますので、ある程度の概要は把握しておるわけでございますけれども、一般の住民は余り知られておりません。それなのにこんな質問があるということは、相当この跡地については関心があるのではないかと 생각합니다。

この蟹江高校の跡地も、順調にいけば来年4月には供用開始となっています。ですから、改めましてその概要をお尋ねをしたいと思い、質問をいたします。

テレビ放送でございますので、映像ということで昨年の3月議会に町からいただきました蟹江高校跡地のイメージ図というのをパネルにしました。それを今掲げますので、ちょっとちょっと視聴者の皆さんに説明を申し上げます。

今、絵に向かって、左側が東側にありまして、右側が西側ですね。この川が善太川であります。そして、今このところが正門になっています。これが駐車場であり、バーベキュー炉です。真ん中に小高い丘がありますが、これが希望の丘と言われていまして、丘になります。それで、蟹江高校で残された建物が1つ、これが南棟です。

それでは、視聴者の皆さんがその絵を見ながら、順次質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

まず、この蟹江高校跡地の総面積はどのぐらいか。そのうち東側は愛知大学が使用しておりますが、その面積はどのぐらいか。

2つ目には、用地の取得費用、整備費用の総額はどのぐらいかかっているか。また、愛知大学からはどのぐらいの賃料を受け取っているか。

まず、この2点について質問をいたします。

○生涯学習課長 伊藤保光君

ご質問のありました蟹江高校跡地についてお答えさせていただきます。

面積についてでございますけれども、蟹江高校跡地の買収総面積は4万9,725.64平米で、内訳としまして、学校用地として4万9,514平米と雑種地として211.67平米でございます。そのうち、愛知大学へは敷地東側2万7,199.36平米をお貸しをさせていただいております。

愛知大学への賃料でございますけれども、月額65万441円で、年に換算しますと780万5,292円となり、平成26年1月から5年間の賃貸借契約を締結しております。

○13番 高阪康彦君

これは議会にも報告されておりますけれども、大体総面積が坪でいいますと約1万5,000坪ぐらいになると思いますが、その半分強を愛知大学が使用しておる。残った西側のほうが今、絵で見させていただきます、このようなイメージで整備をされると、こういうことでございます。

総費用はできれば。

○生涯学習課長 伊藤保光君

すみません。取得費用につきまして回答漏れがございましたので、ご回答申し上げます。

用地の価格ですけれども、土地価格が4億6,840万円ございまして、そちらから減価償却費、取り壊し費用4億1,004万6,000円を除いた5,835万4,000円でございます。

整備費用でございますけれども、平成25年度の整備費用としまして、解体撤去工事に8,190万円、そちらのほうの設計監理料としまして286万6,500円、境界のほうのフェンス設置工事が1,869万円で、25年の整備費用の合計が1億345万6,500円でございます。

平成26年度の整備費用につきましては、6月に議決をいただきまして、工事中の南棟の改修及び希望の丘を含めました芝生広場等の整備工事料としまして1億9,332万円、そちらのほうの設計監理料としまして579万9,600円でございます。

さらに、今回補正をお願いしております側溝を含めた駐車場等整備、周辺外灯設置、フェンス設置等工事として整備工事費が3,846万5,000円、そちらのほうの設計監理料として151万2,000円です。こちらは平成26年度の整備費用につきましては、あくまでも要求させていただきました予算でございます。平成26年度の整備費用の合計としまして、2億3,924万1,600円でございます、平成25年、26年度の整備費用の総額としまして3億4,269万8,100円でございます。

以上です。

○13番 高阪康彦君

今、答弁にありましたとおり、大体3億5,000万円弱の全てのお金がつぎ込まれて、これからできるということでございます。

それでは、3番目ですね。蟹江高校跡地の整備については、入札が不調に終わり再入札がされていますが、3月の協議会に出された資料と今再入札された結果がどこが違っているのか。ここに3月に出された資料がありますので、どこが違っているということがあればお尋ねします。

○生涯学習課長 伊藤保光君

平成26年3月協議会以降の工事内容の変更についてでございますけれども、今回の補正をお願いしました蟹江高校跡地のほうの追加工事内容は、さきの入札で先送りをしました駐車場舗装工事、周辺外灯、正門改修工事に加えて、ことし6月に突風のため敷地東側の境界フェンスが倒壊したために改修、さらに、敷地北側の駐車場周りにあります既存の排水溝をそのまま利用させていただく予定でございましたけれども、損傷が激しく敷地全体の排水計画に問題があると判明しましたので、一部を取りかえる工事を追加をさせていただいております。

なお、フットサルコート等の南校舎の南の整備工事につきましては、平成27年度以降を予定しております。

○13番 高阪康彦君

3月議会の資料では、これは結局、一番南側になるんですか、ここの部分ですけれども、ここのところにフットサルコートと駐車場が17台ですか、できるというようなふうに聞いておりますが、これは今の答弁で見ますと、今年度ではないということですね。延ばされたと

いう、そういうことですね。

27年度にはそれもまたやられるんですか、やられないんですか、南側の整備は。これは全くの白紙ですか、そのフットサルコートとか駐車場の。

○町長 横江淳一君

それでは、高阪議員のご質問にお答えいたします。

先ほど整備費用の合計をお話をさせていただきましたが、今のフットサルコート、南校舎の駐車場等々につきましては、議員各位としっかり相談した上、まだ決まっているわけではございません。フットサルコートにしたいなという提案をさせていただきましたが、いやいやまだ時期尚早じゃないかと、また別の手法があったり、フリースペースが使えるんじゃないかというご意見もいただいておりますので、さらに検討を加え、また提案をさせていただく所存でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○13番 高阪康彦君

わかりました。

次に、質問書によって質問しますけれども、この駐車場の収容能力は何台ぐらいですか。

○生涯学習課長 伊藤保光君

駐車場につきましては、敷地北側に100台分、また南校舎南に十数台の収容ができるようにと考えております。

○13番 高阪康彦君

今、その南の部分、今回はできないんですよ、わかりました。

次の質問に入ります。

残されたこの南棟について、今度はお聞きします。

南校舎は1階は管理事務所、シャワー、更衣室が入ると聞いております。2、3階が会議室、4階は防災倉庫、屋上は避難できるということで、避難階段をつくられるというふうに聞いておりますけれども、この会議室が2階、3階につくられるわけですが、どういった団体が利用されるかを想定をしていますか。また、利用するときの手続きは役場のほうなのか、管理棟のほうなのか、また料金はどうなるのか、それとまたお休みですね、休日はどうなるか、その辺のところを少しお聞かせを願ひしたいと思います。

○生涯学習課長 伊藤保光君

南校舎のほうの改修内容でございますけれども、こちらにつきましては、主に生涯学習、防災スペースとして利用できるように改修をする予定でございます。1階に管理事務所、会議室、2階に運動される方のための男女更衣室、シャワー室、3階にダンス等にも利用可能な150平米程度のマルチスペース、4階は防災スペースという形で位置づけをさせていただいております。

あと、南校舎の利用につきましては、一般の方はもとより、総合型スポーツクラブ、スポ

一ツ少年団、生涯学習サークル団体、防災団体等の各種団体に利用していただきたいというふうに思っております。

なお、利用の手続及び使用料金につきましては、現在調整をさせていただいております、12月議会で改めて説明させていただく予定でございます。また、休日、休館日につきましても、今調整をさせていただきますので、またそれにつきましては説明をさせていただきたいと思っております。

○13番 高阪康彦君

何かまだ決まっていないというようなことですが、バーベキューの使用なんかでも、まだ細かいことは決まっておられませんか、バーベキュー炉の使用というんですか。

○生涯学習課長 伊藤保光君

同じくバーベキュー炉につきましても、今、職員のほうでいろいろ相談をしております、調整をさせていただいておりますので、はっきり決まっておるものではないです。

○13番 高阪康彦君

12月でも間に合うのかわかりませんが、4月から供用開始ということですから、早急に細かいところまで決めていただいて、やはり今言いましたとおり町民の皆さんはすごく関心があるんですよ。どうやって使えるのかな、どういうことができるのかということでもありますので、早急に決めていただいて、また広報にお願いしたいというふうに思います。

もう一つ、利用する時間ですね。生涯学習ですと、例えば月曜日休みでの利用時間、夜間もやられるのか、それとも今、生涯学習はやられていますね。ここも同じような考え方で、夜間もある程度使えて、お休みは月曜日というような考えでよろしいのでしょうか。

○生涯学習課長 伊藤保光君

利用時間につきましても申しわけございませんが、今調整中でございますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

○13番 高阪康彦君

休みとかいうのも決まっていない。

(「はい」の声あり)

ああそう。もう質問のしようがない。

わかりました。さっきも言いましたとおりに、本当に町民の皆さんからの多額なお金をかけて、いい施設をつくっていただきましたので、皆さん本当に興味を持ってみえますので、早急に町民が利用しやすいようなそういうものをつくっていただいて、広報していただいて、4月には皆さんが使えると、そんなふうにしていただきたいと思っております。

これで蟹江高校跡地のほうは終わりますが、次は、もう一つの佐藤化学の跡地についてお聞きをしたいと思います。

佐藤化学の跡地につきましても、映像をいただいておりますので、一目瞭然この絵を見ていただきますとよくわかりますので、これでまたお願いをいたします。

今、正面のこれは昨年の9月議会に協議会で出された町からの資料を拡大しまして、わかりやすいように私が色をつけました。今ある跡地がピンク色の部分で、525番地というふうになっております。ピンク色の部分が今の部分です。町のほうが取得した地面は、このA B C Dというのを全部合わせたものが町に取得していただいた公共用地でございます。

それでは、佐藤化学の跡地についてお尋ねしたいと思います。

まず、1番目です。総面積、用地取得の費用、それから整備費用の総額をまたお願いをいたします。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

それでは、佐藤化学跡地の件でお答えしたいと思います。

まず、総面積は3,362.91平米、用地土地取得の金額でございますが2億8,476万円でございます。

次に、整備費用の総額でございますが、こちらのほうは園庭整備、それと利用者等の駐車場整備等を含めまして2,894万4,000円でございます。

以上でございます。

○13番 高阪康彦君

ありがとうございます。

既にここはもう整備がされて、いつ供用開始がされるかわかりませんが、かなりもう整備がされております。

そこで、その整備についてお尋ねをいたしますけれども、まずBブロック、絵でいきますとBの場合はDの横になりますが、ここは駐車場というふうにお聞きをしております。約170坪ぐらいになりますけれども、ここはどれぐらいの駐車能力があるか。それと、この駐車場では職員さんも使われるか、使われないか、この2点でお尋ねをいたします。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

駐車場については、おおよそ24台を予測してございまして、職員の駐車場ではございません。あくまでも保育所等に来られる方の駐車場として使う予定でございます。

以上です。

○13番 高阪康彦君

駐車場につきましては職員さんは置かれないと。あくまでも保育園を利用される方が駐車場と、そういうことでよろしいですね。一応24台程度ということですよ。

次に伺いますが、Aですね、薄いピンクのところですけども、Aは保育園の園庭の拡充ということですよ。これは保育園の園庭が広がるということですよ。これはよくわかるんですが、これが約90坪ぐらいになります。坪数のほうがよくわかりやすいので坪数で申しますが、あ

とCのところは子育て支援センターの敷地とありますが、具体的にはどういった使い方を考えておみえになりますか、ちょっとお尋ねをします。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

一応、Aブロック、Cブロック、両方で520平方メートルあります。それで、Aブロックについては園庭の拡張になりまして、Cブロックについては今のところ園庭の一部ということになっております。将来的には、先ほど議員がおっしゃった子育て支援センター等も視野に入れながら、施設の拡充も考えていきたいと思っておりますが、当分の間は保育所の園庭ということで使いたいと考えております。

以上です。

○13番 高阪康彦君

とりあえずAとCを合わせて園庭が広がると、こういうことですね。

次は、この黄色のDブロックですね、これがいわゆる本当の公共用地といえますか、何でも使えるということで、約690坪ぐらい、700坪ぐらいですけれども、ほとんど正方形に近いような土地になっておりますけれども、このDブロックについてお尋ねをいたします。

このDブロックの使い方であり活用ですが、町としてはどのような活用を考えておみえになるのか、町としてですよ、お尋ねをいたします。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

今のところ、このDブロックのほうですが、こちらのほうは、防災訓練とか一時避難所などで利用していただくフリースペースということで考えております。

以上でございます。

○13番 高阪康彦君

フリースペースはわかっているんですよ。どういう活用をといるんですが、例えば今、本町の連合会なんかでもここで防災訓練をやれないかというのをよく聞いております。多分もうそういう申し入れがあったと思うんですけれども、やはり1つの町内じゃなくて、4つか5つか、8町内でもいいですが、蟹江小学区でもいいです。集まって、そこでブロックの防災訓練が行われるといいかなと思うんですけれども、そういうことは考えてみえないですか。

○副町長 河瀬広幸君

今、Dブロック、一番大きな面積のところについてご質問いただきました。

もちろん、これは本町の公共用地、皆さんの了解を得て取得した土地でありますので、当然そういうことも視野に入れまして、当分の間は地域の皆さんを中心に利用を考えていきたいと思っております。

ですから、先ほど言いました防災訓練、それからお祭り、さまざまな目的に使っていただくように準備したいと思っております。

そして、整備の仕方といたしましては、必要最小限、隣人の方に迷惑がかからない程度に整備をされておりまして、当分の間、そのフラットスペースの中で、できるだけ皆さんに、多くの方に使っていただくような計画をしております。よろしく願いいたします。

○13番 高阪康彦君

この佐藤化学の跡地につきましては、これを購入していただくには、本当に本町の町内会が今年の6月、土地の取得を求める2,325名の署名をされた陳情書を出された。それに移行して蟹江町議会も、本町区に公共用地として土地取得を求める要望書を町長に出してあります。そんな働きがあって、ここの本町地区に本当に長年の悲願でありました公共用地が手に入ったわけなんです。大願成就でございまして、本町区の地区の住民は本当に喜び感謝をしておるわけでございます。

でも、やはり公共用地ができたからといって喜んでいるばかりではいけません。それをいかに活用するかということで、今まだ予算がありませんからリースペースで、町内会か何かの意見を聞いて自由に使えると状態ですけれども、連合会でも町の要望書でも記として要望の中に、1つとして蟹江保育所の園庭の拡充、2番目として東海・南海地震における避難の緊急場所、3番目に冠水対策としての遊水地の用地、4番目に地域コミュニティセンターの建設用地と、これだけつけて今年の6月24日、議長は私ですから、私の名前で町長に要望書を出しておるわけですね。将来的にはやはりこれも考えていただいて、あそこらは本当に低いところでありまして、少し雨が降ってもすぐ水があふれる、それは予算もかかりますが遊水地ですね、都市なんかにはもうほとんどそういうのはつくってあるそうですが、将来的にはそういうのも考えていただけるとありがたいかなと思っております。

ちょっと質問が前後してしまって申しわけないんですけども、お尋ねいたしますけれども、Dブロックの境界ですね、東側にもう既にもとの佐藤化学の跡地が、今、建て売りが7棟か何かの工事ができております。水路がありますけれども、その境界と南側の一般の住宅、それから保育園の境とかというところの境界というのはどういった形に、例えばフェンスなのか何もしないのか、境界はどういう形になるんでしょうか、ちょっとお尋ねをいたします。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

保育所の園庭拡張部分や駐車場及び広場、東側の水路、南側の住居等の境界に当たるところは、西側の町道と接する部分を除いて、防犯や児童の安全対策のためフェンスを張ります。広場の周囲全域に、雨水等の排水対策としてU字溝を設置をします。駐車場から保育所、広場への出入り口には門扉を設置する予定でございます。

以上です。

○13番 高阪康彦君

実は、昨日現場を見てきました。もうかなり工事は進んでおりますけれども、ある意味、公共用地の周りは全部フェンスで囲まれているという感じなんですよ。または、東側なん

かは本当に1メートルぐらいのすき間が2つあけてあるだけだったんですよね。西側はどうなるのかわかりませんが、何か駐車場のところもそういうフェンスが建つということですけども、フェンスで囲ってしまえば人は入らないからいいのかもしれませんが、ここは避難地でありまして、いざというときに人が逃げ込むんですね。フェンスがぐるっと張り回してあるというのはどうなのかなという感じもするんですけども、そういう面に関してはどういう対応を考えておられますか。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

避難場所でございますので、東側暗渠の部分ですね、2カ所切り込みがあつて門扉はなくチェーンで、極端なことを言えば、誰でも入れるというような状況になっております。

西側のほうについては、駐車場からこの避難広場のほうへ入るには門扉がありますが、そちらのほうは錠等はしなくて、一応門が閉まる程度のことを考えております。

以上です。

○13番 高阪康彦君

仕方ないかもしれませんが、結構入り口が狭いかなと。入るのに、たくさん人間がどんといったら大変なことが起きるんじゃないかなという気もしておりますけれども、それも少し考えていただきたいなというふうに思います。

それから、もう一つ、ここは東と西が、東が高くて、前に土のうが積んであったときは西から見ると1メートル弱ぐらい段差があつたんですが、今見るとフラットになっていますけれども、どういった工事であれを解消されたんでしょうか、ちょっとお聞きします。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

確かに敷地の西側より東側のほうが高くなっておりまして、西側の駐車場予定地と東側の暗渠の水路の部分は40センチの高低差がございます。それで、まず西側駐車場部分の道路から駐車場に入りまして、それと広場との境界付近は20センチの段差、あと、さらに町道は20センチの高低がありますので、その辺全て自然勾配でフラットになるような設計になっております。

○13番 高阪康彦君

わかりました。ということは、東からなだらかに西のほうまでしていますから、例えば雨や何かでも西のほうへ流れてくる感じになりますか。車も西側の道路からもずっと入れるということですね。多分40センチあれば、相当雨でも西側へ流れるんじゃないかなという気がありますけれども、わかりました。

以上が質問したところでありますけれども、やはりちょっと最後をお願いしておかなければならないのは、先ほど申しましたように、公共用地の活用ということでございまして、予算はかかるんでしょうけれども、宝の持ち腐れではいけない。確かに避難地になりますが、災害がいつ来るかわかりません、必要なんですけれども、それが10年先か、1年先か、あし

た来るかわかりませんが、その間は災害時の避難所として置いておけばいいんですけれども、やはり日々活用してこそ、初めて高額なお金で買っていただいた価値があると思うんですよ。

だから、それは地元の町内会のほうでもいろいろ考えておりますけれども、いろいろな面で利用できるかと思っておりますし、そこには予算をかけていただいて、これも賛否両論ありますよ。あそこに三世代ふれあいプラザ、学戸も舟入にもありますが、一番最初は学区ごとに1つずつつくるという案があったそうでございますけれども、本町地区にはそういうのはありませんので、あそこぐらいで、それもできればいいかなと思っておりますが、住民の中にはそんなの要らないという意見もあるんです。だけれども、私はそういう建物もいいかなと思っておりますし、前にも言いましたとおりに、やはり遊水地ですね、これを少し考えていくと、これは難しいんですけれども、本当にあそこは水がたまりますので、今のようなゲリラ豪雨では全然もう歯が立ちませんが、ちょっと雨でしたら随分助かると思うんですよ。そういうことも考えていただいて、いわゆる公共用地の本当に活用というものをしっかり考えていただきたいというふうに思います。

質問通告書には関連質問としまして出しておきました。その説明を聞いて、この質問を終わりたいと思いますが、公共用地は取得していただきました。取得するばかりではなくて、今度は売るほうでちょっと聞きたいんですが、町長は以前、不要な町有地は売却処分して、財政改革に寄与したい旨の発言があったと思いますが、現在、公共施設のあるような公共用地を省いて、そういった町有地というのは何カ所、総面積ではどのぐらいになるかということ、また、ここ数年の間に町有地を処分された土地があるのかないのか。あるとすれば何件ぐらい、また何坪ぐらいを処分されたのかをお尋ねをしたいと思います。

○総務部次長兼総務課長 江上文啓君

私のほうからは、不要な町有地について回答いたしたいと思います。

蟹江町では、行政改革の一環といたしまして未利用土地の調査結果を平成19年度に取りまとめ、その後調査資料を精査し、売却可能な土地から順次売却を開始いたしました。

まず、平成21年度には3筆、215.70平方メートル、金額で申し上げますと1,300万4,242円。

続いて平成22度、このときは1筆でございます。139平方メートル、金額で1,405万505円でございます。

次に、最後でございますが、平成25年度、これも同じく1筆、9.20平方メートル、価格は53万1,272円ということで、合計いたしますと5筆、363.90平方メートル、金額で申し上げますと2,758万6,019円でございます。約110坪ほどの売却になるかと思われます。

現在未利用の土地、いわゆる公共施設が建っていない土地で売却可能な財産といたしましては24件、1,937平方メートル、約580坪ほどあるかと思われます。ただし、その大半が実は土地の形状がいびつであるとか、もしくは極小な土地のため売却がなかなか難しい土地と考えております。

以上です。

○13番 高阪康彦君

わかりました。

それでは、1問目の質問を終わります。

○議長 吉田正昭君

以上で、高阪康彦君の1問目の質問を終わります。

続いて、2問目「議会基本条例について」を許可いたします。

○13番 高阪康彦君

それでは、2問目「議会基本条例について」をお尋ねいたします。

議会基本条例は、この3月議会に制定され、既に今年度より施行されております。私の質問としては、基本条例の第3章町長と議会の中の第8条町長との関係から、主に反問権について質問をしたいと思います。

まず、その前に議会基本条例が制定された背景を考えてみたいと思います。一義的には地方分権が進み、地方部の権限が強くなり、総体的にそれを監視する地方の議会にも重い責任が課せられることになり、議会は議論の場でありますので、住民の代表として議論を活発にできるようなスタンダードなマニュアルが必要になったと思いますし、また、私はこれが一番大きいと思うんですが、ともに選挙で選ばれる首長、議員ですが、執行権を持つ首長の力が強く、議案をチェックする議会そのものの働きが住民にわかりづらくなっていることも、基本条例の制定の背景と考えております。

もう一つ、今、パネルにしましたけれども、これが蟹江町の議会基本条例でございます。蟹江町の基本条例は、第1章の総則から第8章最高規範性までの19条立てになっております。第2章の第6条では議会報告会を定めております。この一番下に少しコマーシャルを入れましたけれども、この第1回の議会報告会を10月25日の土曜日午後2時に開始でございますけれども、蟹江町産業文化会館で。

（「もう一回わかりやすく言って」の声あり）

初めて議会基本条例が制定されたということで、議会で初めて議会報告会を行います。それを第1回の議会報告会ということで、10月25日土曜日午後2時開始でございますが、蟹江町の産業文化会館4階で行います。このテレビをごらんの皆さん、ぜひとも縁がありましたら、ご来場くださいますようお願いをいたします。

前置きが長くなりましたけれども、質問に入ります。

蟹江町の基本条例第8条では町長との関係を、議会は町長との立場及び権能の違いを踏まえ、町長等と常に健全な緊張及び協力関係の保持に努めなければならないとしておりますし、第2項では、本会議または委員会に出席した町長等は、議員から質問を受けたときは議長または委員長の許可を得て、その論点を整理し、または質疑もしくは質問の趣旨を確認する目

的で、当該議員に対して発言し、または反問することができる、反問権を認めております。

反問権とは、町長や職員が議長の許可により、議員の一方的な質問に答えるだけでなく、逆に聞き返すことができる権利で、議員の責任を持った発言がふえることが期待でき、論点、争点が鮮明になって、議論がさらに深まることが考えられます。反問権により言いたい放題の質問も控えられるようになり、間違った議論も正しい方向になることも考えられます。

一方、有能なスタッフと膨大な情報を持つ執行側と対等に議論をすることは、一議員にとってかなり厳しいものがあり、反問権を多用された場合、議会が委縮する可能性もあります。

この反問権に関しましては、北海道の栗山町、栗山町と申しますのは、この議会基本条例を日本で一番最初につくった町とされています。やはりいわゆる執行側と議員がどのようにしたら議論ができるかということで、本当にきちんとした基本条例ができました。これは平成18年ですね。だから、これより前にかかわったと思いますが、18年に施行をされております。

日本の各自治体も、この栗山町の議会基本条例を参考にしてつくっているところが多いんです。この栗山町の反問権の考え方を少しお話をして、町長に感想とか意見をお伺いしたいんですが、栗山町の場合、議会が議論の広場であるために、双方が質問できて当たり前との考えから、執行側に反問権を与えています。そのかわりと言っては何ですが、町長側に政策過程の説明責任を課しています。

栗山町の議会基本条例の第6条で、町長は次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう努めなければならないとして、1番、政策等の発生源、2番、検討した他の政策案等の内容、3番、他の自治体の類似する政策との比較検討、4番、総合計画における根拠または位置づけ、5番、関係ある法令及び条例等、6番、政策等の実施にかかわる財源措置、7番、将来にわたる政策等のコスト計算。また、第7条では、予算・決算における政策説明資料の作成として、この6条の規定に準じて、わかりやすい施策別または事業別の政策説明資料を作成するよう努めるものとするとして書いてあります。

要するに、簡単に申し上げますとフェアでなければならない。ですから、反問権を与えるかわりに、我々に議案説明にしてもわかりやすいように、今言った7項目ほか、いろいろな資料をつけてやったときに、初めて対等な議論ができるし、また議論も深まるという、こういう考え方でございます。蟹江町ではそういう縛りはしておりませんが、このように栗山町では議会に対して本当の意味の情報公開に努めております。これによって当然議員が無理を言った場合には、じゃその件に関してどうなんですか、あなたはどうか考えられますかというような反問権を与えているわけでありまして。

ですから、蟹江町も積極的に議会に対して情報公開をしていただきたいというふうに思います。そうでなければ活発な意見交換はできないと思いますし、今の議案書の提出、出し方などは、もう少し議員がわかりやすい資料をつけるなど再考に値するかと考えておりますけれ

ども、以上、私が申し上げたことから町長にお尋ねしますが、反問権に対しての考え方、また議会に対する情報公開などの考え方があればお話しを願いたいというふうに思います。

○政策推進課長 黒川静一君

まずは、私のほうから初めに質問のありました反問権、議会に対する情報公開などの考え方についてお答えをさせていただきたいと思います。

大きな事業を計画していく場合には、議会や住民の皆さんに対して、その事業の内容や計画した経緯、位置づけ、そして財源措置はどうかといったことを含めて、これまでもいろいろな機会を通して説明をさせていただいていると思っております。

予算におきましては、町長の施政方針、全員協議会での総合計画に基づく3カ年実施計画書の説明、また、予算関係資料として予算の概要はもちろんのこと、主要な事業の内容説明や財源の内訳など詳細な資料についても作成をさせていただき、それに基づきまして予算の説明をし、審議をさせていただいているところでございます。

決算におきましても、決算書に加えて、決算資料として主要施策成果及び実績報告書を作成をさせていただき、事業ごとの細かな成果や実績についても数値とともに掲載をさせていただいているところでございます。

現状では、議員各位のご意見などを取り入れながら、こうした方法で資料を作成し、誠意をもって説明をさせていただいているところでございます。議員の思いからすればまだ不十分なところがあるかもしれませんが、今後は少しでもよりよい資料を作成し議会に提供するために、栗山町の説明資料や近隣市町村の説明資料を参考とさせていただきまして、議員各位によりわかりやすい資料を提供できるように努めてまいりたいと思います。

また、反問権につきましては、蟹江町議会基本条例第8条第2項に規定してありますように、議長または委員長の許可を得てその論点を整理し、質疑もしくは質問の趣旨を確認する目的で、当該議員に対して発言をし、または反問することができるというふうにしております。質問内容を取り違えたまま議論をしても議論が平行線になるばかりです。そうならないためにも、質問の趣旨を確認し早い段階で正しい議論に戻すことは有意義なことであると思っております。また、論点を深めることができ、一番聞きたい内容にピンポイントでお答えもしやすくなるものだというふうに思っております。

以上でございます。

○町長 横江淳一君

それでは、高阪議員の質問、反問権、議会に対する情報公開等々の考え方について述べさせていただきます。

今、担当のほうからのお話をさせていただきました。この反問権につきましては、殊さらそれを1つだけ取り上げて云々するつもりは全くございません。本当に議会の基本条例をつくっていただき、お互いが二代表制のもと、ウイン・ウインの関係でいかなければいけ

ない。そして、最終的には住民の代表でありますので、これは今後もしっかりと堅持してまいりたいというふうに考えておりますし、今までの提案の出し方が若干不親切であったという点多々あったかもわかりません。そのことについては真摯におわびを申し上げたいと思っております。

今後は、総合計画の出し方、そして平成23年から32年の10年間の計画についても一応資料はお出しはしてございますが、我々行政側といたしましては必ず毎年、3カ年のヒアリングというのを町長室で行っております。そして、毎月でありますけれども、各部署のトップマネジャーを呼びまして、「夢づくり」と題しまして、全て皆さんの考え方、情報の共有、これをずっとやってまいりまして、マネジャー同士のいろいろな不信感等々の払拭にも努めてまいりました。

今後、我々行政側、そして首長といたしましても、議員各位には議事の説明をしっかりとさせていただき、その反問権を出すとか出さないとかではなくて、お互いに一つの共通した問題に対して、議場という場をもって住民のためにしっかりと邁進してまいりたいというふうに考えてございます。

また、今回初めて町民に説明会を開かれるということで、本当にご苦労さまでございます。私も、平成7年から17年まで蟹江町議会議員を3期経験をさせていただきました。早く議会の基本条例をつくってという提案もさせていただいたことがございましたが、やっとうこういう状況になってまいりました。我々といたしましても、これを踏まえてしっかりと皆様方と協議をする所存でございますので、何とぞよろしくお願いをいたしたいと思えます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○13番 高阪康彦君

ありがとうございました。

議案の提出、確かに評価とかそういうものは全員協議会でコンピューターを使った評価はどうだというふうにされておりますけれども、議案の提出の仕方というのは、やっぱり少し議員のほうと出されるほうの温度差というか、議員がそれだけ程度が悪いのかもしれませんが、ありますので、なるだけ程度を考えてわかりやすいような、こういうことを言っておるんだなということがわかるような議案の出し方をされると、非常にありがたいと思えます。

反問権にしましても、そんなのをしょっちゅう使うというのはできない話でありまして、やはり二代表制といたしまして、首長も選挙で選ばれる。我々も選挙で選ばれる。もとは、住民なんですよ、やはり住民のために頑張ると。なぜなら、議会ではやはり緊張関係がありますが、最終的には住民のためにいように話をするというのは、ある種、地方自治の基本でありますので、これは部長と議会が大げんかして、みんな反対と言ったらもうまるっきり施設ができないんですよ。ですから、本当にちょっと許せないというようなときには、反問権もせっかく認めたわけでありまして、これも仕方ないかと思えますけれども、常時

出すということはまず考えられない、私もそう思います。

ですから、私の理想といたしましては、本当に執行部と意見の議論ができますれば、議会のほうからそういう施策を提案し、それを実行していくという、逆に議員提案型で施策がやれるようなことがあってもいいんじゃないかと。そこまでいくと、ああこの議会も本物だなという、私はそういう理想を持っておりますけれども、なかなかそんなわけにはいきませんし、町のほうもややもすると体質的に、これを議会にしゃべるとむちゃくちゃになってしまうと、どちらかという、なるだけ隠そうというわけではありませんが、そんな体質が少しはあるのではないかなというふうには思っておりますので、やはりオープンにして話し合っ、最後は住民のために行き着くところは一緒なんですから、そこで住民のために決めていくと。やはりこういうふうになったらいい蟹江町の議会であり、蟹江町の執行部であるというふうに言われると思いますので、私もそのように一生懸命努力したいと思いますし、執行部側も、今私が申し上げましたように、なるべくわかりやすい議案提案をしていただき、より議論が活発になることを切に望みまして、2問目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 吉田正昭君

以上で、高阪康彦君の質問を終わります。

質問5番 中村英子君の1問目「子どもの貧困の実態と支援について」を許可いたします。

中村英子君、質問席へお着きください。

○7番 中村英子君

7番 中村でございます。

通告書に従いまして、1問目の質問に入らせていただきたいと思います。

きょうの質問のテーマですけれども、子供の貧困というようなことであります。子供の貧困という言葉聞いて、何のことだろうと不審に思う人がいるかも知りません。日本は今、飽食の時代と言われているように、もう食べ物も本当に好きなだけ食べて、そして多くが捨てられているというようなことも言われておりますので、そういう目に見える雰囲気を見たときに、どこに貧困があるんだろうと、そんなふうと思われるかもしれませんが、実は既にバブルの時代の終わりごろですけれども、1985年、昭和60年には、もう日本の貧困の実態というものが数字としてあったようでもありますけれども、国は当時これを公表しませんで、平成21年、2009年ですけれども、このころになって初めて厚生労働省が、日本国内の相対的貧困率というものを発表しました。この相対的貧困率ということの発表なんですけれども、相対的貧困というのは何かということも考えなければいけませんけれども、これは一定の計算方法がありまして、世界で統一したものですけれども、世界で統一した計算式をその国に当てはめて計算し、国と国との間でどれぐらいの変化や、どれぐらいの差があるのかということ調査するためにも使われているようなんですね。この計算方法というのがあるんですけ

れども、ここでその計算方法というのを一々言っているとちょっと内容的にややこしいものですから、では一体、簡単に言って、どれぐらいの経済生活をしている層が貧困というふうに言われる層とされているのかということなんですが、調査によって多少数万円の差はあるかもしれませんが、大体単身者はひとり暮らしの方ですけれども、年間127万円以下、世帯2人は180万円以下、3人世帯は224万円以下、4人家族で254万円以下、これぐらいの数字のところが目安ですね。これは可処分所得でのことでありまして、可処分所得でこれぐらいのところが目安としていると。今言った金額以下は、いわゆる貧困層と相対的貧困の中で生活している人たちと、こういうふうになっております。

それで、この貧困というのは大人と子供でどうなんだというところなんですけれども、実は子供の貧困率というほうが年々右肩上がりに上がってきておりまして、一般世帯のやや上をいくというような状況になっております。現在の子供の貧困率、この子供ですが、17歳以下の子供ですけれども、この子供の貧困率は日本では16.3%、6人に1人の子供が貧困の中で育つということになっております。

今言いましたように、この6人に1人の子供は、今言った金額以下の中で生活をしているということなんです。調査が始まりました昭和60年ごろですけれども、このときは10.9%、10人に1人だったということでありまして、このときから考えてみると、下がることなく年々上がり続けているというのが実態です。

今、貧困と言いまして相対的貧困率といいますか、アフリカに住んでいる人たちや、それから後進国で貧しい人たちは、ああいう貧困は何なんだということもあるかもしれませんが、この相対的貧困率というものに対して絶対的貧困というものがありまして、これがアフリカ、その他飢饉に苦しんだり、生命を維持することができないような状態、1日1ドル以下で生活していると、そういう人たちに対しては、これを絶対的貧困というふうに言うので、これを絶対的貧困、生命を維持する危険の中で生きているということではないものですから、そこでちょっと区別をして考えていただきたいと思います。

非常に今言ったように絶対的貧困とは違ってではないんじゃないかと言いきうんですけれども、ここが大変違っていまして、この相対的貧困の状態の中で育つ子供たちは、その家庭というのは、いわゆる世間並みの生活ができない、ごくごく普通の生活ができないということになります。それによってさまざまな問題を抱えて、中でも特に深刻な問題は貧困の連鎖と言われますように、貧困家庭で育った子供は成人してからも貧困状態から抜け出すことがなかなか難しいと。大部分の方は、その生涯にわたって貧困であると、このように言われております。つまり、日本の社会の中で現時点では6人に1人が貧困として肯定しつつあるということになります。

そしてまた、先ほども言いましたように、これが年々数字的に上がっておりまして下がることはありませんので、将来的にはもっと大きな広い範囲での貧困層として定着していく可

能性も含んでいると、こういうようなことであります。

思い出してみると、日本はかつて一億総中流と言われました。どの家庭も平均した生活を送っていたんですね。隣もうちも一緒、また欲しいものも一緒というようなことで、非常に平均的な社会でありましたけれども、今ははっきりと目に見えないかもしれませんが、貧困は連鎖し定着するといった格差社会が、改めてここで認識されてしまったというようなまことに残念なことですけれども、こんなふうになってしまっているということでもあります。

ですから、このような事態を政府も気がつかないはずはありませんので、政府は昨年、子どもの貧困対策の推進に関する法律、簡単に言えば子ども貧困対策法というものをつくりました。そして、ことしの1月、それは施行されました。その法律に基づきまして、近いことなんですけれども、先月8月29日、政府は子どもの貧困対策大綱というものを閣議決定いたしました。この大綱により、具体的な内容を盛り込むということでありましたが、内容を見ても、期待するほどの具体性というものは挙げられておりません。中でも多くの人の期待があった、大学を卒業したときに既に奨学金の借金で500万円も負ってしまったとか、数百万の借金となって就職先もなく、そこからまた新たな貧困が始まるという、そういうようなお話もあったものですから、この給付型奨学金というものが非常にここで期待されておりましたけれども、この給付型奨学金というのは見送られております。これは財政局のほうの理由があったのかもしれませんが、見送られております。

ほかにも内容的に具体的にどうすればいいとか、ああすればいいということはないわけですが、こうして法律や大綱がつけられることによりまして、そこに目を向ける背景ができてきたと思います。何のことだろうと関心を持つ人がこれによってふえてきたと思うんです。私は、それだけでもこの法律の制定、または大綱の制定は一定の前進かなというふうにとめております。

そこで、今、日本の全体の状況についてお話をさせていただきましたけれども、じゃ我が町の状況はどうか、うちの町はどうなっているんだろう、そのことを調査していかなければなりません、子供の貧困率、ただいま言いました日本の子供の貧困率16.3%、もう乱暴でありますけれども、これをそのまま町内の児童・生徒に当てはめてみると、児童・生徒の総数は約2,900人ぐらいでよろしいでしょうかね、その2,900人に当てはめてみますと472名となるんですね。この今言った数字以下で貧困と言われているところで暮らしている子は472名というふうになります。決して少ない数字ではありません。それから、今、私が言ったのは児童・生徒だけですので、例えば17歳までの間の子、それからまた、小学校に上がる前の子、そういう子供たちを含めていきますと、これは推測ですけれども、1,000人ぐらいはこの貧困に当たるところで暮らしている人がいるのかなと、そういうふう思うわけですが、しかし町によってもまた違いがあります。都市部によっても違いがありますし、農村によっても違いがありますので、この16.3%をそのまま当てはめた方がいいのか悪いのか

ということは、ちょっとそちらの実態を伺わないとわかりませんので、この数字のとおり
理解していいのか、まず、そうではなくて蟹江町にはそんなにはないんだよという実態が
あるのか、その辺の実態の把握ということについてどうなのかということをお伺いした
いと思います。

○教育長 石垣武雄君

中村議員のお話の中で児童・生徒という言葉がありましたので、まずは学校教育の関係か
らちょっとお話をしたいなというふうに思います。

6人に1人が相対的貧困の中にいると。それで、この蟹江町に当てはめると、児童・生徒
だけで470人から480人と。その実態把握ということですが、26年度、蟹江町の小学生
の数をちょっとお話をしますと1,928人、中学生が979人、合計で2,907人。子供貧困率が
16.3%ということであれば、中村議員ご指摘のとおり473.8人、474人という値になります。

それから、1年前の25年度、昨年度もちょっと見てみました。小学生が1,921人、中学生
が1,011人、合計で2,932人、該当数は477.9人、478人。ですから、26年度とほとんど変わら
ない数字で、議員の言われるように470人から480人ということになります。これは先ほどの
16.3%の割合で考えた場合。それで、どう把握しているかといいますと、なかなかこの把握
というものは難しい問題でありまして、いろいろ考えましたけれども、強いて言えば、教育
課では就学援助制度、これがございまして。これは毎年ご存じのように申請をさせていただいて、
学用品や給食費の補助をしております。これは、ある一定の額を下回る場合には給付をして
おるわけですが、その数をちょっとだけお話をしますと、25年度、まだことし26年度
は申請中で全部は出ていませんので、25年度に申請され補助した件数は、小学生で142人、
中学生で118人、合計260人、その割合は25年度の小学校、中学校の児童・生徒数の中でいき
ますと8.9%。この8.9%が本町の就学援助制度で補助をしておるところであります。
先ほどの16.3%から考えますと、470人は200人ほどまだ足りません。

これは、私が話をしたのは準要保護制度ということで、要保護があろうかと思いますが、
それもわずかじゃないかなと。そう考えますと、今の話で蟹江町が少ないと言いつつ、
そのあたりの実態になってくると、もう少し詰めた段階は申しわけありませんが、十分な把
握はできていないということが言えます。

これが実態の把握であります、以上です。

○7番 中村英子君

就学援助費を考え方のよりどころにするということは私もわかっておりますので、その数
についてもちょっと調査をさせていただきましたので、まとめについてちょっとこの後に質
問しますけれども、全体の戸数は、これは教育ではないかもしれないけれども、ここの層に
属している人たちが町内にどれぐらいいるのかということなんですけれども、これはその家
庭の所得と世帯の人数、そこに何人が住んでいればということがわかると、これは計算式を

当てはめますと簡単にわかるわけですが、その計算方法がありますので。

蟹江町は、全世帯の所得と世帯数というのはわかっているわけですよ。時間はかかるかもしれませんが、そこに簡単に計算式を当てはめますと、蟹江町内の貧困層はどれぐらいかということは数字で出るはずなんです。そこまでのことはやっていないというふうには私は思いますけれども、これは教育ではなくて総務のほうで分析していけば、これは数字的に出てくると、計算方法がありますので出てくるとのことだと思います。

できればそれを基準にして、それをもとにして、これぐらいあるんだよと、そしてその中で子供を持っている家庭はどれだけだよということはわかりますので、じゃ対象者は何人だということは、そこから割り出されるはずなんですけれども、そういうことができていればですよ。だけれどもそこまではちょっとやってみえないと思いますので、わからないという部分もあると思うんですけれども、ちょっと就学援助について、後からにしまして、中でも母子家庭の貧困率というものが58%ということで、非常に前々からこれは問題になっておりますし、私も何回も取り上げさせていただいておりますけれども、母子家庭の貧困率が58%、これに該当する世帯が現在どれぐらいあるのか、そのことについては把握をしていると思いますので、母子家庭の貧困の実態についてお聞きします。

それから、さらに生活保護受給世帯というのがありますけれども、この生活保護受給世帯も本当に十数年前に比べると、蟹江町でももう3倍とかもっとに近いほどこの世帯もふえているわけですが、その生活保護受給世帯の児童・生徒はいるのかいないのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

まず、母子世帯の関係でございますが、なかなか実態というのは把握できない部分がございます、子育てのほうでわかるのが母子の手当がございます。児童扶養手当、それと県の遺児手当、それと町の遺児手当がございます、それぞれ受給されている方については、まず児童扶養手当、こちらは国の制度で県がやっておりますが、受給者が283人、そのうち子供さんが429名。次に県の遺児手当、こちらのほうは173人いまして、児童が267名。町の遺児手当、こちらのほうは受給者が179名で児童が273人というふうな実態でございます。あとちなみに、保育所に入所している児童、母子世帯がございます、そちらのほうについては、母子世帯が24世帯の24人ということでございます。一応このぐらいの把握でございます。

あと、医療のほうもございまして、母子家庭医療については母の数が290人で、そのうち子供が392名、そういった個々の数字は一応把握はできますが、一体全体その母子世帯が貧困なのかどうかというのはなかなか難しい部分がございます、手当というのは全て所得制限がございます。その所得制限にはめますと、一応児童扶養手当の所得制限のほうで大体の数字をお答えいたしますと、児童扶養手当については、所得によって全額支給される方と、その所得によって一部支給停止がかかるんですけれども、一部支給停止の部分、それと全額

停止というのがございまして、例えばお子さん1人、お母さん1人でいきますと、扶養親族については1人でございますので、全額支給を受けるためには57万円が所得制限の上限になります。こちらのほうについては、とにかく全額支給されている方については、全部で372名中の150の方が全額支給というような形になっております。

次に、一部支給停止、こちらのほうは、例えば1人扶養親族がある場合は上限が230万円が所得制限の上限になります。その以下であれば多少なりとも受給されるということで、受給されている方が134人。全く全然所得制限オーバー、先ほどの扶養1人の場合の230万円以上の方については支給停止になりますので、この方が28名でございますので、全額支給できる方と一部支給できる方を合わせますと、284名の方が一応受給できるであろうということになっておりますので、ただ、その所得制限が扶養人数によって変わってきますので、先ほどの家族4名の一応中央値、二百五十何万円ですか、そちらのほうと照らし合わせる事がなかなかちょっと難しい部分がありますので、どのぐらいの世帯の方が貧困世帯の部分なのか、その辺は少しまだ把握はできておりません。

以上でございます。

○7番 中村英子君

何人の方が何々をどう受給していますと、それは役所としては非常に把握のしやすいことですよね。申請をしていただいて、何人の方がどれだけ、今答弁していただいたとおりですよ。その数字から見えてくるものもありますよね。今の数字から見えてくるものもありますけれども、大体、役所の感じだと、実際のその家庭の生活実態の把握というものは、出てくる数字とまたちょっと違う調査、違う対応をしないと、本当にその家庭が、支援が必要な家庭なのかどうなのかということとはわからないと思うんですよね。役所は、ともすると今も言ったように何人もらっていて何人です、何人もらっているから何人です、何円の人は何人いますと、それだけで終わるかもしれないんですけども、そうではないと思うんですね。その人たちのそれぞれの背景にある生活実態というものはどのようなものなのかと、そこまで一歩踏み込んだ調査や実態把握をしないと、何らかの支援が必要なのか必要でないのか、その辺のところは全くわからないですよ。事務的処理で終わり。事務的処理ではないんですね、今から貧困を助けるということは。

どういうふうにご子供たちが、例えばですよ、それは町内にいるかどうかということは私自身はわかりませんよ、プライバシーのこともあるし、いろいろなことでわかりませんが、この方々の生活の中に、全員が全員そうじゃないかもしれませんが、信じがたいことなんですけれども、1日3食食べられないというんですね。1日3食食べられないと。食べても食パン1枚とかカップラーメン1個、食事と言えるものではない。だから、給食だけが食事であるというような人。ですから、結果、健康状態はよくないんですね。親が非常に長く働いています。働いていない親もいるかもわかりませんが、親

が非常に長く働いています。仕事をかけ持ちしたりして働いておりますので、非常に時間がもう全くありませんから、親がいつもいつも子供のそばにおりませんので、子供が心のよりどころをなくしてしまって、非行に走りやすいですとか、貧しさゆえに虐待や育児放棄とか、こういうようなことも起きている。

そして、特に学校において顕著に見られるのは、全員がそうじゃないかもしれませんが、総じて学力は低学力であるというふうに言われているわけなんです。それで、低学力であるがために、これが進学に、やはり進学しても学力の不足のために、高い学力というものを身につけることができませんので、また非正規で仕事をするということになり、非正規で仕事をする、またその次が低収入ということになってきているということで、学力が非常に悪いと、低下しているということは顕著に見られるということが、これが厚生労働省の発表なんですよ。

それで、今、教育長も言いましたように、町の就学援助の数字というのはそのとおりで年々ふえてきていますけれども、大体年度ではそれぐらいのパーセンテージに、私が調べた時点では8.4%はなっておりましたので、大体それぐらいのことなんですけれども、果たしてこれは必要な人が全部申請しているのかどうかということも、またわからないわけですよ。実際、必要な人が全部やっているのかもわからない。もしかしたら、そんなことを全然せずに全く見えないところで非常に困窮している方も、もしかしたらですよ、いるかもしれない。だからそれはこの数字からは見られないということになると思うんですよ。

それで、今この対策として、難しい問題ではありますが、1つは、この政府が発表した大綱の中にもありますけれども、学校をプラットフォームにした総合的な子供の貧困対策の展開をするということなんです。さっき数字を次長ですか答弁してもらったように、実態は数字はわかるけれども、本当にその人たちの生活実態というのは把握できにくいですよ、わからない。そこまで調査するという事は非常に町としても困難ですので、学校というところは、子供が毎日基本的には来るところでありますので、その学校において、この子の生活実態の背景というものは把握しやすいという状況にあるので、学校をプラットフォームにする。学校を中心にして、低層にいる子供たちの生活実態がどうなのかということ把握していきましょうというふうになっているんです。これはもうご存じかもしれないですけども、そういうふうになっています。

それで、先生方は大変忙しいということだものですから、実際これをやれるのかどうか私もちょっとわかりませんが、学校を中心にして福祉関係の方々との連帯、また地域の連帯や、親がどういう状況になっているのかということ、チームによってこれを対応していくという支援対策をとっていかうと、こういうようなことでうたわれているんですけども、もちろん私も、学校は先生方が毎日接しておりますので、とりあえず学校においてそういう目を持ちながら実際に対応してもらえば、まず最初の一步、最初のスタート点かなというふうに

思うんですね。

ですから、まず、学校が中心になってプラットホームとなって支えるような、まず実態を調査して必要な人を見ていくと、そこから始めましょうということなんですけれども、特にその中でも、補習までして学力についてはきちんと面倒を見てくださいますというようにもありますけれども、今この質問をしたからといって皆さんが全部の貧困家庭を把握して、それに対応できるなんてことは考えておりませんので、まずそこで学校として一歩でもそのような体制がとれるものなのかどうかということについてお伺いしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

学校がプラットホームというようにお話がありました、その前の段階で現段階のことを少しお話をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど私、就学援助制度というお話をしたんですけれども、これも毎年度申請をしていただいております。広報「かにえ」とか、その4月号とか、就学児健診というか入学説明会、これは以前にも中村議員、林議員からも指摘がありまして、学校のほうでやっていただきますし、新しくガイドブックというのも学校のものをつくりました。転校生もそのガイドブックを見てもらうと、そこの中にもそういうような制度が入っているというようにことで、まずお知らせをしながら、そして広報のところに付きましても、これも前に教えていただいたのは、どの程度がいくのかということとはなかなかわかりにくいということで、持ち家とそれから借家、そして2人家族、3人家族、4人家族、例えば例を挙げながら、どの程度の基準のおおよその目安、これもつけさせていただいております。そういう面で啓発をしながら申請をしていただいておりますけれども、先ほどもお話をしたように、まだ実態はなかなか、それ以上だろうということしかわからないわけでありまして。

もう一つは、現段階でいきますと、学校の先生が日ごろ子供たちの様子を見ていて、これは意外とわかるんですね。そういうようなところで、これは今も言われた、朝御飯を食べてきたのか食べてこないのか、あるいは夜更かしをしているのか、親さんの仕事、これはなかなかプライバシーのことで、最近は難しいんですけれども、ある程度は担任の先生はつかんでおりますので、そんなような面から子供に目をかけていきながら、そしてそれが一般的に先ほど母子家庭はあったんですけれども、離婚された場合にすぐに意外と就学援助制度を申し込みに見える場合が多いんですね。

ですから、そういうようなことも含めまして、学校の先生もそういう状況から、途中でもそういう状況とか、あるいはお子さんの様子を見ながら、親さんにこういう制度もあるとか、そういうようなことは今、実際にやっていただいております。

話が先の話になってしまいますけれども、今少し学力の話もあつたんですが、最近は全国学力・学習状況調査、この状況調査のところで読書をする子は意外と成績がいいとか少し上になるとかいろいろな形で、若干それも今、議員が指摘のように、そういう生活状況も残念

ながら影響があるんじゃないかなということは指摘をされておりますが、それはそれとしまして、まずはその生活の基盤であるところの親さんの生活状況、それは子供さんを通じてわかると思いますので、そういうような働きかけはしております。

それからまた、もう少しつけ足しをさせていただきますと、学校基盤ということですがけれども、先ほど例を挙げました、例えば余りまだこれは蟹江町の場合はないんですけれども、何かというと、片親か何かわかりませんが、こういうケースですけれども、親が働きに行くと。まだ離婚したばかりで、赤ちゃんとか小さいんですね。小学校2年か3年が面倒を見なアカンというケースを聞いたことがあるんですね。そうすると、お母さんは働きに行きますので、おうちでこの子の世話してください、世話をしろだね。そうすると、学校へちょっと都合で休みますというようなことを聞いたことがあります。これは蟹江町ではありませんけれども、そういう例とか、先ほど言いましたように、朝御飯が十分食べれないとか、給食はカロリーがありますけれども、本当に給食がその子の栄養源になって、あとはなかなか難しいという面が出てきますが、それも先ほど言いましたように、学校の先生が様子を把握しておりますので、そのあたりは対応ができるんじゃないかなと。それは何かというと、就学援助と、もう一つは、半分これが延長的にいけますと、児童虐待みたいな形になりますので、こういう場合は実は教育課、いわゆる先ほどの子育てのほうとも連携をとりながら、定期的にそういう児童相談所の方、保健センターの方も入れながら、そういう周りの状況も把握をしております。

もう一つ言えることは、各地区に児童民生委員がございます。民生委員の方もそういう自分の守備範囲がありまして、地域、そしてそこの状況、親さんあるいはお子さんの様子を把握してございます。大体これは年に2回ほどですけれども、学校の先生と、それから民生委員さんで、近所とか学区の中で気になるお子さんですか、そういうようなところと、不登校ぎみはどんなふうだろう、この子は今不登校だけれどもというようなところの情報交換といったらおかしいですけれどもしております。それが今、現段階やっております、先ほど言われましたように、これからのスタイルで、確かに学校は一つのキーポイント、場所になるのかなとは今思っておりますけれども、現段階でそんなことを思っております。

以上です。

○7番 中村英子君

今も教育長が答弁していただきましたように、学校が子供さんの状態を把握するのに一番近いところにいるので、学校の先生を中心にして、それは今現在、民生委員の人と話をしているだとか、就学援助がありますよだとか、ガイドブックを配りますよということはされているんですけれども、やっぱりここは実態の調査や把握ということをするためには、もう一つきちんとしたルールづくりをしていかないと、なかなかこの実態の調査、把握というのは難しいんじゃないかと思うんですね。人任せの情報ではなくて、一定のこの学校を中心にし

て、例えば学力の低下ということを言いましたけれども、その学力の低下があれば、その学力の低下に対しても、先生が補習してまでその子を救い上げようとしてくださるのかどうか、それはちょっとよくわかりませんが、そこまでするんだよということをこの大綱には書いてあるんですけども、そうまでして決して落ちこぼれを一人もつくるなという意味で書いてあるんですが、ですから一つは、把握するための形を一つつくっていかないと、なかなかこれは実態はわかりませんよと、数字だけでは。

ですから、それを知恵を出しながら、まず実態をしましょうと、そして必要な支援はその人たちにしていきますけれども支援ができなければ効果がないわけで、事実を知っても仕方がないんですね。その子に対して支援ができるということが大事ですので、その支援の必要な子がどこにいるんだということを実態を把握するためには、一定のルールづくりが必要ではないかなと。もちろん虐待を受けているなんていうことも大変なことですので、それはこの法律を契機に少し踏み込んで蟹江町でも取り組んでみましょうよと、そういうことを私申し上げたいんですね。一人も蟹江町からそういう大きな、将来にわたって大変な状態が続くというような子が出てほしくないわけですので、その法律を境にして一步として何かそういうことをやっていきたいなと、そういうふうに思います。

たまたま新聞やテレビで報道されている極端にひどい子供に対する虐待、あるいは死んでしまったというのがありますよね。もう本当にこれは日本全国の中でも数えるほどの数しかないんですね。例えば大阪で子供2人をマンションに置いてしまって親はいなかった。この人を行政がどうかしろといっても、行政は手も足も出ませんね。住民票もなければ何もなくて、そこに住んでいるわけですから、行政が責められても、私はこれに対応はできないと思うんですね、実際のところ。それから、武豊町でしたかどこかで、段ボールに子供を入れてまして、ベランダで殺してしまったとか、それから最近では、男の人が自分の子供を死んだのに何年間も家賃を払って隠しておったとか、そういうことがありまして、その勉強会がありましたので、私も勉強会に行っているいろいろ教えてもらったんですけども、そこで問題なのは、もうそのことの事件を起こした親なんですよ。親がもう子供のときから、異常な家庭生活の中にいたということがわかったんです。武豊町のそのお母さんは、武豊町のお母さんというのは子供さんを段ボールに入れて亡くしてしまったお母さんですけども、中学生のときに既に飢えの状態にあったという話なんですよ。食べるものがなかったと、家庭に。自分は非常に飢えた状態であったと、先生は家庭訪問をしました、そこへ行きました。家庭訪問をしますので、先生はその実態を知っていたというんですよ、その報告会でですよ。先生はその実態を知っていたんですけども、何の手だてをする方法もないので、そのままにしましたという話があったんですけども、私が思うには、その親の時点のときに私たちは何とかしなければ、本当に極端な例も起こるんだなということをしみじみと思ったんです、そのときに。

ですから、その子供さんが学校に来るんだったら、そこでやっぱり、その武豊町の人もそのときに助ける何の方法もなかったと思うんですよね。だけれども、私たちがもしそういう現場に居合わせたら、何かこれをサポートできるんだよということをつくっていくということが大事だと思うんですよ、まず。だから、そこに視点を置いて新たに一步、そういう体制ができたらいいなと思います。

蟹江町も平成17年には1人2,200円という遺児手当は非常に低い額ですけれども、これも期間限定の5年間というようなことに限定をしてきましたね。要するにお金を出すのをカットしようという方向できたと思うんですけれども、やっぱり必要なものはきちんとかういうものに手当てしていく予算というものは惜しんではいけないと思いますね。年々そういう人たちに対して手当の額を減らすということはあるかもしれませんが、やっぱりある程度はそこに予算をつけながら、そういうひどい状態があったときには、行政としてネットワークの中で解決していきましょと。そういうことをつくっていくということが大事ですので、それについてしっかりと、これを契機に目を向けて取り組んでいただきたいと思います。

また、町長にお伺いしますけれども、町長もこの3万7,000人のところで特に子供たちは大切なものだと思うんですね、蟹江町の子供たち、町長にとっても私たちにとっても大切なんですよ。ですから、その中でそういった1人の不幸な人が出てくる、2人の人が、まあいいんじゃない、1人、2人、そんなもの親が悪いんさとかいうことではなしに、やっぱり蟹江町の中の子供は私たちが手を差し伸べますよと、そういうことをきちんとアピールしたり訴えたりして、行政を前に進めるということが大切だと思うんですよ。そのことをしっかりと、町長の決意をお伺いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

今、るるお話をいただきました。教育長のほうからは小・中学校対象の人数等々の実態をお話をさせていただきました。今、中村議員がおっしゃいますように、まさに私は子育てに力を入れていきたいということは、特にことしの重点施策でさせていただきました。遺児手当のことを県との関係もございますので、すぐにここで即答はできませんが、先ほど来申し上げましたとおり、実態をしっかりと把握することが大事だというふうに考えてございます。

また、来年度は新教育委員会制度も始まります。実際、教育長と首長との権限も非常に微妙な関係になってまいります。特に首長については教育に対してはしっかりと権限を持つということになっておりますし、これも議員各位にもしっかりとご説明をさしあげながら、今回のことにつきましても前向きに進めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 吉田正昭君

以上で、中村英子君の1問目の質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。午後3時5分より再開します。

(午後 2時41分)

○議長 吉田正昭君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時04分)

○議長 吉田正昭君

中村英子君の2問目「財政からみた名古屋市合併の必要性」を許可いたします。

○7番 中村英子君

では、引き続き2問目をお願いします。

先ほどの質問ではやっぱり置かれている子供の環境ということを見ると、本当につらいところがあるなと思って、ついついちょっと気持ちが入りましたけれども、今回はちょっと打って変わって、町全体の将来というようなことについて質問をしてみたいと思います。

私たちは、みんなこういう自治体ですから、税金をいただいてそれを使う、つまり財政というものを預かっているということなんですね。言うまでもなく全ての税金を使って、それを支出して行っていくのが財政かなと思いますけれども、この財政ということを見ると、別に蟹江町は蟹江町の一つの単位として一定の税金をいただき、そしてまた国や県からの補助金もいただきながら一つの財布をつくっているわけですが、国は国のほうで地方よりももっと大きな税金を集めて、国は国で税金を使い、そしてまた県は県でという、3つの構想になっているわけなんですけれども、3つの構想になっているんだが、私たちの認識としては、蟹江町の税金だけ効率的に使えばいいという話でもないと思うんですよね。この国・県・町合わせての全部の支出に対して、私たちは効率的な無駄のない財政をしていくという、その責任がやはりあると思うんです。

例えばこれは国から来たお金だからいいじゃんとか、県から来たもので何かがやればとか、いかにも国や県から来たものは降って湧いたような感じで捉えがちでありますけれども、やっぱり税金の全てを使う私たちにしてみれば、国のものであろうと県のものであろうと地方のものであろうと同じように効率性や効果性というものを求められているというふうに思いますよね。

これの税金ですけれども、国・県・市町村の全部の借金の総額というものが公表されております。余りにも大きな額なので、よくわかりませんが、その額が大きいがゆえに、それは1兆円を超えるだとか何とか言っております、額が大きいがゆえに国全体が借金まみれになっている。それで、そのことを改革していかなければいけない。お金の使い方をもっと考えていかなければいけない。それで行政組織ももっと効率よくスリムなものにしていかなければならないというようなことがありました。

そこで、その改革の一環として、平成の大合併というものが推進されたことは皆さんご承知のとおりですけれども、平成11年3月に3,232ありました市町村ですけれども、これが半

減いたしまして、平成22年には1,727になりました。愛知県も88ありましたけれども、現在、54の市町村というふうになっております。とにかく何のために合併させるのか、これは大きな損失の削減なんですね、やっぱり。大きく歳出を削減する、まとまってやってもらおうと。それによって支出を抑えていこうという、そういう方針がありましたので、それによって、10年間にこれだけの市・町はなくなっていったと。その中身についてちょっととやかく言うことではないんですけれども、一つは合併というのは大きな財政の改革の一環なんだよと、大変に大きな歳出の削減になるんだと、そのことを一つ頭に入れておきたいと思います。

蟹江町もこのような状態でしたから、国のほうの方針に従ったのかとは思いますが、かつては旧弥富とか十四山とか合併しようとしたんですけど、これは実現しておりませんので、こうして何か残っているわけですが、これは幸か不幸かと思ったら、私はよかったのではないかなというふうに思うんですね。幾ら国の方針で合併したとしても、力の弱いもの同士や、やっぱり文化の合わないものが一緒になっても、そこにいい成果は得られないのではないかと思いますので、これは私はよかったのではないかなと思うんですけれども、そこで、今の時代、単独で町が生き残っていくということは非常に大変なことでありまして、私としては合併していくということが必要だなと思うんですけれども、私は以前から申し上げておりますように、名古屋市に入れてもらうべきだ、そういうのが持論であります。

理由はたくさんあります。たくさんありますけれども、きょうは財政力の違いというところから少し見てみたいと思います。全部のことを言うことはできませんので、財政を中心に言っていきたいと思うんですね。

お隣の名古屋市の人口は226万人、一般会計1兆円を超えるという巨大都市でありますね。蟹江町は人口3万7,000人で一般会計は約100億円という町ですから、この2つを比較しても余り意味ないですよ。全く余り意味がないので、この2つを比較するというナンセンスなことはしないわけですが、そういうことはしませんが、隣接する市と町ですね、名古屋市は隣ですから、そうしてこっちは蟹江町ということですので、名古屋に通勤する人、また買い物に行ったりする人と、ほとんど名古屋圏的な感覚で生活しておりますよね。ですから、ここに後から流入した人もそうだし、前から住んでいる方もそうかもしれませんけれども、本当に名古屋と同じレベルの都市型の基盤整備というものが求められているのではないかなというふうに思います。

蟹江町は、遠く離れた田舎だったらいいわけですが、隣が巨大都市できちんと基盤整備ができたところですから、そこから10分で帰ってきたこの蟹江町ということになりますと、この蟹江町の実態というのはどうなんだということが目に見えて明らかになるんです。

財政的の違いというものを見るときに、一番基準になるのは都市型の基盤整備がまずどうなのか。都市型基盤整備がどうなっているのかということが見やすいわけですので、その一つ一つから見たいと思うんです。例えば、はっきりくっきりとこの違いがわかるとい

うのが、下水道の整備と鉄道にかかわる整備状況ではないかなというふうに思います。

例えば下水道の整備状況ですけれども、蟹江町は財政上や、また地理的なことで単独ではやれないので、近隣市町村との日光川下流域として、県の事業としてようやく平成14年に事業着手をいたしまして、25年度現在、町内流域下水道の町内達成率31.2%というふうになっております。間違いはないと思いますけれども、そんなふうになっています。計画が30年ということですから、町全体がカバーされる時はいつなんだろう。14年から始まっていますので、45年ごろでしょうから、今から20年近く後ということになるんでしょうが、蟹江町の下水の整備というのは本当に遅くなってから着手したなというふうに思うんですが、名古屋市は既に明治ですよ、明治41年、明治の時代からこれに取り組んでおりまして、その後、戦争とか災害とかいろいろなことがありましたので、その時々事情があったかもしれませんが、最初の取り組みというのは明治に単独でやっているんです。大正元年になってもう供用開始、一部、そのことは私はよくわかりませんが、もう供用開始を始めているということなんですよ。

そして、現在その達成率は、あれだけの広さの市内99.2%に達しているということであります。非常にスピードが早く、広範囲に下水道を整備したと言えます。

片や、本当に着手し、一生懸命やっけてはくださいますけれども、これは財政力の違いなのか、また小さな町のせいなのか、あるいは県との接触のことなのか、いずれにしても、平成になってこれに着手しているということでありまして、そのマイナス面はちょっと細かくは言いませんが、私はいろいろなところで出てきているんだなというふうに思っています。

そして、上下水道の料金の負担ですね、これについても使用料を比較してみますと、2カ月間で例えば仮にですよ、一般家庭が43立米使ったというふうに仮定しますね、13ミリで、比較の材料であります。これを比較してみますと、もうかなり名古屋市のほうが安くなっているわけです。年間で上水道、下水道、合わせまして1万9,270円、約2万円近く名古屋市のほうが安いと、こういうふうになっています。それは大規模な事業ですから、大規模なところは安く、狭いところは高く、これは物理的にそうなんですけれども、行政区分が小さくて蟹江町は効率が悪いですから、隣の大都市と同じような恩恵は受けられない、整備にしても料金にしてもできないということが、この下水一つからもわかるんですね。これは、町民にとっては蟹江町でいることと、名古屋市でいることと、このことだけについて考えてみればマイナスではないかなというふうに見ていきますけれども、この下水についてでもこれだけの差があるということについて、町長はどのようにお考えでしょうか。

○政策推進課長 黒川静一君

まずは私のほうから、質問のありました下水の関係についてお答えをさせていただきたいと思っております。

議員が言われましたとおり、名古屋市下水道は、大正元年に供用開始をいたしまして、平成24年に100周年を迎えるなど長い歴史があります。市内には15の下水処理場がありまして、分流式下水道と合流式下水道で構成をされております。平成24年度末の数字でございますけれども、下水道の普及率は名古屋市は99.1%となりまして、市内の大部分が下水道を利用しております。

比較しまして蟹江町の下水道は、平成22年3月31日に日光川流域下水道として供用を開始したばかりでございます。平成24年度末の下水道の普及率は30.5%まで増加しているという、そういった状況でございます。

下水道事業の受益者負担金につきましては、蟹江町は1平方メートル当たり300円。名古屋市は、受益者負担金のかわりに取り付け管の工事費用を使用者から徴収するというところでございます。

また、下水の処理につきましては、仮に名古屋市と合併をしても、今後も日光川下流浄化センターにて浄化されるということになると思われま。浄化の処理単価は名古屋市のほうが安価でございます。下水道の使用料につきましては、現状のまま据え置かれるというふうに予想がされます。よって、現時点におきましては合併による恩恵につきましては、下水道に関しては受けられない可能性があるというふうに思います。

以上です。

○7番 中村英子君

もちろん、もう私、こういうふうになってきましたから、名古屋市は名古屋市でやってしまっていて、蟹江町は蟹江町で流域ができてしまったから、今それを変えるなんていうことは、それはもうできないということはわかっていますよね。ただ、私がこのことを質問したのは、こういう現実だということを認識するために、私は質問しているんですね。

今、答弁がありましたように、100周年と着手して10年というのは、隣同士の町でしょう、この差は何なんだと誰でも思うわけで、そのことをきちんと認識しているのかしていないのか、ここに住んでいればこんなことで当たり前だと、下水なんかいつできるかわかんわと私が議員になったときに聞きましたけれども、そういう物すごい差があるということを認識するために、私ちょっと今これを言いました。

あなたがおっしゃるように、今から、じゃ名古屋市に合併しました、仮の話ですよ。下水道を名古屋市にという、それはならないでしょう、もうこういうふうに進んできたんだから。下水はもうこの流域下水で処理されると、そしてその規模において使用料金を払うと。それはできないと思いますよね、変わらないから。それはできませんけれども、これぐらいの違いを認識すると、そういうことで申し上げたところです。

また、町長は後からで結構ですので、今これは下水のことを言いました。

次に、鉄道に関する整備の状況というものはどうなんだということなんですよ。

蟹江町はご承知のとおり本当に狭い町ですけれども、コンパクトにありまして、鉄道が2本通っておりまして、いずれも名古屋駅に10分という本当に便利なところにあります。この便利なところにあっていいんですけれども、しかし、この2本の鉄道が南北の道路を分断しているということも事実で、西尾張中央道というのを除きますと、ほとんどの踏切が、全部ではないですけれども、平面交差ということになっていて、ここにも常に不便というか、とまらなければいけないので、不便とロスですよね。ロスや不便さと、そして危険もその中には内在していると、そういう状況なんですね。

この問題については、蟹江町でも別に無関心だったわけではなくて、前からこれも解決していきたいと、何とかしたいよという課題として、もう何十年も前から上がってきたことは事実ですので、無関心ではなかったんですけれども、しかし、いまだにやっぱりこのことについても手つかずで、見通しも暗いなというところでありまして、また、駅舎の状態がどうなんだということを思うと、この駅舎の状態についても、これでいいんだろうかということも長年の課題でありました。

今、JR蟹江駅の駅舎の整備の話、町長から出てきておりますので、それを私承知して今質問をしていますけれども、現時点では今何も駅の状況は変わっていませんので、手がつかない状態だというふうに今言わせてもらっていますが、内容は聞いておりますし、またJR蟹江駅の整備について、駅の規模と利用者数、また住民の要望、住民が何をここに要望しておったのかということから、またその工事費の町としての負担額が適正なのかどうかということについては検討していくべきだというふうに思っていますので、ちょっとここではこの話は外させていただいて、現時点においては駅舎の問題、それから線路の問題、踏切の問題というものが未解決で、何十年間もやっているよと、そういうことなんですね。

では名古屋市側はどうかというふうに見てみますと、JR関西線というのは春田駅とか八田駅ですね、高架になりまして駅舎も非常に立派になりましたね。私もびっくりしました、行って見たときには。本当にびっくりしたくらい立派になりました。関西線もそういうことでありまして、また近鉄名古屋線も、ごく一部の区間は除きますと、名古屋駅から八田まで高架になり、そしてその駅舎も同時に整備されておりますので、これは本当に都市型のすばらしい駅というものが出現をしております。

さらに、今、伏屋駅も高架化事業の工事に入っておりまして、今から4年後にはこれも完成するということですので、こういう状況を見ますと、この駅の高架と、それから駅舎の整備は今、どんどん蟹江町のほうに迫ってきているわけですね。ところが蟹江町の中に入ると、これは途端にストップになってしまうんですね。高架か駅舎か何かもうストップになってしまっているんですね。

近鉄について言えば、私がただ言うだけですけれども、このまま工事をずっと延長して木曾川ぐらいまでずっと高架にばっとしてもらって、名古屋市がやってくれるといいなという

ふうと思うけれども、そんなうまい話にはならないので、蟹江町に入ってこれはストップになってしまうということですよ。

乗っている人から見ると、蟹江町に入って、がくっと来るんじゃないんですかね。何でしょうこれはという印象ですよ。そういう印象を受けると思うんです。また、逆に弥富駅に行きますと立派な駅ですし、そうなってくると蟹江だけ谷間になっちゃうわけ。だっと名古屋から高架が来て、立派な駅舎が来て、どんとここへ来て、また弥富に行くときちょっと駅舎もこうなってきたということで、蟹江町は谷間になっちゃうんですよ。そうすると、一体行政は何やっているんだと、蟹江町の行政というのは何だろう、蟹江町は何でこんなに谷間なんだろうということになるんじゃないかと思うんですよ。

こういう事態は十分認識しておりますし、皆さんで直面して何とかしたいんですけれども、この整備に取り組むことが現実問題、町としてできるのかどうかということなんですよ。これが本当に難しいわけですよ。高架化なんていったら本当に高価なお金がかかって本当に難しいんですけれども、仮にじゃ高架は別にしても駅舎だけを何とかしましょうといっても、2つの駅舎を整備するのに大体どれぐらいの費用がかかるのかと思うと、ちょっとわかりませんが、この間JRで出してくれたのを参考にしながら見ると、50億とか60億ぐらいが2つの駅舎でかかるんじゃないかなと。鉄道会社がこれを全部負担してやってくれればいいわけなんですけれども、余り鉄道会社の負担というのはいらないようですので、これもほとんど国や町の税金でこれをやるというわけですよ。これは大変な費用負担になってくるわけですよ。駅舎だけでもこうなんですけれども、今言いましたように、線路を越えるための基盤整備ということを考えると、今須成線もありますし、それから東郊線も今、拡幅しろ拡幅しろという話なんですけれども、実際には東郊線は何度も言っているように、暫定踏切でありましたので、高架をしようという計画のもとに暫定踏切をつくったんですけれども、その高架というのはできていないし、もうできないですよ。これが財政的にできないんじゃないかなというふう思うんですけれども、実際できていません。だから、南北をつなぐための道路も大変巨額なお金がかかるものの、懸案になっている部分があるけれども、実際にそれもちょっとやれていないわけですよ。

そうすると、この駅舎2つに五、六十億円、そしてまた今須成線はいつどうなるかわかりませんが、これもあの町長の時代から篤松さんの時代、一等最初、篤松さんに当選したときから今須成線やりますよと、あれから何十年ですよ、そのまま。それで、今、東郊線も高架なんてできんよと。この計画だったのか計画じゃないのかわからない、もうやめたみたいに、下を何とか拡幅しようと、そのことで今、話がかかっているわけですよ。

ですから、こういうようなことをみんな総合してどれだけ一体、都市基盤整備ということを見ると、物すごい莫大なお金がかかるわけですよ。仮にそういうものが整備できたと仮定したら、あっという間に200億円とか300億円ぐらいの起債というのはもうなってしまう

と思うんですよ。現在でも、もうことしで、25年度末で85億円の起債になっていまして、それから、下水道を1地域ずつやるごとに30億円ぐらいの起債になってくるということですので、それらもろもろを合わせると、すぐもう300億円とか400億円という起債になってくるわけ。これで町がもつのかという話になってしまうんですね。

そうすると、これはもたないのではやめようなのか、いやいや私はどんなに借金しても都市基盤はもう名古屋市のレベル並みにやるよということなのか、このことがなかなか難しくないでしょうか、現実問題として。せいぜい15年ぐらいで1カ所ぐらいのことはできるかもしれないけれども、今言ったような状況になると、全体の将来像を考えたときに、ますますおくれをとるという状況がつくられているのではないかなと、そういうふうに私は思っております。

ですから、今この下水のことと、それから駅のことなんですよ。この2つのことだけに限らせて言わせてもらって、余り細かい説明もできませんので、ちょっと短絡的なことになるかもしれませんが、これはやっぱりこの巨大都市の中に入って、これを延長したり発展させたりしてもらおうことが、やむを得ず町民のためには必要なのではないかなと、そういうふうに思うんですけれども、町長はこのことについてどのようにお考えなんですかということ、お伺いします。

○町長 横江淳一君

それでは、中村議員のご質問にお答えをしたいんですが、答弁になるかどうかちょっとわかりません。自分の考え方を述べさせていただきます。

平成17年4月に蟹江町長に就任をさせていただき、その前にご存じのごとく合併の協議がございました。当然私も議長として、皆さんと一緒に合併協議に入ったことが記憶に新しいものでございます。最終的には2町2村の合併はかなわず、隣の愛西市は合併をし、東部の4町も1町を除き合併をいたしました。最終的には2町1村が海部郡で残ったわけがあります。この件については、たくさんの議員さんからもご質問をいただき、また、名古屋市編入、もしくは合併を進めたらどうだということも、いろいろご質問をいただいたのも事実でございます。

きょうは、インフラ整備の特に下水道、そして鉄道網について今お話をされました。まさにそのことについて私は何の反論も持っておりません。スケールメリットの違いがありますから、同じ土俵に乗って話をするのは、これは全く話にならない状況でありまして、まさに下水道歴史100年の名古屋市と、まだまだ緒についたばかりの蟹江町では全く違います。実際、海部郡でも進捗率が蟹江町は高いわけがありますけれども、名古屋市の99%、ほぼ100%近く下水道整備が整ったところでは、全く議論の論点が違ってきてしまいます。鉄道にとってもそうであります。鉄道も国道の絡みだとかいろいろな絡みがある基盤整備の中で、名古屋市の関連はやられているわけがあります。

今回、蟹江町版のいろいろな基盤整備をいろいろひもといてみますと、特に中村議員も議員歴が長いわけでありますので、よくご存じだと思いますが、都市計画道路に沿って東郊線というものはやられたわけでありまして、もう50年近くになるわけでありまして、その当時のもうこの地域といえ、今ここにいるこの議場すらなかったような状況で、多分市街化率も20%あるかなしか、ほぼ蟹江川沿いに集落が集まっていた、そういう地域の蟹江町と、今現在は市街化率は40%でありますけれども、地域にしっかり点在し、市街化地域も広がりました。そんな中でインフラ整備を進めていく上に、まず下水道は不可欠だろうと。ただし、これはスタートするときから危惧をされておりましたが、これをやることによって財政、起債が相当多くなるから逼迫することは今十分考えられるわけであります。

今後そのことについてはできる範囲でしっかりとやってまいり、合併浄化槽との絡みも含めて、これからやってまいりたいというふうに考えております。

鉄道の整備につきましては、中村議員からもご要望をいただきました富吉のエレベーター整備、これも近鉄さんにしっかりとお話をさせていただき、蟹江町は1億5,000万円ぐらい出しておりますね。3分の1以上のお金を出しておりますけれども、それでも地域の利便性、高齢化に対応できる地域性をつくりたいということで、皆さんの議決をいただき、やらせていただきました。JRのことにしても、まだまだこれから皆様方と論議を深めてまいりたいと思っておりますが、概算ではありますけれども、30億円近い金額を提示をさせていただいたところでございます。

今後、名古屋市とのいろいろな連携、そして地域との連携をしっかりと深めつつ、先ほどから申し上げましたとおり、名古屋市との協調とかそういうのはもうこれからどんどん当然やってまいります。最終的にはこの財政力の中で、例えば未来永劫10年、20年、30年、蟹江町がこのままやっていけるかどうかについては非常に不透明なところがございますが、今の財政力、今の基金、今の経営状況でいけば、皆様方のお力も含めて、もうしばらく蟹江町としてきらっと光るまちづくりができるのではないのかなと、今の時点では私はそう考えております。

鉄道につきましても、今後高架という話も近鉄サイド、JRサイドとお話をいたしました。これは鉄道サイドが、多分、軟弱な地盤であるということを見ると非常に難しいというお答えをいただいております。そうはいってもJRの北に区画整理ができ、たくさんの方がお住まいになられます。それを思うと、やはりこれは数十年前からの皆さんの祈願でありました南側の駅前広場、そして北側のロータリーの接続も含めて喫緊の課題だというふうに考えておりますし、中村議員もご承知のごとく近鉄のロータリーも駐輪場の整備と相まって、これからもしっかりとやってまいりたいというふうに考えております。

そんな中で、今後、町の行政の合理化を図るために、名古屋市とのいろいろな連携もこれからしっかりと進めてまいると同時に、4市2町1村、特に名古屋と隣接したあま、大治、飛

島、それから蟹江のAOKI連携協議もしっかりとつけながら、蟹江町にとって何がプラスであるか、町民にとって何がメリットがあるのかをしっかりと考えながら、前に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○7番 中村英子君

今の答弁から、2つのことを言いたいですけれども、その前にちょっと基盤整備でもう一つですが、東海豪雨というのがありましたよね。私ちょっと仕事のスピード感ということについて言いたいですけれども、東海豪雨というのがありまして、名古屋市も新川が決壊しましたので、大変な被害を受けたということが、12年でしたか、そのあたりにありましたね。大変な被害だったと思うし、記憶に新しい。それで、そのとき、その後何をしたかということなんですけれども、翌年の平成13年には緊急雨水整備事業というのをもうそこで始めてしまったんですね、小田井というところがあるんですけれども、ここの地下20メートルに4メートルの大きな管ですね、これをちょっと幅は私よくわからないんですけれども、入れたんですね。97ミリの雨で床上浸水しないことを目的に、この被害があったところに整備しますとって翌年にもうやっちゃっているんですよ。ほかの地域もやりました、それで。八百何十億の予算をつけて翌年からやっているんです。このスピード感というのは、ちょっとまねできないですよ。そういうようなこともあるということだけ言っておきます。

それで、今、町長が言いました、名古屋市とはいろいろ協調しながらやっていけるよ、協調するのはいいですけれども、協調してもお金を出してくれるわけではないんですよ。町は町の単位ですから、自己責任において物事というものはやらなければいけないところがつらいところであります。どんな協調をしてもお金は出してくれるわけではないという事実でありますね。

それで、私がこんなことを言いますと、皆さん本当がっかり、職員の皆さんは、こんなに一生懸命やっているのに、もうあんたたち100年もおくれておるよとか言われたら、がっかりくるんだと思うんですよ。それで、今回も町長を始め担当者の皆さん、JR蟹江駅のことを本当に一生懸命取り組んで、重い扉を開こうと思って一生懸命やったださっている。私はそれはよくわかりますので、ここで合併したほうがいいなんていうことを話を持ち出すのは本当に酷かもしれませんけれども、これはでも横江町長のせいでもなく、誰のせいでもないんですよ。町の規模と位置ということが関係しているんですよ。ここの町の位置がやっぱり隣の巨大政令指定都市に隣接しているということなんです、位置なんですよ、まずは。

最初にも言いましたように、この規模だって田舎の奥におれば別にのどかにやっていけばいいわけですけれども、この位置がやっぱり隣だということと、それから規模が小さ過ぎるということなんです。小さい、やっぱり。30万都市ぐらいじゃないと効率的な運営という

のは非常に難しいというのが一般論ですけれども、非常に小さくてもきらりと光ることが大事だとかということはあるかもしれませんが、この位置と規模がやっぱりこの存在を将来的に難しくしているのではないかなど。これは横江町長が一生懸命やっていることを認めないわけではない、職員も本当に一生懸命やってくさっているし、この位置と規模と財政力ということが、やっぱり抜け切れない蟹江町だなというふうに思わざるを得ませんので、そこで本当に残酷な質問かもしれませんが、一番町民にとってどういうことがいいのか、どういう行政区分の中に町民がいることがいいのか、そのことをやっぱり私たち行政を預かる者として真剣に考えて結論を出していくべきではないかなど、私はそういうふうに思いますので、ぜひともその視点からの検討もしていただけたらなと思いますよ、私は。

最後に、もし所見があればお伺いしますけれども、あくまでも皆さんの仕事が悪いとかそういうことではありません。やっぱり町の規模や、そしてまた財政力、またこの位置、そのことがやはり町民にとってみれば名古屋市という一員になることのほうが大きなメリットがあるのではないのでしょうか。そのことを申し上げまして、質問を終わります。

以上です。

○議長 吉田正昭君

以上で、中村英子君の質問を終わります。

質問6番 奥田信宏君の「災害に備えて」を許可いたします。

奥田信宏君、質問席へお着きください。

○11番 奥田信宏君

11番 新政会 奥田でございます。

議長より質問の許可をいただきました。「災害に備えて」とのテーマで質問をさせていただきます。

東日本大震災から、きょうが3年半の日に当たります。8月30日現在、死者1万5,889人、行方不明者2,609人の合計1万8,498人の犠牲者が出ました。そして、福島原発の事故により、今後4年間は帰還できない住民の方が5万人に上るとの記事が掲載をされておりました。

まず、亡くなられた方及び行方不明者の方々に心から哀悼の意をささげますとともに、帰還できない5万人を数える人々の一日も早い帰還がかないますよう、心よりお祈りをいたします。

そしてまた、最近では地球温暖化の影響からか、1時間100ミリを超えるような豪雨が頻繁に起こるようになりました。昨日で3週間が経過いたしました広島での豪雨を平成26年8月豪雨と気象庁が命名をいたしました。土砂災害で73人の死者、いまだ行方不明が1名あり、家屋の全半壊はまだ全体がわかっておりません。

この質問をさせていただくのは、55年前の伊勢湾台風で蟹江町では18名の死者が出ました。その中で、13名が私の住んでおります鍋蓋新田、新千秋でした。記憶が風化されないように

警鐘を鳴らすのも私の使命だと思っております。鍋蓋の善太川左岸及び右岸の堤防が一番早く決壊し、この犠牲が出ました。私は、家のかもいまで水がつくのが10分もなかったような記憶が残っております。屋根裏に避難し、父親が皆を縄でつなぎ、雨戸につかまり堤防まで逃げようか、そんな状況で近所の人に助けられました。

この8月31日まで伊勢湾台風写真展を弥富市の歴史民俗資料館で開催されており、見せていただきました。隣の旧十四山の写真等を見て古い記憶がよみがえってまいりました。そして今、スーパー台風、東南海地震、想像を超える集中豪雨、いつ災害が起こるかわかりません。

そこで、まず初めに、愛知県がことし5月31日に南海トラフの巨大地震の想定を見直し、蟹江町も堤防の沈下も含め、昨年5月の想定、1年前の想定震度6弱から6強に見直し、死者数も100人から700人と7倍の被害者数を発表をいたしました。600人もふえました。

そこで、1番目の質問に入ります。

昨年6月に災害対策基本法が改正され、緊急避難場所が義務づけられました。東日本大震災で避難所に避難し津波に襲われ、多数の犠牲者が出たことを教訓に、災害の種類別に適切な避難所を指定することを義務づけられました。町の避難計画の策定は平成27年、また津波マップも27年度となっておると思っておりますが、その中に破堤、堤防の決壊も想定されている案になっていきますか、また、少なくとも町内会長さんたちと避難経路の相談をする必要があると思っておりますが、いかがですか。

今回の広島でも避難所に避難中に土石流にのまれ、犠牲になった方がみえます。そこで、町の避難所の幾つかを見てまいりました。

まず、避難所の標高です。この避難所は何メートルであるのかを地域住民に周知してもらう必要があります、果たしてそこが適当であるかどうか、また、そこに到着する経路は標高何メートルなのか。

人は、津波、あるいは洪水の水の流れの中では、30センチメートル、あるいは50センチメートルで足をとられ流されてしまうとも言われております。愛知県は緊急避難場所が4%しか指定されておられません。都道府県の中で愛知県は全国で下から4番目です。ゼロ%が東京、秋田県、2%が沖縄県、4%が愛知県、北海道です。蟹江町は、この緊急避難場所が指定されておられません。この指定は、洪水、高潮、地震、土砂災害、部門別に適切な場所を指定することになっております。

この地域はゼロメートル地帯と言われておりますが、私は今回、マイナス1メートル以下の標高差のある避難所を見せてもらってまいりました。この理由は、マイナス1.6メートルの標高がどこにあるのか、あるいはまた、防災用の物資がどこに保管されているのかを見せてもらうためであります。8件回りました。そのうち、公のところは中に入れましたので、マイナス1.6メートルの蟹江中学校、同じく蟹江小学校、同じく新蟹江北保育所、マイナス

1.4メートルの新蟹江小学校、新蟹江児童館、それからマイナス1.2メートルの須成小学校等を見せてもらってまいりました。

堤防の沈下、あるいは決壊で、一部分でまず水が入ります。その後、震源地によりますが、地震の場合、津波が2メートル、3メートル来ると言われております。この到達時間は30分から3時間後だと言われておりますが、2メートル、3メートルが来ることになると、足しますと、3ないし4メートル以上の水につかることとなります。計算上は2階でも危ない可能性があります。すると、3階以上を避難所として指定する必要がありますが、大変難しい指定になります。今後の対策及びお考えをお聞かせください。また、浸水が始まってから避難するのが適切であるのかも判断の必要性にかられます。近鉄駅近くの方は蟹江中学校まで行くうちに流されるわと言ってみえました。避難経路も早急につくる必要があると思っておりますが、いかがですか。

○総務部次長兼安心安全課長 岡村智彦君

緊急避難所と指定避難場所についてのご質問に回答させていただきます。

災害対策基本法が平成25年6月に改正され、異常な現象の種類ごとに、当該災害の危険から緊急に逃れるための指定緊急避難場所を指定することにより、円滑かつ安全な避難を促進されました。また、被災者を避難のために必要な間滞在させるため、一定の基準を満たす施設を指定避難場所として指定するよう改正をされ、今年度中に見直しを完了したいと考えております。

浸水災害が起きたとき、またはおそれがある場合に、住民等が安全に避難できるための浸水避難計画を策定する必要があります。そのためには、それぞれの地域の詳しい情報を最もよく知っている地域住民等自身が計画づくりに参画することが必要になります。また、住民が津波浸水避難計画づくりを通して学んだことをそれぞれの地域に持ち帰り、地域の自主防災リーダーとしてみずからの地域の防災力を向上させることも、この計画づくりの目的の一つでもございます。過去の浸水災害により大きな被害を受けた地域では、過去の災害から学んだことを後世に伝えることも大切となっております。

避難経路についても、浸水避難のあり方は、地域の状況によっても異なってまいります。地域における避難経路を策定するに当たっては、その地域の情報を最も把握している住民等の意見も取り入れながら、避難経路計画をつくり上げていきたいと考えます。その中で破堤も想定された案を示すよう、さまざまな周知すべきことを取り入れていきたいとも考えております。来年度以降に避難計画及び浸水マップ等を作成し町民等にお示しをしたいと考えております。来年度以降、平成27年度末に完成予定というような計画でございます。

よろしく願いいたします。

○11番 奥田信宏君

それでは、まずこの件でどこか町内会と話し合いをもうされているところはあるんでしょ

うか。ということは、全部の町内会を来年度のグループで全部でやるというのは大変難しいと思っておりますが、今年度でどこか計画されているところがあるかどうかと、それからどのような進め方をされるのかの2つをお聞きをしておきたいと思っております。

○総務部次長兼安心安全課長 岡村智彦君

まず、町内会と話をされているところはないかということでございますが、こちらのほうの計画の見直しというところに対しては、今回の避難の関係のところもございまして、被害想定を全面見直しということで、全面改定という計画があります。そちらのほうに関しましては、いろいろなアセスメント調査とかそういうものを盛り込みまして、こちらのほう委託業務ということで考えております。

各町内会においては、一番自分たちの地域というところの浸水避難計画づくりというところに関しましては、自主防災リーダーとそれぞれの町内会のほうで、いろいろな被害を受けるところは、こういうところが危ないというところの話に関しましては、各町内会、自主防災会のところにおきまして、みずプロというような地図を作成している町内会もございまして、例えば駅前の町内会におきましては、そういうものが作成をされており、一番危ない箇所、避難計画などというものの作成に当たるよう、そういうものが使われることになっております。

今後は、それぞれの町内会におきましても、細かいそういうようなものを作成していただけるようにお話を進めていきたいと思っております。

また、進め方につきましては、こちらのほうに関してはそういう進め方を推奨するんでございますが、やはり難しい部分がございますので、いろいろと業者のほうに委託をして提案をしていくということで進めていきたいと考えております。

以上です。

○11番 奥田信宏君

これは、先ほど中村さんもおっしゃって見えましたが、できましたら、これはスピード感を持って町内会等とも大至急、その町内会の自主防災なんかで話をしてもらおうということは、やっぱりその地域が防災について、自分たちでも考えなければいかんというふう意識を変えてもらえるような気がいたします。こういうような話をしますのも、やはり自分たちの身は自分で守るという気にならないと、これはやっぱり前へ進みませんので、よろしく願いしておいて、先へ進ませていただきたいと思っております。

次に、県の700人の死者が出る想定の中、そのうち90人は建物倒壊による被害者となっております。この数字は努力次第で下がる数字だと思っております。この建物倒壊の人数が出たのは初めてであります。町の耐震診断を受け、診断により危険となったとします。いざ見積もり補助金を申請しますと、本年度の補助金の枠がありません、次年度以降にお願いをします。診断を受け耐震補強をしようと思われた方は不安なまま待つこととなります。来年

の3月まではできません。これは地震が来る来ないの保証は誰もすることができません。県も家屋倒壊による死者を発表するならば、当然補助金を増額するのが私は責任だと思いますし、以前にも国の補助金の枠がなくなったときに、町と一緒に県も補助金を出したことがあったと思いますが、このようなことをできるのかどうか、まず財政担当の方からご答弁をお願いをしたいと思います。

もうちょっと先にいきます。

また、危ないとなっても、建物改修・補強の見積もりをとったら余りにも高額なので、諦めたとのお話もよくお聞きをいたします。1部屋だけの耐震でも補助を出したらと思います。その1部屋だけに、この部屋に逃げ込めば耐震があるよという部屋を、それに補助を出したらどうかと、今思っております。

蟹江町では障害者のベッドの補強するとか一部の補助の新設をされましたが、障害の方だけが助かり、家族の介助者が犠牲になられては、せつかくの補助が生かされません。せめて1部屋だけ耐震で、上限を改修金額の2分の1、あるいは3分の2以内として、補助の上限を30万円から50万円とかに工夫をして、少しでも家屋の倒壊の犠牲者をゼロに目指していく考えはありませんか、お答えをお願いいたします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

耐震改修補助に関するご質問でございますので、私のほうから一括してご答弁させていただきます。

耐震改修の補助金につきましては、現在、1件当たり限度額120万円の交付を行っておりますが、予算の作成に当たりましては、前年度までの改修実績等を勘案いたしまして予算計上、確保をしております。

木造住宅の耐震改修に対する補助金は、人命にかかわる補助金でもございますので、仮に当初予算の枠を超えることになった場合は、可能な限り補正予算での対応を検討し、財政担当とも調整し、予算を確保できるよう努めております。過去にも、議員おっしゃいましたように、国・県の補助枠を超えた申し込みがあった中でも、補正予算で対応し、耐震改修の補助をさせていただいたこともございます。

また、ご質問の中で1部屋だけの耐震改修に対する補助につきましてご提案をいただきました。建物倒壊から人命を守る有効な手だてと思われまますので、補助制度の導入の可能性については精査をさせていただきたいと思いますが、この1部屋だけの耐震に類似した補助制度として、今、議員のほうからも触れていただきましたが、町では今年度、平成26年度から地震に負けない家づくりを応援するために、民間木造住宅段階的耐震改修費補助制度と民間木造住宅耐震シェルター整備費補助制度という新たな補助制度を導入いたしました。

内容といたしましては、段階的に耐震性を高める改修工事を行った場合、高齢者や障害者などの生命を守るため、住宅内に安全な空間を確保する耐震シェルターを整備した場合に補

助するものでございますが、それぞれの制度に補助対象となる要件がございますし、従来からの耐震改修費補助金も含め、まずは町の無料耐震診断を受けていただくことが条件となっております。

今後におきましても、我が家を地震から守る耐震改修事業の推進につきましては、町広報やホームページへのPR記事の掲載、さらには対象者へのダイレクトメール等、その推進を図るべく進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○11番 奥田信宏君

それでは、実際に今、件数は例えば本年度は何件があるかが抜けておりました。何件があって、果たしてその件数が正しいのかどうか、まずちょっとお聞きをしていきたいんですが、それともう一つ、高齢者や障害者のシェルターの話もお聞きをして、ちょっと質問したわけでありまして、1部屋改修を使うには今の制度では無理なのではないかと思っておるんですが、使えるものなんですか、その辺もちょっとお聞かせをいただきたいと思っております。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

まず、昨年の実績のほうからご報告いたしますが、耐震診断を受けられた方が28件ございました。

それから、改修のほうでございますが、昨年度は4件の耐震改修をしていただきました。今年度でございますけれども、一応耐震改修のほうの補助金につきましては、120万円の補助金が3件分見てございます。

あと、新たな補助制度、これはまだ未知数な部分がございますので、とりあえず2件ずつ補助金を出すように予算を組んでございます。

また、1部屋だけの耐震改修ですね、これが今の制度からはまるかどうかということですが、段階的に補助、これが今の話は規定がございますが、そのケースによっては補助対象になる場合もあるかもしれません。ただ、それは計画、状況、それぞれ勘案してちょっと審査をさせていただきたいと思っておりますので、耐震シェルターのほうにはこれは該当しないと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○11番 奥田信宏君

これは、後でまた町長さんに一括してお聞きをしようと思っておりますが、実を言いますと、耐震診断をされる方にお聞きをしまして、実際は1部屋だけの筋交いを入れたりとか、いわゆるピタットとかいう、要するに部屋を支えるんですね、そういうものだとか、天井のところに強化材を入れると何十万もかからないんじゃないかと。かなり安い金額でやれるんじゃないかという話もお聞きをしておりましたので、これも生命を守るためですので、もし後で町長さんからご答弁をいただけたらありがたいと思っております。

次に、避難所の防災の物資等についてお尋ねをいたします。

現在、避難所1カ所について乾パン缶詰600個、飲料水2リットルペットボトル200本、防水シート10枚、仮設トイレ、これはちょっといろいろほかに入っているところがありますが、2個等が備蓄されております、毛布等も含めますが。

そこで、疑問点をまず幾つか申し上げてみたいと思います。

収容人員に関係なく、どこでも同じような数字が備蓄をされておりますが、中央公民館、体育館等、それから防災倉庫等は別として、収容人員の多いところの蟹江中学校で670人、西之森本田公民館の30人まで、多分今一緒の数だと思っておりますが、データでは一緒になっておりましたが、どうしてでしょうか。

そして、もう一つの疑問は、物資が置いてあるところも今回はある程度お尋ねをしてまいりましたが、1階、あるいは1階の中で分散して、例えば水と乾パンだけは中2階に置いてある。そのかわりブルーシートと、それからトイレなんかは1階にありますとか、いろいろな保管をしてみえました。それで果たしてこれが、まずこの保管の方法だと災害があった場合に、お聞きはしたんですが、誰か学校に見えないと、まるっきりわからないというのが、まず一つ。それから、2つ目は、この分散をして保管をしたりとか、こういうのを誰かがチェックをしてみえるかどうか、これもちょっとお聞きをしたいと思います。

先日もらいました、町の26年度防災計画の66ページには、住民の10%の避難を目標とありましたが、昨年的一般質問では、住民の方は最低でも3日間の備蓄をしてもらいたいとの岡村次長さんからの答弁を頂戴をしておりましたが、2リットルペットボトルが200本ですと、水は1人1日2リットル、あるいは3リットル必要と言われております。2リットルとしましても200本では100人の1日分になりますし、蟹江中学校では670人となっております。どんな計算なのか、私は余り割り算は得意ではないかもしれませんが、それでお教をいただきたいと思ひますし、また仮設トイレが1カ所に2個とはどういう考え方なのかもお聞かせをいただきたいと思ひます。

○総務部次長兼安心安全課長 岡村智彦君

まず、避難所の備蓄品について、こちらは備蓄食糧の関係でございます。

現在の整備状況から、どの避難所にも同数の備蓄品が保管されているのは事実でございます。この根拠といたしましては、避難者はどの避難所へ避難をしてもよいという観点と、管理上、一律同数の備蓄品を整備してきました。

ことしの5月30日に公表されました愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等の被害予測調査の結果にて、災害発生後の避難者数は1日後で約1万5,000人、それに加え帰宅困難者が約2,200人出ると想定されたこと及び災害対策基本法の一部改正に伴い、本町においては早急に備蓄資材等の多様化及び整備強化を図っていくところでございます。

今後の計画といたしましては、現在備蓄している非常食、合計で4万食、そちらの数を5カ年かけて防災倉庫のアルファ米と、収容可能人数の多い各小・中学校及び体育館、図書館

の乾パンの備蓄量をふやし、避難所の非常食の総計を1.5倍の6万食まで整備することを考えております。この根拠につきましては、被害予測調査から1日後の避難者数に帰宅困難者に加え、約1万7,000人に3食与えることができる数にプラスアルファをした6万食という解釈です。

次に、水の確保、ペットボトル及び仮設トイレの関係についてご答弁申し上げます。

非常時における飲料水の確保の必要性と対策についての考え方についてのご質問でございますが、まず、飲料水の確保についてですが、避難所に2リットル入りペットボトルが5,000本、1万リットル備蓄されております。

次に、緊急給水設備につきましては、浄水場に4基ある配水タンクのうち、2,000立米と1,800立米の2基に、震度5弱以上の揺れで自動的に遮断弁が作動し、応急給水用として備蓄できるようになっております。配水タンクは常時70%から90%の貯水量で運転されており、最悪でも2,500立米は確保できる見込みでございます。

ちなみに、災害時には1人1日3リットルで3日分の水の確保がされておりますが、単純計算で約3週間分の備蓄となります。水道管に異常がなかった場合には、西尾張中央道沿いに緊急応急給水施設が4カ所と、県水道管と町水道管を結ぶ支援連絡管が1カ所設置されており、緊急時には県水道管より直接配水できるようになっており、飲料水についてはおおむね確保されていると考えております。

また、各避難所に配備してあります各200本は、非常食アルファ米などをつくるための水と解釈しておりますが、今後、非常食を1.5倍にふやすことにより、水も200本から240本にふやしてまいりたいと考えております。

次に、トイレについてでございますが、各避難所の収容可能人数に対して、100人に1基必要だと考えております。この数は特に設置基準等はございませんが、阪神・淡路大地震において避難場所、公園などに設置された仮設トイレの設置実績、ピーク時の仮設トイレの供給基数は約3,900基、ピーク時の避難者数は約32万人、避難者82人当たりの仮設トイレ1基設置、こちらは阪神・淡路大地震の実績でございますが、そちらを踏まえて100人に1基ぐらいが十分な数だと考えられます。現在、避難所の収容可能人数の総計は7,570人に対して、仮設トイレ及び簡易トイレテントが合計73基整備されており、今後の整備予定としては、簡易トイレを各小・中学校へ整備し、100人に1基が賄えるよう整備をしていきます。目標数は85基、そこから現在の73基がありますので、引きますと、あと12基不足はしております。

現在の収容可能人数が7,570人で、避難者数の想定が約1万5,000人に帰宅困難者の2,200人をプラスした1万7,000人との不整合な点が出てきますが、この点につきましては、今年度及び来年度事業の蟹江町地域防災計画の全面改定により、現在の避難所の見直し、災害に適した収容可能人数の算定をしていきます。

また、1階の備蓄の関係で、1階で中学校で分散がしてあると。水だとかそういう乾パン

などが2階であるというような関係でございますが、本来基本的には2階以上に上げていただきたいんですが、やはり保管場所というところに関しまして、学校を主に考えますと、それぞれ必要な箇所ということで、どうしてもそういうところが空きが非常に難しいというところではございますが、こちらのほうに関しましても、数と同様、適した収容の数、必要な備蓄品の数というものを、全面改定により算定をし直しして改正をしていきたいと考えております。

次に、チェックをしているかという点でございますが、こちらは毎年、年次計画によって備蓄品の購入を行っておりますので、その際に必ずチェックをしております。安心安全課の職員でチェックをしております。

以上でございます。

○11番 奥田信宏君

実を言いますと、まず水の件であります。

昨年の私、一般質問のときにお話をしました、今の水道タンクの話なんかも全部お聞きをしておりますが、そのときに私が申し上げておりました、全部周りが水につかっています。ここだけが、タンクだけが水につかっていないという話はありません。そして、柱もつかっています。そうすると、誰が水を運ぶか、取りに来るかというのがあります。そうすると、やっぱり避難所である程度の水は確保しておかないと、これは無理なんだろうと、私はそういう考えで去年もお聞きをしましたし、今でも変わっておりませんが、これは申し上げておいて、全体が水につかったときにどうするのかを考えていただきたいと思っておりますし、それから、もう一つ、トイレについてですが、100人に1つというのを私は実はこれは知らなかった、今お聞きをしてちょっとびっくりしたんですが、私は家族数がせめて30人に1個ぐらいないとこれは無理なんじゃないかと思っておりましたので、20人はちょっとたくさんになり過ぎるかなと、30人に1つぐらいないことには、100人に1つという計算であれをしてみるというのはちょっとびっくりしましたし、どんな使用方法になるのかよくわかりませんが、一度そこら辺も後でこういう理由でと、今、阪神・淡路だと言ってみえたんですが、ちょっと後でまたこれはお聞きをしておきたいと思っておりますし、これはまた後にしましょうか、また後でトイレの話はしますので。

それでは、次に、昨年の3月議会でも質問をしましたが、緊急を要する備品の中に、私は町内会の自主防災の備品としてトイレ及び担架を挙げ、自主防災に対する補助率をその部分だけでも4分の3、あるいは5分の4のような補助にして普及させるべきではないかと質問をいたしました。

トイレについては、今後、避難所に備蓄をしておきたいと今聞きましたが、85基で終わりのような答弁であり、また、下水道に緊急トイレの設置をお願いしておきました。これは、蟹江小学校ほかで今、下水のところは緊急用の取り付けが完了しておりますが、これも水に

つかっていけば使用ができません。そして、簡易型トイレも今設置が進みつつありますが、どこが設置済みで、85ですから、今73、あと12ぐらいが目標にしてみえたのかと思いますが、まず85はいつ全部終わるのかをもう一度お尋ねをしておきたいと思います。

特にいつ起こるかわからない災害です。蟹江町の簡易型トイレは強度も強く、それから使用形態もよいとお聞きをしておりますが、大変値段が高いと思っております。そこで、目標は避難所の定員の何人に1台程度を目標であるのかをお教えてくださいというふうにお聞きする予定でしたが、これは100人と言われましたので、ちょっとびっくりをいたしました。

そこで、私は今回、安価で持ち運びができ、高齢者、障害者の方でも利用できるものはないかと探してみました。強化段ボール製のトイレがあるのを知り、実物を見たいと購入をいたしました。これは、町が今備蓄をしております簡易トイレの価格の20分の1ぐらいであります。2個購入をいたしました。自宅に置いておくつもりですが、組み立て前の大きさは幅40センチ、長さ60センチ、厚み8センチ、重さ2キロ強です。事務局の外に実物をお持ちをしておりますので、後で興味のある方はごらんになってください。

このトイレは、この近隣でも稲沢市、あま市、津島市、愛西市で現在採用済みであるようであります。単独でも利用できますが、学校の2階、3階等の和式トイレにも設置し、これが洋式として利用でき、お年寄りや障害者の方も座って利用ができます。安心安全課にもう一個お持ちをし、実際に組み立ててもらいました。女性の方に実質5分以下で組み立てができました。これも今3階へ、隣に置いております。先ほど何かごみ入れかなと見てもらったのがそれではありますが、近隣の市で採用されておりますが、どのようにお考えになりますでしょうか。私は、各町内の実情に合わせて自主防災会等で備品として持ったほうがいいような気がいたしますが、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

そして、ついでにやっておきます。

次に、担架について、同じような質問です。担架は自主防災の備品になっていないかと思っておりますので、ちょっとご質問をさせていただきます。

避難所はマイナスメートルの立地及び3メートルの津波を考えると、2階より3階、4階に設置の中心が移ってくると思います。

そこで、障害をお持ちの方を上階に上げるには担架が必要となると思います。防災訓練での毛布による簡易担架ではとてもちょっと対応ができないと思っております。まず、家から避難の時点で必要になりますし、これは避難所での備品では、災害のときに避難所に行くのでは何のための備品かわかりませんし、先にお聞きしましたトイレもですが、自主防災等で保管をしてもらい、活用していただく備品だと思っております。

この担架は、地域の実情に合わせ、必要であるのかないのか決めてもらえると思っております。そこで、これも実を言うと値段を調べてまいりました。キャスト付きのアルミ製品

で固定ベルトが装備で2万円台からあります。これは見本を持ってきておりません。これは購入しませんでした。

障害をお持ちの方の情報は、地域の方が一番わかってみえます。これについては本当はきょうからでも必要だと思っております。自主防災の備品として4分の3、あるいは5分の4のように地元負担を極力少なくし、先行取得もお認めいただくことはお考えになりませんか。このようなものを逆に自主防災で持ってもらおうということは、自主防災の意識の啓発にもなりますし、この補助金で障害をお持ちの方、そして家族、近隣の方の安心を持ってもらえると思いますが、いかがでしょうか。

○総務部次長兼安心安全課長 岡村智彦君

まず、自主防災の補助についてでございます。

現在、蟹江町の自主防災組織育成事業助成交付要綱が、平成7年6月より運用を開始し、各自主防災組織の申請により補助金の交付を行っております。現状は各自主防災組織からの申請実績を見ますと偏りが出ているのも事実でございます。補助率や補助対象の関係から事業に取りかかりづらいということも考えられます。

助成対象につきましては、資機材整備事業、2番目として消火栓用消火器具整備事業、3番目として備蓄食糧及び消耗品の資機材整備事業、4番が活性化事業、その他町長が認める事業とございます。交付金額は、事業に対し4分の1から2分の1となっており、今後、各町内会ごとに地区の防災計画を策定していくとともに、住民の方々の自助・共助・近助の力を養っていくために有効に補助金を活用していただけるよう、より補助率を上げるなりの検討をしていく必要があるのは事実でございます。この話は財政面での話にもかかわっていきますので、総務課とも協議をして進めていきたいと考えております。

次に、トイレ、担架についてのご質問にお答えします。

まず、トイレについてでございますが、先ほど答弁をさせていただきましたとおり、各避難所の収容可能人数に対して、議員は30人に1つというようなのが妥当ではないかということで、阪神・淡路大震災の実績で100人に1基ということで整備を目標に進めております。この数は特に設置基準等はございませんが、先ほどの阪神・淡路大震災における避難場所、公園などに設置された仮設トイレの設置実績、こちらを踏まえて100人に1基ぐらいが十分な数だと考えられます。

現在、各小・中学校へ簡易トイレを整備中で、整備済みは舟入小学校、新蟹江小学校、須西小学校に加え、中央公民館、中央公民館分館、図書館、防災倉庫でございます。本年度は、蟹江中学校の2基整備を考えており、各小・中学校への整備完了年度は29年度であります。

しかし、下水道課における簡易トイレの整備を考えると、100人に1基は既に整備済みと言える状況には達しております。しかし、こちらのほうの100人に1基の整備済みというのは、先ほど言いましたように、全て浸水をし、いろいろな面で使えないというケースの

場合は非常に難しいという数字にもなってきます。段ボールの強化トイレにつきましては、また最後のほうで述べさせていただきます。

次に、担架についてご答弁させていただきます。

簡易担架のつくり方、搬送の訓練では、毛布の両端をくるくる巻いて持ち手にした方法や、毛布とステンレス棒を使った担架のつくり方などがありますが、そのほかに、ほかのものを代用する考え方もあります。例えばけが人が続出して搬送用の担架が不足した場合には、毛布やシーツなど大き目の布は担架がわりに活用ができます。布の縁をくるくると巻き込むと、持ちやすい取っ手ができて使いやすくなります。重要なのはそういった臨機応変な対応力でございまして、知恵や工夫そのものです。ふだんからこうした訓練を積んでおくことが、本当の防災力を身につけるうえで大切だと思います。

今後、さらに自主防災組織の訓練を消防署等とともに周知徹底をし、訓練をしていただくようお願いをさせていただきます。

担架につきましては、消防団詰所には各1台ずつ既に配備し、自主防災組織育成事業助成交付金の対象にもなっておりますので、今後もさらに導入を推進していき、補助率の件につきましては、先ほど申し上げましたが、総務課とも協議をして進めて考えていきたいと思っております。

それと、強化段ボール型トイレ、こちらのほうは安心安全課のほうにお持ちしていただいて、実際に我々の女性職員が5分以内で簡単に本当につくることができました。こちらのほうでございしますが、近隣の市で採用されているということで、どのように考えるかという質問でございますけれども、安価なもので自主防災組織において購入していただき、利用していただきたいと、私も奥田議員の言うとおりに考えております。また、それに加えて、収納場所というところもとらず、安い、よりいいものと考えております。

この資機材というものは、現段階では3分の1の補助率であります。こちらも担架と同様に補助率の見直しを検討していきたいと考えます。

全ていろいろな面に関しましても、改定のところに加えまして、それぞれ各町内会のほうともまた相談をして進めていきたいという考えでございますので、よろしく願いいたします。

○11番 奥田信宏君

実を言いますと、トイレの話は結構今回こだわったんですが、マイナスメートルのところには浄化槽より下水の口があるのがほとんどでして、今、図書館のところと、それから北中と本当に二、三カ所しか、プラスのところにある浄化槽、あるいは下水が余りない。それで、これは多分大変だなと思って、ちょっと今回はこれを一遍中心にと思って、ついついいろいろなことを考えておりましたが、一度、担架とともに自主防災等に補助は上げていただけるように、ぜひとも努力をしていただきたいと思います。どういうタイプのものにかかわらず、

それともう一つ、担架のことについては私は逆に毛布ですとかああいうものを持って3階、4階まで水がついているのを、当然水にもぬれますし、上げるのがちょっと大変だろうと思っています。

それで、やっぱり一つは自主防災の中でその実情によります。例えば大きいマンション、ライオンズマンションなんかで、別に担架を要する必要なしにそれは上がれるんですが、例えば私どものところだと、2階建ての家までしかありません。3階や4階はそれこそ一部しかありませんので、そうすると、そこへ上がっていただくのが、やっぱり地元の自主防災会が持って上がれるようにしておいたほうが、やはり犠牲者が出ないかなという考えで、これはぜひとも啓蒙していただきたいというふうに、まずお願いをしておきます。

次に、ちょっと話が同じような話になりますが、蟹江町は、設楽町と交流・協力に関する協定をこの7月に結ばれ、私たち議員も先日キャンプ場等を視察に伺いました。その協定の調印が、7月8日の中日新聞の尾張版に掲載をされました。その記事の後ろのほうにですが、海部郡の他の2町村の災害時相互応援協定が締結されているというのが載っておりました。大治町は東栄町、飛島村は豊根村と締結されているようであります。

今後、伊勢湾スーパー台風、南海トラフの巨大地震等を考えると、同じような人口等の自治体で離れていて、交通の便がある程度利用できる、利便性があるような、県外を含め自治体と、災害時の応援協定を結んでおく必要もあるのかなと思いましたが、これは町長さんに後で一括でご答弁をお願いをしたいと思います。

また、愛知県だけでなく、三重県の桑名市も含んだ広域での避難が検討をされております。これが木曾三川下流部の広域避難計画というのを蟹江町でも片田先生という講演をお聞きをしましたが、その方が多分アドバイザーになってやってみえるんだろうと思いますが、また9月23日には木曾三川下流部の防災サミットということで、桑名の市民会館で大規模水害時の広域連携を考えるというテーマで、パネリストに地域の関連する桑名市、あるいは木曾岬町、それから海津市長さん、弥富市長さん、愛西市長さん等が出席をされて、広域の連携を考えるというサミットというのが開かれます。私がお聞きしているところでは、広域避難については蟹江町もオブザーバーとして参加をされているようではありますが、何年か前からこれはもうやられているようでありまして、この現在の状況をお聞かせをいただけたらありがたいと思っております。

○総務部次長兼安心安全課長 岡村智彦君

愛知県のほうでも、TNT、東海ネーデルランドということで行っておりますが、愛知県だけでなく、三重県、桑名市を含んだ広域での避難を検討ということで、現在の状況でございます。

平成26年8月の時点で、東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会、作業部会において危機管理行動計画ということで、いろいろな課題が出ました。まず、避難勧告を発令するタイ

ミングの見直し、広域避難者数35万人の精査、また広域避難計画における課題ということと、また情報発信における課題というようなことで、それぞれ協議会のメンバー、共有すべき情報の整理ということで行っております。

上記の課題につきまして検討会議を行っております。また、台風の進路、規模などの変動に応じた対応、今年度台風の対応に取り組んでおりますので、平成26年度の作業スケジュールといたしましては、27年1月ごろ、TNT作業部会の最終案を提示するというような予定で聞いております。また、平成27年2月ごろ、TNT協議会において危機管理行動計画第3版を策定、このような状況で進んでおります。

先ほど議員が申しましたように、三重県の本曾三川下流部高潮・洪水災害広域避難検討会ということで、こちらのほうは、群馬大学広域首都圏防災研究センター長の片田教授を交えての検討会も進んでおります。本町におきましても、こちらのほうの本曾三川下流地域における想定する災害も少なからず影響を受けると考えまして、近隣の弥富市、愛西市なども参加する会議にオブザーバーという形で参加しております。こちらのほうも広域避難対策、情報の伝達など大切なことと考えております。住民の自助力・共助力、そちらの向上の指標になるよう、現状と課題に今後も取り組んでいく考えであります。

以上でございます。

○11番 奥田信宏君

それでは、次に、この8月30日の中日新聞に掲載をされましたあま市の取り組みについてであります。地震の揺れを感知し、自動解錠の鍵箱の設置です。今まで実を言うと何度も鍵の管理の質問をしておりますが、こんな方法ができたかと喜びました。鍵の保管を受け持つ方は地震のときに責任感で大変だろうと思っておりました。前もってある程度予測ができる台風、豪雨等でなく、地震は時をはかれません。そんな中で、この機械は震度5弱以上で扉が開く仕組みで、夜間、休日でも避難してきた人が誰でも、どこの鍵だかを知っておれば取り出せるようになります。設置費用は、あま市の場合、12校で720万円で、1校当たり60万円であります。蟹江町は、小学校、中学校ならば7校で420万円の計算になります。蟹江町も追加補正でも早急に設置をお願いをしたいと思いますと思いますが、これは財政も絡んでおります。大変早くやってほしいことの一つでありますので、財政担当、あるいは副町長さんからご答弁をお願いしたいと思います。

それで、最後に総括として町長さんより、ずっとこれは私が話をしておりました住民の避難経路、建物の耐震補強の補助数の増、また1部屋補助の新設、緊急を要するトイレ、担架等の補助率の引き上げ、災害時応援協定の考え方、そして自動解錠の鍵箱の設置について、ご意見をお聞かせいただけたらありがたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 岡村智彦君

自動解錠の鍵の関係につきまして、私のほうからご答弁します。

まず、防災ボックスというものは民家が倒壊するような地震のときに、この防災ボックスというのが解除いたします。大体震度約5に設定してございまして、中から必要な鍵を取り出して、目的の部屋や避難所の扉をあけることができます。

民家が倒壊するような激震では、合い鍵管理者が防災庫の鍵を持ってこられないケースがございます。また、学校施設の鍵箱、鍵フック等鍵が多数ある場所の場合、震災の混乱時、必要な鍵だけ取り出すのは極めて困難なことだと考えられます。

そこで、震災後直ちに必要な人命救助用機器保管庫や非常口扉の鍵、震災時必要な小物も入れておけば、震災後すぐに必要なものを取り出すことができます。したがって、防災ボックスを従来の鍵管理の補助装置として使用することで、なお一層の安全性を獲得することができます。

議員がおっしゃっていましたように、先日、中日新聞に掲載されましたあま市のことについてでございますが、あま市につきましては、教育委員会が所管してやったそうでございます。こちらのほうは、各1基自動解錠ボックスを設置する予定ということで、17校ということ聞いております。

蟹江町でも、以前から避難所の鍵の問題が検討事項になっておりまして、この防災ボックスが問題解決する見込みが大でありますので、まず来年度に旧蟹江高校の南棟に設置を希望します。今後、各避難所に設置できないか研究・検討していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○副町長 河瀬広幸君

今、防災の鍵ボックスのお話をいただきました。特に目からうろこという感じで、今まで各地区のタウンミーティングでも、それぞれの避難所への避難方法、そして緊急時での鍵の解錠等、いろいろ問題になった経緯があります。確かに奥田議員がおっしゃったように、あま市でも既に先行でどんどんそろえられているようでありますので、一度状況を見つつ、さっき担当の答弁では蟹江高校跡地の南に1カ所と申しましたが、財政関係もございまして、再度検討いたしまして、できるだけ早急に設置できるかどうかを検討して、またご返事をしたいと思っています。

以上でございます。

○町長 横江淳一君

それでは、奥田議員のご質問にお答えをいたします。

おっしゃった最後でございますが、いろいろご質問をいただきました、住民の避難経路、建物の耐震補強の数、トイレ、担架等々の引き上げでございます。

まず、災害対策基本法が改正され、この被害想定も含めて指定避難所だとか緊急避難場所についての見直しを、とにかく今年度中にしっかりやっていきたいというふうに、これはお約束をさせていただきます。

また、特にこの辺は我々が一番恐怖に感じておりますのは、津波の被害もさることながら、6本の川を抱えておりますし、一番堤防が地震によって沈下し破堤する、それが70%沈下をするという、これはマックスでありますけれども、恐ろしい数字が出ております。それについて一つ一つ対応ができるかどうかは別として、その被害想定を受けて、我々は早速、河川海岸協会、会長が大村愛知県知事、副会長が弥富市長、我々は南部の代表として飛島、そして私も即、国交省のほうにお願いにまいった次第であります。そのときに、とにかく国でやっていただけることはしっかりやり、もう一つ言うと、県の建設部長も一緒に同行をされましたので、しっかりと2級河川、そして県が担当していただけたところにつきましては、しっかり整備をしていただきたいという要請をさせていただいたところでもありますので、そのこともつけ加えてお話しをさせていただきたいと思っております。

また、住民の避難経路につきましては、せっかく指定をしたんですけれども、夜になると暗くてどこに行ったらいいか、誘導がわからないというようなこともあって、今回、実はご寄附をいただきまして、表示灯協会の方がわざわざ、ちょうど蟹江中学校に行く避難誘導路の確保ということで、夜に近鉄のほうから見ていただきますと青い点滅が50個ばかり多分ついていると思います。これを蟹江町に重要なところはつけてまいりたいというふうに考えております。

また、建物補強の複数の補助数の増、これについても、毎年毎年予算組みをするときに、大体どのぐらいの方が耐震補強に供されるのかということを考えながら、3件から5件ぐらいの予算を実は組むわけですが、ここにもございましたように、まずは耐震の無料診断を受けていただくということが大変必要であります。これも我々、しっかりと電話をさせていただいたり、一級建築士の方、蟹江町におみえになります建築士の方とご相談申し上げ、啓発・啓蒙もしっかりやってまいりたいと思っております。

比較的耐震が安く済む方につきましては、ついぞや180万円ぐらいで終わったんでしょう。久しぶりに120万円の補助金の決裁をさせていただきました。今後、先ほど言いました、安易、簡易にできる耐震改修についてはどんどんと啓発・啓蒙していただいて、補助金を活用していただけるとありがたい、これも啓発・啓蒙をやってまいりたいというふうに考えております。

また、1部屋の補助の新設につきましても、担当が申しあげましたとおり、シェルターの補助金が見えるかどうかを早急に精査をし、我々が判断できる範囲であれば、即これもスタートさせていただきたいというふうに考えてございます。

あと、トイレ、担架の補助率につきましても、防災担当としっかり話をしながら、前向きに前へ進めてまいりたいとともに、できるところから、特にトイレについては私もちょっと100人に1つというのはどうだろうかという感じを持っておりますので、そんなに簡単に、なおかつ安価にできるのであれば、これはそれぞれの避難所のところに置いてもいいのかな

というに思っておりますので、できれば早期に考えていきたいというふうに思っておりますので、担当者にはしっかり話をしていきたいというふうに考えております。

災害時の応援協定の考え方ではありますが、これは全般、設楽町との協力に対する協定ということで、議員各位にも設楽町のほうに行ってくださいました。設楽町長とのお話し合いの中では、当然これは防災に関する事、それから蟹江町の行政に関する事、それから人的交流の事、商工会の事、物産の事、全てを網羅をした協定だというふうに考えていただければありがたいと思います。

決して防災に特化した協定ということではございませんので、それは東栄町さん、そして豊根村さんとも相互応援協定を結ぶ用意もございまして、実際それぞれ2町1村、向こうも2町1村でありますので、相互性を持って相互補完もさせていただき話もしっかりと今でき上がっておりますので、同じ地域で災害被害を受けたところよりも、ちょっと離れたところが応援をいただけるのは大変ありがたいことでもありますので、この地域はもとよりでありますけれども、今後もまたいろいろなところで協定を結んでいきたいというふうに考えてございます。

最後でございますが、自動解錠のことにつきましては、今、副町長が申し上げましたとおり、私もことしの町内会嘱託員さんの研修に実は自動解錠を施した鳴門市の視察に行っていました。30町内会の役員の皆様方はそれをごらんになっておりますので、たまたま体育館でありました。できることからやりたいというふうに、私もご答弁をさせていただきましたので、しっかりと予算を見ながら前へ進めてまいりたいというふうに考えております。

最後でございますが、今、蟹江町は防災の後にBCP、いわゆる業務継続計画を立ててございます。これは、災害発生時にいち早く普及ができるように業務を進めるというものでありまして、これもしっかりと重視しつつ、蟹江町を災害に強い町にしていきたい、防災・減災の町にしていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○11番 奥田信宏君

ありがとうございました。

それでは、今の例えの話、今、町長さんからいただきました耐震補強の話なんですが、ことしの人数の数字が出てからみんなびっくりして、それまで死亡者という数字がなかったので、倒壊で、ことしは多分ふえているだろうと私は思って、実を言うとこれも思ったことでもありますし、特にいろいろなことをまた申し上げましたが、ぜひとも実現をしていただくようによろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それで、終わりに当たり、いま一度、平成26年8月豪雨の被害者、また3年半前の東日本大震災の方の一日も早い復興を応援するとともに、福島原発が一日も早く収束しますようご祈念を申し上げ、質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長 吉田正昭君

以上で、奥田信宏君の質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会します。

(午後 4時42分)